

第七十五回 参議院運輸委員会議録第九号

昭和五十年六月十七日(火曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動	
六月六日	
辞任	森中 守義君
理事	補欠選任 戸田 菊雄君

出席者は左のとおり。

委員	宮崎 正義君	松本 操君
	戸田 菊雄君	
事務局側		長 運輸省航空局次長 松本 操君
	常任委員会専門員	術部長 運輸省航空局技官 川 普君
気象庁長官		氣象庁長官 毛利圭太郎君
	外務省アメリカ局安全保障課長	防衛施設庁首席連絡調整官 奥山 正也君
		池部 幸雄君
		説明員 山下新太郎君
		奥山 正也君
		黒住 忠行君
		平井 卓志君
		前川 旦君
		三木 忠雄君
	石破 二朗君	石破 二朗君
	今泉 正二君	今泉 正二君
	岡本 哲君	岡本 哲君
	橋 正雄君	橋 正雄君
	永野 厳雄君	永野 厳雄君
	宮崎 正雄君	宮崎 正雄君
	山崎 竜男君	山崎 竜男君
	青木 薫次君	青木 薫次君
	瀬谷 英行君	瀬谷 英行君
	戸田 茂也君	戸田 茂也君
政府大臣	岩間 正男君	岩間 正男君
	和田 春生君	和田 春生君
政府委員	木村 瞳男君	木村 瞳男君
運輸大臣	後藤 瞳男君	後藤 瞳男君
運輸省鉄道監督	杉浦 喬也君	杉浦 喬也君
局國有鉄道部長		
運輸省航空局長		

○委員長(宮崎正義君) 次に、理事の辞任についてお諮りいたします。
瀬谷英行君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(宮崎正義君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。
○航空法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付)を議題といたします。
○小委員会設置に関する件

○鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(宮崎正義君) 次に、小委員会の設置に関する件を議題といたします。
○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(宮崎正義君) 次に、小委員長の選任につきましては、これを委員長の指名に御一任願いたいと存りますが、御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認めます。
○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認めます。それでは、小委員に石破二朗君、岡本哲君、黒住忠行君、平井卓志君、青木薰次君、前川旦君、三木忠雄君、岩間正男君、和田春生君を指名いたします。
また、小委員長に黒住忠行君を指名いたします。

○委員長(宮崎正義君) 次に、小委員及び小委員の辞任の許可及び補欠の選任並びに小委員会から参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(宮崎正義君) 鉄道敷設法の一部を改正することに御異議ございませんか。
○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎正義君) 次に、航空法の一部を改定する法律案を議題といたします。
正直に引き続き質疑を行います。質疑のある方

する法律案を議題といたします。

ます、政府から趣旨説明を聴取いたします。木村運輸大臣

した鉄道敷設法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

○國務大臣(木村陸男君) ただいま議題となりました鉄道敷設法は、本邦に必要な予定鉄道線路、鉄道建設審議会の設置等につきまして定めたものであります。同法の別表、すなわち予定鉄道線路につきましては、経済事情の変化等に伴いまして、大正十一年の制定以来、過去十回の改正を行い、

今日に至っております。今回の改正案は、一昨年十月の鉄道建設審議会の建議に基づき、京都府北部に必要な鉄道を整備するため、同法の別表を改正して、京都府宮津と河守とを結ぶいわゆる宮守線の終点を福知山まで延長しようとするものであります。

現在の宮守線は、当初、河守と福知山との間を結ぶ民営鉄道の北丹鉄道を介して京阪神地域と日本海沿岸丹後地域とを短絡する計画で昭和四十一年以来工事を進めてまいりましたが、昨年二月北丹鉄道が廃止されるに至った等の事情の変更がありましたが、その終点を河守から福知山に改める必要がありました。

○委員長(宮崎正義君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。○委員長(宮崎正義君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申上げます。

○委員長(宮崎正義君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。○委員長(宮崎正義君) 次に、航空法の一部を改定する法律案を議題といたします。

は順次御発言を願います。

○三木忠雄君 今回の航空法の一部改正によつて自衛隊の訓練空域が大分狭められるというので制服組の反発が予想せられてゐるわけでありますけれども、この一部改正といふのは四十六年のあの零石事故以来の問題でございまして、特に訓練空域が具体的にどのようにならざるのか、この点についてのまず問題点を指摘しておきたいと思つ

○政府委員(中村大造君) 今回の航空法改正によりまして、從来から設定いたしております訓練空域が現実にその広さが制限されるといふますか、狭くなると、こういふことはございません。訓練空域の広さそのものは從来どおりでございます。

ただ訓練空域と一般の航空路、ジェットルート等とのいわゆる分離というものを、訓練空域の設定という側面からこれを徹底するといふことが今回の航空法改正の重点であろうかと存じます。

○三木忠雄君 そうすると、具体的にこの運航のルールで、まあ自衛隊側として、いろいろ聞くところによると制服組が相当反発しておるといふ——これは後で法律の条文で一、二お聞きしたいと思いますけれども、これは運輸省令によつていろいろ歯止めをかけられるという、こういう問題点が自衛隊の反発を招いているということについてはどう考えておられますか。

○政府委員(中村大造君) たとえば今回の改正案でござりますけれども、いわゆる八十二条でございますけれども、八十二条の二といふのがございまますけれども、八十二条の二といふのがございまます。それが、たとえば航空交通管制、その中で速度の制限をいたしておるわけでござりますけれども、具体的にはそれを省令で決めるといふ條文がござります。それから九十二条。これは曲技飛行等の禁止規定でござりますけれども、その場合もどうないわゆる飛行の態様をこの禁止の対象にするか、こういうことについてもこの省令で決めるなど、こういうことにしておるわけでございますが、この省令でどのような決め方をするかとい

うことは、私どもといたしましては目下たたき材料を作成いたしまして検討いたしておりますわけでござりますけれども、実際に最終的に決めます場合には、当然関係省庁とも十分相談をいたすわけ

ございまして、要はこの曲技飛行なり、あるいは零石事故以来の問題でございまして、特に訓練空域が具体的にどのようにならざるのか、この点についてのまず問題点を指摘しておきたいと思つ

○政府委員(中村大造君) 今回の航空法改正によりまして、從来から設定いたしております訓練空域が現実にその広さが制限されるといふますか、狭くなると、こういふことはございません。訓練空域の広さそのものは從来どおりでございます。

ただ訓練空域と一般の航空路、ジェットルート等とのいわゆる分離というものを、訓練空域の設定という側面からこれを徹底するといふことが今回の航空法改正の重点であろうかと存じます。

○三木忠雄君 そうすると、具体的にこの運航のルールで、まあ自衛隊側として、いろいろ聞くところによると制服組が相当反発しておるといふ——これは後で法律の条文で一、二お聞きしたいと思いますけれども、これは運輸省令によつていろいろ歯止めをかけられるといふ、こういう問題点が自衛隊の反発を招いているということについてはどう考えておられますか。

○政府委員(中村大造君) たとえば今回の改正案でござりますけれども、いわゆる八十二条でございますけれども、八十二条の二といふのがございまますけれども、八十二条の二といふのがございまます。それが、たとえば航空交通管制、その中で速度の制限をいたしておるわけでござりますけれども、具体的にはそれを省令で決めるといふ條文がござります。それから九十二条。これは曲技飛行等の禁止規定でござりますけれども、その場合もどうないわゆる飛行の態様をこの禁止の対象にするか、こういうことについてもこの省令で決めるなど、こういうことにしておるわけでございますが、この省令でどのような決め方をするかとい

うことは、まあ運輸省で考えているのは自衛隊は除くといふ、こういう考え方のものとに省令を組もうといふ、こういう考え方ですか。

○政府委員(中村大造君) そういうことではございませんで、自衛隊機も含めまして、どのような規制速度を設けるかということを現在検討しておるということです。

○三木忠雄君 これはいま検討中ですから私細かに話をまでやりませんけれども、大体運輸省としては大まかにいまのファンタムの離陸後のスピードですね、これはどの程度に抑えるのか。何か話に聞こえと三百があるは三百二十キロぐらいの速度制限というのが省令で決まる、こうなると自衛隊は例外規定になるんじやないかと、こういうふうにもまさかやかれているわけですね。この点についての考え方はどうですか。

○政府委員(中村大造君) この点につきましては、まだどういう規定の仕方をするかということをいろいろ技術的な問題もござりますので、現在まだ検討の段階でござります。したがいまして、最終的に成案を得て正式に関係機関と協議をしておるというような段階までまだちよつと至つてないわけでござります。要は具体的にどのようないわけでござります。規定の仕方をするかという技術的な問題もござりますので、しばらく検討させていただきたいと思つております。

○三木忠雄君 私はこの例外規定を設けますと、小牧や板付あるいは那覇の空港は、共用のことろは問題になつてくるのではないかという点を非常に心配するわけです。したがつて、そこだけ一部改正しても、骨抜きに省令でてしまつては、何の意味もないのではないかと、こういう点を非常に心配するわけです。この点についてもう一度念のためお聞きしたい。

○政府委員(中村大造君) 全く先生御指摘のところは問題になつてくるのではないかと、こういう点を非常に心配するわけです。この点についてもう一度点を勘案いたしまして、適切な制限速度を設けてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、決して実態に合わないようないふうな見解を持つておるわけですね。ただ運輸省側は大体姿勢とか高度とか速度、そういうものをきわめて急激に変化させるような飛行、こういうものをいわゆる曲技飛行といふふうな範疇に入れたいといふふうに一応考えておるわけでござります。

○三木忠雄君 この自衛隊側では、前後左右あるいは上下、機軸を九十度ぐらい転換した場合はも

うこれ曲技飛行だと、こういうふうに考えておるという話があるわけですね。ただ運輸省側は大体何か六十度ぐらいで曲技飛行だと、こういうふうな見解を持っているのではないかと私思つのですね。こうなりますと、運輸省側の六十度、防衛廳側の九十度、こういう問題で、やはり曲技飛行の見解の問題で相当ずれがあつて、自衛隊側はもうこれじゃ訓練できないのじやないかという制服組の相当な突き上げがあつて、この法律が通つてから三カ月以内にいろいろ省令のときには問題化しようと、いろいろな点があるのじやないかと思うのですね。こういう点についてどう考えております

ものに照らしまして、先生御指摘のよつて、その効果が、いわゆる規制の効果が事実上なくなるようだ、そういう規制の仕方はすべきではないといふふうに思つておるわけでござります。

○三木忠雄君 それからもう一つ、この曲技飛行の問題ですね、この第九十一条に「横転その他の運輸省令で定める曲技飛行、航空機の試験をする飛行又は運輸省令で定める著しい高速の飛行」、この曲技飛行というのはどういう形のものを

いう問題が第九十一条に曲技飛行として規定づけられているわけでありますけれども、運輸省側でこの一部改正の中に盛り込んでいる精神の中で、この曲技飛行というのはどういう形のものを

曲技飛行というのか、この点について明確にしておきたい。

○政府委員(中村大造君) この曲技飛行、運輸省令で定める曲技飛行といふものにどういうような飛行の様態があるかということでござりますが、これもまだ現在最終的に決定いたしておるわけで、この曲技飛行といふのはどういう形のものを

曲技飛行といふのと、たとえば宙返りとか、あるいは横転、きりもみ、あるいは背面、その他はございませんが、私どもいま一応考えておりまして、そのといたしましては、たとえば宙返りとか、あるいは横転、きりもみ、あるいは背面、その他姿勢とか高度とか速度、そういうものをきわめて急激に変化させるような飛行、こういうものをいわゆる曲技飛行といふふうな範疇に入れたいといふふうに一応考えておるわけでござります。

○三木忠雄君 この自衛隊側では、前後左右あるいは上下、機軸を九十度ぐらい転換した場合はもう、このとおり最低限の安全な飛行速度差といいますか、そういう飛行が自由自在に行われるということは、これはもう当然航空の安全を確保する意味からいきまして規制しなければならないわけでござります。ただ、それを飛行するわけですね。したがいまして、当然この中で余り大きな速度差といいますか、そういう飛行が自由自在に行われるということは、これはもう当然航空の安全を確保する意味からいきまして規制しなければならないわけでござります。要は具体的にどのようないわけでござります。この点についてはいかがですか。

か。

○政府委員(中村大造君) さらに詳細な点につきましては事務的に御説明を申し上げますけれども、私の考えておりますことは、やはりこれは八十二条でも申し上げましたように、この規定の適用される範囲というものが、管制区、管制圈といふ、いわば非常に交通の、いわゆる民間航空用にこれを安全を確保しなければならない地域でございまして。したがつて、そういうところでのやはり危険を伴う飛行というものはこれは排除するというのがこの九十五条の趣旨でございますので、したがつて、その趣旨に照らしまして具体的にどのような飛行の仕方を規制するかということは、これもやはり関係省庁と詰めなければならぬと思いますけれども、基本的な考えは、私が先ほど申し上げましたような線で勘合、折衝し、また内容を固めてまいりたいと思っておる次第でございます。

○三木忠雄君 こう見ますと肝心なところは大体

省令でこれから詰めるわけですね。むずかしい法律をいろいろ読んでみると、肝心なところだけは、省令でとばかりてしまつて、後でこれから検討するという、まあ確かにいろいろ技術的な問題の詰めは法律が通つてからやらなければならない問題点はあるうと思つのですけれども、実際上この一部改正の法律案が通つても、果たして民間航空の優位性というか、こういう問題、あの零石事例の教訓というものが果たしてどれほど生かされるかという、こういう問題を考えると、この法律との問題で、運輸省はいつも言つておりますように、航空におきましては、たとえば自衛隊機を優先にするとか、そういう差別的な扱いをするという考えは毛頭ないわけでござります。あくまでも日本の国土を守る自衛隊の航空機の運航、また民間の運航、これらを含めて安全な空の交通の管制ということで押し通しておるわけですね。この点について、これは運輸大臣からひとつ最後の詰めの問題になつてくると思ひますけれども、この法律が施行後いろいろ各省との問題で、運輸省はいつも後さりしなければなりません。あるいは軍優先という、言葉は悪いかもしませんけれども、やはりこの防衛厅

運輸大臣の見解を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(木村睦男君) 今回の航空法の一部改正是、四十六年の零石の事故直後に、あの事故に

かんがみまして、特に航空の安全という面に最重

点を置いて改正に着手したわけでございます。す

でに三年以上の年月がたつておるわけでございま

すが、ねらいはやはり航空の安全ということです。

したがつて法律におきましては、原則的な

あるいは基本的な事項について法律改正をやつて

おりまして、非常に技術的な詳細な点につきまし

ては政令ないしは省令ということで、その都度実

情に合つように対応できるということで、省令等

に移してあるわけでござります。

しかし省令等をつくります場合、また今後これ

を改正いたします場合も、われわれはいつも言つ

ておりますように、航空におきましては、たとえ

ば自衛隊機を優先にするとか、そういう差別的

な扱いをするという考えは毛頭ないわけでござ

ります。あくまでも日本の国土を守る自衛隊の航空

法ではちよつと片手落ちの問題があるのではないか

かという点を私は指摘をしたいわけですね。こう

いう問題等を含めて、この航空法の問題について

運輸大臣は抜本的に改正しようという考え方があ

るかどうか、この点についての御意見を聞きたい。

○國務大臣(木村睦男君) この一部改正は、先ほ

ど申し上げましたように、三年有余以前から着手

をつけておつたわけでございます。したがつて、当時、

この法案は三年先の国会で審議していただきたい

ことであれば、當時から全面改正に着手をいたし

ておつたわけでございますが、あの大事故にかん

がみまして、とにかく一刻も早く、ことに安全面

を重点にした改正をしようということで着手をいたしました。

そこでございました。したがつて、われわれとして、

その航空法が全部が全部、安全面だけではなくし

て、参考人からも私たちいろいろ意見を聴取しま

すので、そつとう点は今回の改正では触れておりません。したがつて、そういう問題を含めまして

今後航空法の全体の改正ということは十分考えて

いかなければいけない、かよつて思つて、今回は

この御審議をいただいておりますけれども、す

で並行しながら全面改正ということも航空局の方

でいろいろ検討させております。

○三木忠雄君 そこで、いま航空局でいろいろ検

討しているという中で、どういう点が現在の航空

法として改めなければならぬ問題なのか。今回

の一部改正法は三点の問題点が浮き彫りされてお

るところはありますけれども、航空法全体を見

直した場合に、まだまだ今回の一部改正だけでは

なしに、全体に航空法を見直さなければならぬ

のではないかということが、いろんな議論あるい

は参考人からの意見等も述べられているわけです。

私も何点か調べてみましたけれども、やはり

現在の航空法が早く改正しなければならないとこ

ろが大部分あるのではないかと、こういうふうに考

えられるわけありますけれども、以前運輸大臣も航空

法を改めて抜本的に改正したい、空の憲法をつ

くりたいというようないい考え方もある一部述べられた記

事を私見たことがありますけれども、こういう問題

題、まあ一部改正法は一部改正法として、その他

落ちた、たとえば機体の整備の問題であるとか、

現在の航空法が早く改正しなければならないとこ

ろが大部分あるのではないかと、こういうふうに考

えられるわけありますけれども、以前運輸大臣も航空

法ではちよつと片手落ちの問題があるのではないか

かという点を私は指摘をしたいわけですね。こう

いう問題等を含めて、この航空法の問題について

運輸大臣は抜本的に改正しようという考え方があ

るかどうか、この点についての御意見を聞きたい。

○國務大臣(木村睦男君) この一部改正は、先ほ

ど申し上げましたように、三年有余以前から着手

をつけておつたわけでございます。したがつて、当時、

この法案は三年先の国会で審議していただくとい

うことであれば、當時から全面改正に着手をいたし

ておつたわけでございますが、あの大事故にかん

がみまして、とにかく一刻も早く、ことに安全面

を重点にした改正をしようということで着手をいたしました。

そこでございました。したがつて、われわれとして、

その航空法が全部が全部、安全面だけではなくし

て、参考人からも私たちいろいろ意見を聴取しま

すので、そつとう点は今回の改正では触れており

ません。したがつて、そういう問題を含めまして

今後航空法の全体の改正ということは十分考えて

いかなければいけない、かよつて思つて、今回は

この御審議をいただいておりますけれども、す

で並行しながら全面改正ということも航空局の方

でいろいろ検討させております。

○三木忠雄君 二、三の問題点を申し上げてみま

すけれどもとしては、大臣申し上げましたように

の改正法案が成立いたしましたならば直ちにそつ

ういう問題についても具体的な検討を進めてまいり

れを検討するかという問題ござりますけれども、

私がもととしては、大臣申し上げましたように

の改正法案が成立いたしましたときの問題

であるとか、あるいは燃料の積載基準がいま

いたいと思っておる次第でござります。

でプロペラ機に対するような問題があるんですね。これはICAOの問題から考えてみても、ちょっととましいじやないかという、時代おくれじゃないかというような技術上の問題、あるいは国際運航の問題等についてもやはり国際基準に合致しないような問題点が法律の中にあるのじやないかと思うのですね。こういう点はやはり見直さないと、ちょっと日本の航空法が国際基準というか、そういう問題、国際運航の場合等においても非常にますいのじやないかという点が考えられるわけですね。相当前時代的なプロペラ機のときから航空法になつてあるような点があるのじやないかと思うのですね。そういうところはやはり素直に早く改正するなり、やはり国際運航にこの基準が適用されるような方向に持つていかなければならぬのじやないかと私は思つのです。この点についてはいかがですか。

○政府委員(中村大造君) 先生先ほどおっしゃいましたよつた整備の規程等につきまして、これを法律の中で具体的に規定する方がいいのではないかというふうな問題点も確かにござります。ただ、これにつきましては、いわゆる現実の姿といましましては、これを省令に基づきますいわゆる整備規程というふうなものを認可する際に、われわれの考へておりますものをその場で実現させるという方途も講じておるわけでございます。したがって、その他一般的にICAOの基準といいますか考へ方などには一応準拠はいたしております。また諸外国の立法例といいうものを見た場合におきましても、現在の航空法の規定といいうものが非常に時代おくれとか、あるいは改正しなければならないというふうな点があるということではあります。まだ御指摘のように、いわゆる実態といいうものは非常に動いておるわけでございます。したがつて新しい実態に即応して、やはりよい法規制の仕方といいうものは探究しなければならないので、その観点から先生御指摘のようになります。ただ御指摘を早急にやつたいと思つております。

○三木忠雄君 全体で予算的には七八%と、こう

もりありませんけれども、航空法の一部改正は大臣が答弁されたように大分おくれたわけです。これが通つてやれやれと、次の航空法の改正は全然見直さないとなりますが、やはり相当進んでいます。この航空の実態の中から、やはりちよつとおくれてくるような、私は素人ながら考えるわけです。この点について、やはり根本的な法改正とまではいかなくとも、時代におくれているような問題点については、修理の問題一つ考へてみても、整備一つの問題を考へてみても、整備力でやれる練習機時代のような考え方ではないわけですね。こういう点を私は改めた方がいいんじやなつて大型化になつてあるわけですね、一人の能です。

それで次に、第二次空港整備計画の問題で一、二伺つておきたいのですけれども、第二次空港五

年計画は四十六年から開始されたわけでありま

すけれども、本年の予算が具体的に消化をされた

こととして終わる予定になつておりますが、その見

通しについて。

○政府委員(中村大造君) 五十年度終わりまし

て、大体予想される進捗率は全体で七八%ぐらい

にならうと思います。

○三木忠雄君 具体的に七八%と、こういう数字

でありますけれども、たとえば新国際空港あるいは一種空港、二種空港、あるいは騒音の問題、こ

ういう点についての具体的な進捗率ですね、各種

別の進捗率はどの程度になつておりますか。

○政府委員(中村大造君) いわゆる新設の国際空港、これは成田の二期工事、それから羽田等でござりますけれども、こういうものが約六〇%の進

捗率でございます。それから一般空港が六五%、

航空保安施設が九四%、騒音対策が二三五%とい

うこと、トータルいたしまして、平均して約七

八%ということでございます。

○三木忠雄君 全体で予算的には七八%と、こう

いうふうになつておりますけれども、実質上は五年次を累計した場合に、物価の上昇と比べてみると、大体その着手してから半分ぐらいの達成率です。しかししながら、そのために一般の空港あるいは予算の消化と、それから工事の進捗率からいつた場合には七八%には平均いつていいのじやないか、この点について。

○政府委員(中村大造君) これは、いわゆる金額的に見た場合の進捗率でございますので、御指摘のように物価の上昇等もございます。したがつて実際に工事がどの程度できたかという点になりま

すと、確かに七八%という数字よりは下回つておるということができるかと思います。

○三木忠雄君 それは何が原因したかということですね。確かに物価の上昇もあるでしょうけれども、全体の予算面から言つても七八%。これは財源が足りなかつたのですか、それともやはりやれなかつた問題点が何に起因しているのか、この点について。

○政府委員(中村大造君) 財源が足りなかつたと

いうことよりも、むしろやはり工事自体がいろいろの事情で所期の計画どおり進まなかつたと、こ

ういうことが大きなファクターにならうかと思ひます。

○三木忠雄君 後でいろいろ議論したいと思って

いますけれども、やはり工事が進捗しなかつた、ここには第二次空港整備計画の空港建設という問

題についての四十六年時点に立つての基本的な考

え方に、やはり空港建設という問題に主力を置いて、騒音とか環境対策という問題に手が打たれな

かつた。これが目的が達成できなかつたというか、この予算面で七八%、実質上五〇%以下になつて

いるのは、こういう問題が起因しているのではなく

いかということを私は考へるけれども、この点についていかがですか。

○政府委員(中村大造君) 先生御指摘のように騒音対策につきます限りにおきましては、確かに当

初考えました予定の数量というものがその後のいわゆる騒音問題の非常に大きな問題になりました

結果、一二三四%というふうな大きな倍率になつたわけでございます。この点については、当初の予想と大いに相違を示したということはございません。しかしながら、そのために一般の空港あるいは国際空港の建設が非常にしわ寄せがそちらへいつて、そうして建設がおくれたということは必ずしも言えないと、うなづいて思つておるわけでござります。

○三木忠雄君 まあ国際空港の問題にはいろいろ

な問題点があつたにしましても、やはり環境対策が二倍半あるいは三倍近く出さなければならなかつた。やはりそういう新国際空港を含めて、そ

ういう環境問題あるいは地域住民——その空港拡張等にまつわるいろんな問題点に対する運輸省の考え方の甘さがあつたのではないかということを私は指摘したいわけです。

したがつて第二次空港整備計画、進捗率実質約五〇%、こういう問題は空港整備五カ年計画の特別会計を見た場合、余りにも最初の計画と実質が整つてないという、こういう問題点は、いろいろ特別会計もあるでしようけれども、港湾にしろいろんな整備五カ年計画があるけれども、最初の計画と今日とではずいぶん違つてきた方向にこの空港整備計画が進みつつあるという点ですね。それ

はやはり空港整備五カ年計画の当初に予想していなかった問題が出てきたというのか、あるいは予想しておつたけれども、実際にそういうことに手がつかなかつたのか、こういう点について航空局としてどう考えておるかですね。

○政府委員(中村大造君) やはり当初ある程度予想しておりました事態というものがこの五カ年計画発足の後、予想以上にそれがたとえば深刻な問題になるという事態があつたことは確かにござります。私どもいたしましては、第二次五カ年計画

分析いたしまして、むしろ五十年以降の新しい今後の計画というものにこの第二次五カ年計画の教訓を生かして、その達成を図り得るよつた計画の内容にいたしてまいりたいと思つております。

○三木忠雄君 ちょっと具体的に私も異論があるのですけれどもね。たとえばこの間財源の問題で参考人からこういう問題が提起されましたけれどもね。第二次空港整備五カ年計画で旅客の負担が二千八百億円、その大体五百八十億が超過負担になつているというようなことを陳述、井戸参考人だつたですかね、こういうことを述べられておりましたけれども、空港整備以外に使われたような陳述が行われておつたんですね。こういう問題について、旅客から取り過ぎではないか、こういうふうな井戸参考人の陳述に対し当局はどう考えておりますか。

○政府委員(中村大造君) 前回、井戸参考人が述べられましたあの金額というものがどこから出たものであるか、実はわれわれとしてはつまびらかにしないわけでございます。私ども想像いたしましたと、たとえば特別会計の重要な財源になつております燃料税あるいは空港使用料、こういうものは当初の見込み予算額というものと、当該年度の実際のいわゆる収入額といいますか、これは相違してくるわけでございます。そういうふうな場合に、たとえば燃料税でございますと、それは翌々年度ですべてそれを清算して、その超過分は特別会計に繰り入れるということをございます。それから空港使用料の場合も、いわゆる超過収入がありました場合はそれを翌年度に繰り越して、翌年度の収入にすると、こういうことにいた当該年度だけで最初の予定と超過した分だけを、これは一年が二年ずれますがけれども、特別会計に入る仕組みに全部なつておるわけでございます。それを差を五カ年足していくと、あるいはそういう数字になるのではないかと、それを井戸さんがおっしゃつたのではないかといふような気もいたします。この点よくわかりませんけれども、私が観測いたします限りにおきましては、いわゆる航空会社から特別会計に入るべき金が特別会計以外のところへ五百数十億流れおると、こういう事実は全くないというふうに申し上げていいか

と思います。

○三木忠雄君 まあこれが今後の特別着陸料の問題といろいろ絡んでくると私は思つんですね。航空会社から今まで取つておつた問題。これから一環として特別着陸料を取るという、こういうふうな問題が航空財政小委員会で報告をされておりましたけれども、まあ聞くところによると、一人六百円、ジェットに乗つた者に対して一人六百円という話が報道されておりますけれども、この特別着陸料について運輸大臣はどういうふうな見解を持ち、どういうふうに進められようとしておるのか、この点ひとつ。

○国務大臣(木村睦男君) 航空の問題で一番われわれが頭を痛めておりますのは、やはり公害問題でございます。そこで騒音問題が航空機が与える害が一番多いわけでございます。そこで、騒音に對するいろんな整備をやります場合に、やはり航空機を利用していただいておる受益の方にともうよりも、むしろ航空会社にこれを負担してもらう、これが一つの筋道としては穏当な行き方ではないかということで、これを着陸料という形であります。まあ大体この考え方については全般的に、これが結局航空旅客にはね返つて、航空運賃の負担がふえるではないかといふような御議論、いろいろござりますけれども、筋道としてはやっぱり航空の騒音防止のためには騒音の原因者であるところの航空会社の方で負担してもらつ、第一次的には負担してもらつて、現在そういう構想を持つておるわけでございまます。

○三木忠雄君 そつしますと、運輸省は航空会社から取る、航空会社は旅客から取るという形で全部航空会社に押しつけるという形ですね、運輸省は、具体的には、法の筋道から言つて特別着陸料、あるいは一人一人取るというような形はちょっとおかしいじゃないかといういろいろな議論がある。それをおそれいろいろ考えたあげくやはり航空会社は自分のところで負担できないから乗客に対して頭数一人幾らで取ると、こういう形を是認する方向で運輸省はいま検討しているわけですね。もう一度さつきの……。

○政府委員(中村大造君) そのとおりでございまして、第一次的には特別着陸料という形で航空会社から徴収する、航空会社は当然それは運航コストの一部になるわけでございますので、その増加分についてこれを旅客に転嫁することについてわれわれはその方法を現在検討いたしております。この点について。

○三木忠雄君 そつすると、これはどのくらいの財源を予定しているわけですか。大体ジェットに乗る人に対するものでありますか、あるいはどういう形で乗客に対して航空会社が取るという、こういった方向の問題はいまどう検討されておりますか。

○政府委員(中村大造君) ただいま大臣から御説明申し上げましたように、特別着陸料というか、こうで騒音の度合い、それから航空機の重量、こ

ういうものを勘案して定めました料率で航空会社から徴収するという、これをこの夏ごろ——八月から九月ごろから実施いたしたいということをございます。それを旅客にどのように転嫁するかと、

○三木忠雄君 そうすると、それは八月あるいは九月ごろからジェットに乗る旅客に対して片道に別料金というふうな料金を設定いたしまして徴収するようになつたいたいということをございます。

○政府委員(中村大造君) そのようにいたしたい対して幾らと、こういう形で旅客に負担になつてくると、こう解釈してよろしいですか。

○三木忠雄君 そうしますと、この財源等を含めて第二次空港整備五カ年計画では、確かに五千六百億で空港建設に主力が置かれてきたわけです。しかし今後五十年以降第三次空港整備というの

か、あるいははどういう形で空港整備計画をつくるのか、ということが来年度の予算に向かつていろいろ運輸省で検討されているのですけれども、第二次空港整備計画のときには確かに当初予想しなかつた二倍半の公害対策費といいますか、環境対策費といいうのが予算以上に出ているわけですね。こういう問題から考えると、今までの第二次の五カ年計画と、五十年以降の空港整備計画との間にはおのずからやり方に違ひが必ずぶん出てくるのではないかということを私は考えるわけですね。この点について、特にいま作業を進められている今後の空港整備計画と、それから今までの空港整備とのどこに違ひ点を生み出して今後の空港整備をやろうとしているか、この点について。

○政府委員(中村大造君) まず第一は、やはり最近の経済情勢という中で航空交通の役割りといいうものが総合交通体系の中でどのように位置づけられるべきかということ、そしてこのいわゆる需要の動向といいうものがどのよつになるであろうか、

こういうことを見定めて、まず需要に応じた空港の整備をするというのが第一点でございます。やはりこの一番大きな問題は、その場合の空港整備のやり方でございまして、これは第二次五カ年計画の中で起つてまいりました航空機騒音によ

る環境整備、こういうものをこの空港建設の中でどのように生かしていくかということがやはり第三次五年計画で一番大きな課題になろうと思ふます。要はこの騒音対策を推進いたしまして、空港とそれからその周辺との環境の調和ということを空港整備の第一の主眼にいたしてまいりたい。

それからもう一つは、これはやはり航空の安全ということを確保するために航空保安施設というものをさらに整備を促進しなければならないと思っております。これは今回の航空法の改正によるルールの確立とうらはらになるわけでございまして、航空保安施設の整備といふものは第三次五年計画の中で大きな柱になるであろう、こういうものを見在作業を進めておる段階でございます。

○三木忠雄君 そこでひとつ突っ込んで伺つておきたいのは、第三種空港ですね、いまYS11が飛んでいる空港ですね。主にこのYS11対策は運輸省当局としてどういうふうに将来扱つていこうとしているのか。恐らくYS11の製造はもう終っていますが、大体十五年がタイムリミットじゃないかと言われているわけですね、大体十年あるいは十一、一二年飛んでいるのじゃないかと思うのですね。そうしますと、このYS11にかかる代替機、こういう問題に対して運輸省としてどういうふうに考へておられるか、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(中村大造君) このYS11の将来がどうなるかということがやはり非常に大きな問題でございます。で、YS11の物理的な耐用年数ということになりますと、これは十年あるいは十何年というところでございますけれども、現在の運航の状況から見ますと非常に生産性が低いということでおございまして、相当利用率の高いYS路線おきましても採算をとるということは非常にむずかしいわけでござります。この傾向は今後さらに増大するのではないかというふうに思います。したがつて将来のそういうことも勘案いたしま

すと、現在約六十七機程度ございますYS11といふものは、今後五年後には半数ぐらいになるのではないかろうかというふうに考えておるわけでござります。そういうわけでござりますので、当然このYS11にかかるべき新しい航空機の出現がわれわれとしては待望されるわけでございますけれども、その場合にはいわゆる滑走路距離が比較的短く、しかも一機当たりの収容人員がYSよりも相当大きい、そのような航空機に期待するわけでござります。当然そういうものはジェット機以外には見出することはできないわけでございます。したがつて第三次五年計画の中におきましても、やはり将来第三種空港も含めまして、どのような形でこのジェット化計画を進めていくかという形の今後の運営の問題、それからいわゆる航空会社の問題を伺いたいのですが、その一つの参考に、YS11は大体どのくらい乗れば採算点になるのか、何か八五%も乗っている大阪—高松、ああいう航路でも赤字だと、こういう計算が出ていているわけですね、YS11は一体何名乗れば採算点なのか、この点について。

○三木忠雄君 私たちもこのYS11に地方へ行くとき乗るんですけども、この間六月九日ですか耐空性改善通報というのを局長名で出しておられますね。YS11をやはり修理しなければいけないとトップしてしまっておる。それから飛行年数といいますか、大体十五年がタイムリミットじゃないかと言われているわけですね、大体十年あるいは八五%程度のいわゆる利用率がござるとしても採算的には赤字になる、こういう路線指摘のようによると、先生御指摘のように八五%程度のいわゆる利用率がござるということなんですか、これは、大分古くなってしまつたので相当に入れまして、滞空時間等の問題があるということを航空局長は感ぜられてこの耐空検査をされたのかどうか、この意図されたところはどういうことでこの耐空性改善通報という問題を出されたのか、この点について。

○政府委員(官川晋君) お答え申し上げます。ただいま先生のおしおたたけた耐空改善通報、YSについての直接のきっかけは、過日大阪国際空港におきます東亜国内航空の異常ランディングに伴つ事故でござります。あれは結果はまだ事故調査委員会から正式には出ておりませんけれども、しかし私たちの検査官及び空港当局並びにTDA当局の調べたところによりますと、一連のオイルポンプのドレン関係におけるパイプのジョイントがクラック——押さえ金具の破損によって低圧パイプのジョイントが緩んでいるという事態でござります。このようなことは異常振動

によって大体起ころうわけでござりますので、さしあたりYSすべての機械の型式について、従来の各航空会社が整備規程によって決めております点検時間、そのときにきちんと見ておれば大体確認されるのですけれども、それをさらに半分に縮めて確認するように耐空改善通報を出したというところでございます。

○三木忠雄君 後で航空会社の経営の問題と路線の問題を伺いたいのですが、その一つの参考に、YS11は大体どのくらい乗れば採算点になるのか、何か八五%も乗っている大阪—高松、ああいう航路でも赤字だと、こういう計算が出ているわけですね、YS11は一体何名乗れば採算点なのか、この点について。

○政府委員(中村大造君) このいわゆる採算分岐点といふものは、やはりその航路の距離、それからもちろん貨物でござりますけれども、こういうもので非常に影響されるわけでござります。それで現実にこのYS路線について見ますと、先生御指摘のようによると、いまYS11が飛んでいる空港ですね。YS11をやはり修理しなければいけないと云ふことがあります。それで、それが大きな問題ではないかと思うか、この点について。

○三木忠雄君 私たちもこのYS11に地方へ行くとき乗るんですけども、この間六月九日ですか耐空性改善通報というのを局長名で出しておられますね。YS11をやはり修理しなければいけないと云ふことがあります。で、これが大分古くなってしまつたので相当に入れまして、滞空時間等の問題があるということを航空局長は感ぜられてこの耐空検査をされたのかどうか、この意図されたところはどういうことでこの耐空性改善通報という問題を出されたのか、この点について。

○政府委員(官川晋君) お答え申し上げます。ただいま先生のおしおたたけた耐空改善通報、YSについての直接のきっかけは、過日大阪国際空港におきます東亜国内航空の異常ランディングに伴つ事故でござります。あれは結果はまだ事故調査委員会から正式には出ておりませんけれども、しかし私たちの検査官及び空港当局並びにTDA当局の調べたところによりますと、一連のオイルポンプのドレン関係におけるパイプのジョイントがクラック——押さえ金具の破損によって低圧パイプのジョイントが緩んでいるという事態でござります。このようなことは異常振動

るものについてはジェット化を進める、それからどういう路線についてはYS路線として残さなければならぬと、具体的な検討をいたしました。それで、やはりYS路線のみで、それだけで単独に採算をとるということはこれはもう非常に私はむづかしいと思います。ただ全体の経営規模の中では、どのような路線配分をいたしますか、全体としてどういった方策が必要か、この点について。

○三木忠雄君 これは、いまの採算、收支の問題は後で航空企業の採算の問題でちょっと伺いますけれども、それよりもっと大事な問題は、やはりこれで第三種空港対策をどうやりますか、それが大きな問題じやないかと思うか、この点について。

○三木忠雄君 これは、いまの採算、收支の問題は後で航空企業の採算の問題でちょっと伺いますけれども、それよりもっと大事な問題は、やはり第三種空港対策をどうやりローカル空港ですね。第三種空港対策をどうやりますか、それは大きな問題じやないかと思うか、この点について。

○政府委員(中村大造君) 全く御指摘のように、今度の第三次の五年計画の中では、現在進めております第二種空港の整備と並行いたしまして、やはり第三種空港というものをどのように今後整備していくか、こういうことが大きな焦点になります。で、その場合に、その第三種空港の中では、やはり需要の動向あるいは立地条件等から見てジェット化を進めなければならない空港はもちろんござりますし、あるいはそうでない空港もあるかと思います。それから、いわゆる島に存在する第三種空港も相当あるわけでござります。したがつて将来やはりジェット化を進め得る

て今後どのよつた対策を講ずべきかといつて問題もござりますので、そういう点を総合的に勘案して進めてまいり必要があろうと思つております。

○三木忠雄君 それで総合的に考へるにしましても、国の補助の問題等も、第三種空港は用地取得費はゼロでしょ、いまの場合は。こういう予算的な問題等についてもやはり配分を考えるのですか。いまのままでいつたら、この地方財政がこんなに逼迫している中で、果たして、それ用地取得費だ、やれ何だ、環境対策費だといって、いろんなことを地方財政に押しつけても、私はできないと思うんですね。それでやれやれとなると、地元住民とのいろんなトラブルが起つてくる。あるいは理解をきせることができないといろんな問題点が出てくるのじやないかと思うんですね。

この点について、やはり第三次空港整備五カ年計画の中で、第三種空港に対してはどうするかといふことを国の補助等も含めて検討し直さなければならぬ。せめて第二種空港並みに扱うことができるかどうか。そういう点も考え方でなければ、定期便の通らない第三種空港をそのままにすれば、定期便の通らぬ第三種空港になつてしまふのじやないかといふことを私は心配するのですが、この点について伺いたい。

○政府委員(中村大造君) やはり空港に一種、二種、三種という区別があるわけでございますが、この区別はそれなりに意義があるものだと思います。したがつて二種と三種、いわゆる三種を二種並みにということは、いわば二種と三種の区別をほとんどなくしてしまうということにあるは通ずるふうにもとれるわけでございますけれども、まあそういう問題まで問題を発展させるということは現在の段階では問題があると思うわけでございます。ただ、この二種と三種のいわゆる格差といいますからこれが現在のシステムの上で格差と、それから現実の実態とのいわゆる不均衡、こ

ういうものをどのように是正していくかといふことは、やはり今度の五カ年計画で大きなわれわれの検討課題でございますので、この点も第三次五

カ年計画の検討の中で詰めてまいりたいといふふうに思つておるわけでございます。

○三木忠雄君 運輸大臣にこの問題に關して最後に伺つておきたいんですけれども、第三種空港の問題等も含めて、あるいはYSの輸送対策上の問題等も含めて、この第三次空港整備計画を、確かにいろいろな問題点がある航空行政の中で何を目標にして実際につきの第三次の航空整備計画をつくるうと考えておるのか、これを大臣に伺つておきたい。

○国務大臣(木村睦男君) 第二次の整備計画が、達成率、金額で八割くらい、実質にはまあ航空局長は五割ぐらいと、こう言つておりますけれども、そういうことで一応終了したわけでござります。

そこで第三次の五カ年計画をどうやっていくかということは、実はいま三木委員が問題にされておるとおりの問題が一番悩みの種であるわけでござります。実は私も、大臣になります前に、郷里にも第三次空港を持つておりますが、第三種空港を持つておつたんですか、当時から一種、二種、三種という区別、これは空港の建設並びに管理等の財政あるいは資金額の負担区分から出ておるわけでございますが、そういうやり方を今後ともそのまま続けることが果たしていいかどうかと

いう問題についても、私は若干疑問を持つておるわけでござります。しかし現状はそういうことでござりますが、いろいろ皆さんの御意見もこういう機会に、非常に参考になりますのでよくお聞きしまして第三次の空港整備計画を進めてまいりたいと、かようになります。

○三木忠雄君 確かに第三次空港整備五カ年計画というのは第二次の延長であつてはならないといふことはもう当然おわかりのことだと思いますけれども、特に環境問題あるいは地域住民との問題、やはりお互いに理解をしながら、この地域の発展をどうするかということを考えながら、この三次計画を慎重な、またよく練り合つた、やはり国民合意の上で第三種空港の手が入るという形に私は

現状から、予定どおりの建設は私は進みかねる、かなり延びてくる。これとの兼ね合いもあるわけございまして、したがつて全国にあります多数の第三種空港というものを、今後どういふうにしてその機能を十分果たし得るよう、またその地域の利用者の利便に役立つようするかという問題は非常に大きな問題でございます。

そこで、それらの問題を含めて、これから第三次空港整備五カ年計画を立てなければなりませんので、その第三次の空港五カ年計画の中で第三種空港をいかに扱うかという問題は全く大変な検討を要する問題でございまして、実は率直に申し上げまして、今日の段階でこれに対する確たんの提案は持っておりません。これから大いに研究もいきたいと思います。

それから、それと関連して航空政策、特に企業の収支の問題ですね、四十九年度の定期航空会社、特に近距離航空なんかは相当な赤字を出してきてるわけですね。この四十九年度の定期航空会社の収支決算はどういうふうになっています。

○政府委員(中村大造君) 四十九年度の収支状況は、経常損益を申し上げますと、日航が二百六十億の赤字、全日空が十三億の黒字、東亜国内が二億の赤字、南西航空が三億の赤字、近距離航空が三億の赤字と、こういうふうな状況でござります。

○政府委員(中村大造君) 入出面では需要の伸びというものが非常に鈍化したと、したがつて予定収入というものが確保できなかつたということでござります。それに引きかえまして経費の方は、燃料費のアップ、その他経費の値上がりと、いうことで、したがいまして、四十九年度のような収支になつたと、こういうことだと思います。

○三木忠雄君 まあ確かに需要の落ち込みとか燃料の問題も一つの要素だと思います。しかし先ほど私が指摘したように、YS11で八五%の乗車効率があつても赤字を続けなきやならないというトラブルになる。お互いに意見が真つ二つに分かれてしまうというふうな、こういう姿で空港建設が行われるということは、私は非常に残念なことだと思つんですね。そういう点はやはり時間でございます。

もう一つは、飛行機とやや競争関係になつておりますところの新幹線の今後の建設計画、これが最近では、日本経済が下降線をたどつておるこの

現状から、予定どおりの建設は私は進みかねる、かなり延びてくる。これとの兼ね合いもあるわけございまして、したがつて全国にあります多数の第三種空港といふうにしてその機能を十分果たし得るよう、またその地域の利用者の利便に役立つようするかといふう問題は非常に大きな問題でございます。

そこで、それらの問題を含めて、これから第三次空港整備五カ年計画を立てなければなりませんので、その第三次の空港五カ年計画の中で第三種空港をいかに扱うかという問題は全く大変な検討を要する問題でございまして、実は率直に申し上げまして、今日の段階でこれに対する確たんの提案は持っておりません。これから大いに研究もいきたいと思います。

それから、それと関連して航空政策、特に企業の収支の問題ですね、四十九年度の定期航空会社、特に近距離航空なんかは相当な赤字を出してきてるわけですね。この四十九年度の定期航空会社の収支決算はどういうふうになっています。

○政府委員(中村大造君) 四十九年度の収支状況は、経常損益を申し上げますと、日航が二百六十億の赤字、全日空が十三億の黒字、東亜国内が二億の赤字、南西航空が三億の赤字、近距離航空が三億の赤字と、こういうふうな状況でござります。

○政府委員(中村大造君) 入出面では需要の伸びというものが非常に鈍化したと、したがつて予定収入というものが確保できなかつたということでござります。それに引きかえまして経費の方は、燃料費のアップ、その他経費の値上がりと、いうことで、したがいまして、四十九年度のような収支になつたと、こういうことだと思います。

○三木忠雄君 まあ確かに需要の落ち込みとか燃料の問題も一つの要素だと思います。しかし先ほど私が指摘したように、YS11で八五%の乗車効率があつても赤字を続けなきやならないというトラブルになる。お互いに意見が真つ二つに分かれてしまうというふうな、こういう姿で空港建設が行われるということは、私は非常に残念なことだと思つんですね。そういう点はやはり時間でござります。

もう一つは、飛行機とやや競争関係になつておりますところの新幹線の今後の建設計画、これが最近では、日本経済が下降線をたどつておるこの

れはもう離島航路ですよ。これは当然これから論議しなきやならないでしようけれども、たとえば東亞国内にしても全日空にしてもYSの飛んでいるところは大きな赤字を背負っていると思うんですね。しかし、まあ幹線で相当な収入を得ているために、全日空は十三億ですかの黒を出していると。こういう問題を考えますと、いまの路線が果たして妥当であるかどうかということを考えますと、四十五年の閣議了解等もありますけれども、やはりこいつは見直さなければいけないためたつても赤字を続けるんじゃないのかと、こう考へざるを得ないわけですね、この点についていかがですか。

○政府委員(中村大造君) 確に現在のこのローカル路線、YSによる特にローカル路線というものが経営を非常に圧迫しておるということは先生御指摘のとおりでございます。ただ、それを解消するためには、そのYSL路線の中にも相当利用度の高い路線

ことは、先ほど申し上げましたよ、将来やはりこのYSL路線というものをどのようにジエット化するかとか、そういうふうな――ということ

じます。

そのほかに、先生御指摘のようなこの路線の再配分ですか、そういう問題、確かにあろうかと思

いますけれども、しかしながら、これは現在のほ

かの会社の運営いたしております路線に、単純に

ではあるわけでございまして、やはりその両端における集客能力とか、あるいは発着の時刻とか、その他いろいろな複雑な要素がござります。

したがってこの路線の再配分というものは、これ

はなかなか絵にかいたようにすぐ増収には結び

つがないということがあると思います。ただこ

う問題も、今後の経営を健全化する上におきま

しては大きな要素の一つであることは確かでござ

いますので、今後成田空港の早期開港その他のい

るいろいろな諸施策と並行いたしまして検討を進め

まいりたいと思つております。

○三木忠雄君 これは具体的におたくの方から資

料をもらつたのでちょっと見ましたのですが、こ

の路線の問題、端的に一つ考えてみても、羽田の

発着回数の制限がある。これは確かに制限の問題

があつてそれ以上飛べないわけですね。しかしながら、たとえばこの日本航空にしても全日空にし

ても、今までDC-8という飛行機からジャンボに

かわつたと、便数は変わつてないわけです。し

たがつてこの乗降比率を調べるということ、やはり

どんどん落ちてているわけですよ。こういう点、た

とえば全日空の東京―名古屋なんて三〇%しか乗つてないわけですね。これは新幹線の問題を考

えてみればいろいろ問題があるわけです。こうい

うところの発着回数の問題、いろいろ検討され

ば、もつと必要なところに路線を新たに、いま二

便のところを三便に持つていくとか、あるいは四

便に持つていくとかいう形をすれば、やはり路線

は案外いろいろトラブルが起り、余り芳しくな

いような話が聞こえてくるわけです。ですから、

もつと私は、なぜ心配かというと、地方ローカル

路線ばかり持つているところはやはり赤字が続いて

くる。一般的の航空運賃の値上げのときにも私指摘

したわけですよ。その一番赤字になつた、たとえば東亞国内航空をレベルにして運賃値上げをす

る。全日空や日本航空というのはそれ以上にいい

わけです。収益上がつてくればいろんな形でダン

ピングの問題が騒がれてくる。こうなつてくると、企業の体质の弱いところはますます弱いという形

になつてきて、それを基準に運賃の値上げをしな

ければならないといつようなら、こういう悪循環を

絶えず繰り返してこの運賃値上げにつながつてく

るという問題なんですね。私は路線を見直したり、

あるいはそういう航空行政をもう少ししっかりこ

ういうところを監督していかなければならぬの

じゃないかと思うのです。この点について

はどうお考えになりますか。

○政府委員(中村大造君) その点につきまして

は、たとえば大阪・福岡というふうな路線、これ

は現実に新幹線が開通いたしまして非常に利用率

は落ちている。こういう実態があるわけでござい

まして、こういうところでは現実に日航、全日空

とともに減便をいたしまして、そしてこれを他に振

り向けるということもいたしておりますわけござい

ません。また、この春東亞国内航空を幹線に乗り入

れさせましたときも、当時のいわゆる日航、全日

空の幹線輸送の便数を削減いたしまして振り向

るということをいたしたわけでございまして、し

たがつて具体的にその都度必要な調整というもの

は講じてきておるわけございます。ただ非常に

ドラッグなつかつこうでひっくり返してしま

う、こういふことはなかなかできかねます。また、

そうすることが果たして効果的かどうかといふこ

ともござりますので、できる限り先生御指摘のよ

うなことを十分考えまして、できるところから

やつておるというのが現状でございます。

○三木忠雄君 できるところからやつての割りに

は案外いろいろトラブルが起り、余り芳しくな

いような話が聞こえてくるわけです。ですから、

もつと私は、なぜ心配かというと、地方ローカル

路線ばかり持つているところはやはり赤字が続いて

くる。一般的の航空運賃の値上げのときにも私指摘

したわけですよ。その一番赤字になつた、たとえば東亞国内航空をレベルにして運賃値上げをす

る。全日空や日本航空というのはそれ以上にいい

わけです。収益上がつてくればいろんな形でダン

ピングの問題が騒がれてくる。こうなつてくると、企業の体质の弱いところはますます弱いとい

ういう問題なんですね。私は路線を見直したり、

あるいはそういう航空行政をもう少ししっかりこ

ういうところを監督していかなければならぬの

じゃないかと思うのです。こういう三〇%が飛ん

でない、いつまでもそこに執着しているというよ

うな問題も、いろいろ議論はあると思いますけれ

ども、やはりこういう、まあこれ細かく見れば切

りがない問題ですけれども、そういう相当乗降比

率が減つてているようなどころは路線の検討をしな

ければならないのじやないかと思うのです。そ

してやはり必要なところに路線を向けていかなければ

ならないのじやないか。いわんや大型化に

いう問題に対して運輸省はどういう対策を、あ

るいはどういう助成策を講じてこの南西航空をい
ままで同じような体制で安全な運航管理ができるよ
うな体制にしていくのか。この問題をどう運
輸省は考
えますか、これについてお伺いいたします。

○政府委員(中村大造君) 南西航空につきましては、沖縄におきますいわゆるきわめて重要な島民の足としての機能を果たしておるということをご
さいます。したがいまして、いわゆる輸送需要の伸びといふ点からみ考
えますと、四十九年度につきましても、他の路線に比べますとある程度伸びを示しておりますと、こういうことでございます。

ただ運賃上げが昨年の秋でございまして、したがつて、その値上げの効果がフルに作用してないという点ござりますし、それからやはり大きな要素は経費が増加したということをございます。したがつて私どもいたしましては、南西航空だけではございません、いわゆる離島辺地輸送というものが非常に経営的に苦しいとということは、これはもう実態でございまして、これに対してもどのように対応すべきか、要は安全な運航を確保させるということをございまして、そのためどのような方策を講ずべきか、これはいろいろなやはり方策を考えなければいけないわけでございますので、これもまあ本年度の大きな課題かと存じておりますと、目下検討をいたしております段階でございます。

○三木忠雄君 これとあわせて、日本近距離航空ですか、これの問題、やはり認可がちよと無理だったのではないかというようなことを一部さきに述べておるわけですね。これの赤字等も含めて、やかれているわけですね。下手をすれば安全の問題まで絡んでくるのではないかといふところになつてくれば安全問題は手抜かれになるのではないかという点も出てこないとも限らないわけですね。こういう近距離航空、また先ほどの南西航空、こういう問題について、私はどう運輸省がこの問題を取り扱つておられた

いいか、航空再編成をするのか、再々編成をするのか、そこらの問題等を煮詰めて、この離島航路等を含めた問題を検討しなければならないのではなかかと思うのですけれども、この点について意見を伺いたいと思います。

○政府委員(中村大造君) いわゆる再編成といふことは、先ほど申し上げましたように、本年度の非常に大きな問題でございますので、これはいろいろな方策を総合的に立てませんといけないと、いうふうに考えておるわけで、現在慎重に検討しているわけございまして、しかし、この問題は非常にある意味では緊急の問題でございますので、一日も早く成案を得てまいりたいと思っておるわけでございます。

○三木忠雄君 これは私は緊急の問題だと本当に思つておるのです。だから、こういう問題は次の予算で何か考
えるのですか。それとも、成案を見ると、いつれども、実際じり貧でずっとやつて行くような形でとつていくのか、具体的に何かでこ入れをする方策を運輸省はお持ちなんですか。

○政府委員(中村大造君) 具体的にどのような方策をとるかと、こういうことでござりますけれども、これは来年度の予算とすることも含めまして、もちろんそれは非常に低いところを続けてやつていけるのもどうかと思うというふうなお話をございました。この経営の改善のための増資を図るという点は、航空行政を預かる運輸省といたしましても、もちろん非常に関心を持っておりますが、それ以上にそれぞれがみんな企業でござりますので、みずからが一番それはその会社の命運に関することですから、非常に真剣に考えております。にもかかわらず乗車効率三〇%のところを依然としてやつておるのはどういうわけだという問題もあるわけでございます。これは端的に例をとりますと、たとえば岡山—東京間の航空は、新幹線が通るまでは一日二便ないしこれでございますが、もちろんY.S.でございます。これはもうドル箱であつたわけでございます。ところが新幹線が開通しましてから一便に減らしましたが、その一便が三〇%いくらいかないで、それはやめられないじやないかといふことになるんですねが、たつた残された一便をやめるということは地元が絶対承知しないといふことになりますが、たつた残された一便をいろいろいま考
えています。そういうことのないようにして、やむを得ずやつておるというところもほかにも例があるわけでございまして、この点は今後の問題として航空行政の面

す。

○国務大臣(木村睦勇君) ただいま三木委員が御指摘になりました数々の問題でございますが、まさに一番頭を痛めておる問題でございます。

まず第一に申し上げたいことは、いま日本の経済の落ち込みが一番ひどいときでござりますので、その影響を受けまして国内の航空事業も軒並みに乗車効率も落ちておりますし、経営も非常に悪くなつてきております。先ほど来、全日空は四十九年度は黒字を出しておつたというお話でござりますが、まさに経理上は黒字でござりますけれども、あそこも機材を売却したりしてやつてござりますが、まさに機材を売却したりしてやつてござりますが、まさに赤字だ。

こういう状況のもので、非常に各航空会社が呻吟をいたしております。

そこで先ほど御指摘になりましたように、Y.S.で乗車効率も非常に低いところを続けてやつていけるのもどうかと思うというふうなお話をございました。この経営の改善のための増資を図るという点は、航空行政を預かる運輸省といたしましても、もちろんそれは非常に短時間で行ける。したがつて、この航空が離島の交通にとって非常に重要である。しかし、これは赤字の路線が多いと、だから政府はこれに対する何らかの措置を講ずるべきではないかという問題にいま迫られておるわけでございます。

この問題についての考え方には、日本の全体の通事業に対する措置の仕方の基本に触れる問題でございまして、離島間の交通というものの最低限度を国がめんどくさを見るという立場に立つた場合に、それでは船だけでいいではないか、飛行機はあそこまでめんどうを見たつて、これは企業の採算に任せておつていいじゃないかといふ一つの考え方方もござりますし、しかし、いまやわれわれの生活も大分向上してきたし、経済的な日常生活とくかいかないで、それはやめられないじやないかといふことになるんですねが、たつた残された一便をやめるということは地元が絶対承知しないといふことになりますが、たつた残された一便をいろいいろいま考
えています。そういうことのないようにして、やむを得ずやつておるというところもほかにも例があるわけでございまして、この点は今後も問題として航空行政の面

一步を進めて、離島の海上航路あるいは過疎地帯のバスの補助金、そういうものに近づけて、離島間の航空交通に対する政府の援助の仕方を少し強めていきたいということを現在頭に入れながら研究をいたしておりますようなわけでございます。

それから航空事業の再編成の問題でございますが、これもしばしば皆さんから御指摘を受け、また有益な御意見も承つておるわけでございますが、確かに三、四年あるいは四、五年前に一応の航空事業についての基本方針というものは出ておりますけれども、しかし四、五年という今日の歳月は、社会情勢も交通事情も変わるわけでございます。しかも、いま御指摘のよつにたまたま経済もなべ底になつておりますので、経営がよくなつてこういうことを踏まえまして、これから日本の特に国内の航空事業というものをいかに見直していけばよろしいかという問題に実は直面をいたしております。いろいろ過去の四、五年間あるいは五、六年間の実態を見ますときに、いろんな私も意見を持つております。まあそれらの見解をもとにしながら、将来にわたつての日本の航空事業の見直し、再編成とまでは言い切れぬかもしませんが、見直し的な施策は講じなきやならぬと思っておりますが、ただ、いま一番景気が底をついておるところでございますので、これがいまの予想では、この秋から冬への経済の状況というものがかなり改善されてくるようになります。われわれは努力はしておりますが、そのとおりいかどうかわかりませんが、努力をいたしております。その努力に応じて景気というものがもう底をついてだんだん上向きになつてくるかどうかといつたようなものを手がけることは、まだどう経済情勢が変わるかも知らぬといふときをちよつと避けて、もう少し経済の先行きが見える段階になつてから考えていく方がいいんではないか、さ

ようには今日では考えておりますが、決してこの航

空事業の再編成的な見直しということを考えていなさいということでは絶対にございません。現在はそういう状況であることを御理解いただきたいと思います。

○委員長(宮崎正義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分から再開することとし、休憩いたします。

午後零時八分休憩

○午後一時十六分開会

○委員長(宮崎正義君) ただいまから運輸委員会を開いたします。

○岩間正男君 休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩間正男君 この前に続いて質疑を続行したいと思ひます。

まずお伺いしたいのは、この改定された日米合意書の問題ですけれども、五月七日の日米合同委員会で航空交通に関する日米合意書が改定されました。その要旨なるものを外務省から当委員会に提出してまいりました。元来、審議を充足するためには合意書全文を提出してもらうのが筋だと私は思つてゐるんです。私は改めてこれを提出することを要請したいと思います。そこで本格的な論議は他日に譲ることにして、きょうはこの要旨に関する二、三の問題について質問をしたいと思ひます。

○政府委員(中村大造君) まずお聞きしたいのは、日米合意書が改定された動機、並びに趣旨といいますか、つまりなぜ改定しなければならなかつたか、こういう議論についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(中村大造君) これは昭和二十七年並びに三十四年の合意の規定内容、これが現在においては実態にそぐわないというふうな点があるということにかんがみまして、航空交通の安全というものを基調として、現状に適合した内容の改定をしたかったわけですが、そのとおりだと思います。その改定をしたかった理由は、まさにここに七項の趣旨をも十分に体しまして米側

でございます。

○岩間正男君 それだけじゃないでしょう。最も直接した動機というのは別にはつきりあると思うんですね。これはこの前も私は指摘しましたが、あの零石の大事故があつた。その後に政府は航空交通安全緊急対策要綱といつものを発表しました。これによつて自衛隊の軍事優先をやめて、民間機の安全確保のためのいろいろな措置が打ち出されたわけですね。そのうち米軍との関係について対策要綱の第七項を見ますと、これははつきり「在日米軍機の運航等に關係ある事項については、米側の協力を求めるものとする」當時、この問題は非常に大きな問題になりました。自衛隊との関係だけでは日本の空を律することはできない。その背後には、さらに膨大な米軍の軍事機構がある。そういう点から、どうしてもこれは米軍とこの問題で折衝する必要がある。そうして民間機の安全を本当に確保するために努力をする。そのためには第7項というのがある。これはいわばわれわれの主張によつて入れられたものであります。そうして当委員会で何回も、こういう要求でこの合意書が改定される、どうなんだ、こういう追及があつたわけでしょう。そうして今度、この前の委員会で改定されました、だから出しますといつて要旨だけは出してきたのです。だから当然第七項、この精神というものをこれは具体化する、そういうものだというふうにしてこれは受け取つていいと思うのですが、それでようございますか。これは外務省と両方からお伺いしたいと思ひます。

○岩間正男君 むろんいろいろ変わつてくる点もあるからそのこともやるけれども、やっぱり改定の一番中心問題は、特に当時の、あれば世論を騒がせた問題でござりますから、それとの関連でこの問題を受け取つた。したがつて航空安全を本当に確保する、軍事優先をやめて民間機の安全優先を貫くというのが当時の論議の中心課題でございますから、こういうものを達成するためにこそは出されたものだということを確認したいと思います。

○政府委員(松本操君) ただいま岩間先生御指摘のとおり、緊急対策要綱の第七項に「上記の諸措置のうち、在日米軍機の運航等に關係ある事項については、「云々」という規定がござります。したがいまして、先ほど局長が御説明申し上げましたとおりに、この合意書自体が時代にそぐわなくなつておるということを踏まえまして、当然改定をいたしました。

○政府委員(松本操君) 先生おつしやいましたように、三十四年の合意の中には「防空任務に従事する軍用機に対しても交通管制上、最優先権を与えることに同意している。」、こういう文言がござります。これは各方面からの御指摘を待つまでもなく、「最優先権を与える」という用語に非常に問題があるというふうなことから、この改定の際における一つの大きな論議の対象であつたわけでござります。その結果、お手元の抜粋にございましたように、「日本政府は、米国政府の要請に

感じ、防空任務に従事する航空機に対する規制としては、航空交通管制上の便宜を圖る」というふうにこれを改定いたしました。

ただいまの御質問は、「最優先権を与える」ということと「便宜を圖る」ということは何がしの違いがあるのかということから存じますが、まず「最優先権を与える」という言葉の持っております意味は、航空交通の安全上やむを得ないという場合を除きまして、明らかに航空交通安全上支障があるという場合は別でございますが、あるいは他の航空機の運航に著しい支障を与えるという場合を除きまして、そうでない場合には第一順位で飛行計画の承認を行つてやる。つまりそれに対して文字どおり優先的な扱いをしてやると、こういうことが趣旨でございます。それに対しまして「便宜を圖る」と申しておりますのは、他機との航空交通安全に支障のないということを十分確認をいたしまして、その上で当該機の任務等を勘案とも考え方で適切な措置をとる。何がなんでも交通上の安全に支障のないということではなくて、その状況に応じ、まず安全を確認し、次に安全を確認した上に立つて当該機の任務等を勘案し、そして最も適切な措置をとる、こういう程度の意味であるというふうに私どもは理解しております。

○岩間正男君 まあこれは文言が変わっているだけではなくて内容も変わっているのだという御説明がありました。これは一、二の問題、付随した問題についてはそういう点が出てくると思うのであります。が、基本的にはどうかといふことです。この問題を明らかにするには、今度もいました改定要綱を見ますと、第一項を見ますと、「日本政府は、米国政府が地位協定に基づきその使用を認められる飛行場およびその周辺において引き管制業務を行うことを認める。」とあります。これが従来と変わりがない、この点はね。しかし零石のとき問題になつたのは、やはり米軍機の行動そのものが民間機といろいろな競合状態を起し、またニアミスを起こしたりする、そういう

危険についても言われているわけですね。したがつてここでは、この点については地位協定によつて提供されている米軍のことよつた飛行場、あるのかということから存じますが、まず「最優先権を与える」ということのところの管制権においては何ら変わりはない、こういふうに考えてよろしいですか。

○政府委員(松本操君) 先ほど冒頭の先生の御質問にお答えいたしましたように、このATC合意改定の考え方の一つといたしまして、現状に適合した内容のものにするということのほかに、あわせて日米安保条約上の要請との整合調整を図る、現在安保条約及び地位協定に基づきまして在日米軍に提供されている飛行場があるわけでございまして、これらの飛行場につきまして、地位協定六条第一項の規定に基づくこの合意、この合意に基づいてこれらの管制を認めるということは、これはやむを得ないところでないかと、しかし、それはによって特段の混乱が起こるということではないのであって、それは米国政府がこのよつた管制業務を実務上行つとしている第二項にございまして、これらのことから、これらの三空港についてこれを一元的に行つことが空域の効率的な利用及び安全の確保の点から不可欠であると、これらのことから、これらの三空港につけておりまます那覇の空港、この三つの空港がきわめて隣接しておること、さらにその滑走路の方向が相互に交差するよつた形になつておる。そこで私は、今度の要旨については先ほども話題にしております那覇の空港、この三つの空港の進入管制はこれを一元的に行つことによるだけの準備が整つてゐなかつたということもございまして、暫定的に米軍がこれらの三空港についての進入管制を行つておる状況でございます。

○岩間正男君 それは後で具体的にお聞きをすればわかることです。特にICAOの基準なんか守られているかどうかというと、これはことに米軍

基地において非常に重大な課題を持つておる、こ

れが、私の聞いていることと大分食い違ひがある。

○岩間正男君 委員長から注意してほしいんですね

が、私が聞いていることと大分食い違ひがある。

○岩間正男君 私の聞いているのは横田と岩国と、それから嘉手納の場合は挙げたわけで、ここではどのよしなど時間が非常に困る、一つの予定のコースを持つて聞いていますから。

○岩間正男君 手納の場合を挙げたわけで、ここではどのよしなど時間が非常に困る、一つの予定のコースを持つて聞いていますから。

○政府委員(松本操君) 多少お答えが横道へそれまして失礼いたしました。

横田におきましては提供施設であります横田飛行場の飛行場管制と、それから横田を中心とした空域についての進入管制が行われております。

ですが、ここで航空路管制権は全部日本にむろんデータークオーバーされているわけですね。しかし依然として行われておるんですか。具体的にこの飛行場管制あるいは進入管制、これらについては普天間等の米軍に提供されました飛行場、これら

の飛行場について説明していただきたい。

○政府委員(松本操君) 沖縄におきます嘉手納、普天間それに嘉手納、普天間それぞれの飛行場管制と進入管制でございます。

○岩間正男君 那覇空港の場合でされども、この進入管制業務、これは依然として米軍が担当しておる、先ほどの御説明でもはつきりしておる。そこで私は、今度の要旨については先ほども話題にしております那覇の空港、この三つの空港の進入管制はこれを一元的に行つことによるだけの準備が整つておる。ただし沖縄復帰の時点におきまして、私どもこれをレーダーを用いて三つの飛行場に共通のレーダー管制を行うというだけで準備が整つてゐなかつたということもございまして、暫定的に米軍がこれらの三空港についての進入管制を行つておる状況でございます。

○岩間正男君 その進入管制業務は依然として嘉手納にまわなければなりません。嘉手納にまわれば、こういうことが言われると思う。だから管制業務はそのまま残つておる。ただいま沖縄では非常に重要な進入管制、この業務は依然として嘉手納で米軍がやつておる、こういうことなんですね。そこで私は、今度の要旨については先ほども時勢に即応したそいつをうな改定はされておると思うんですけれども、実質的には本質的には余り変わらないんじゃないかな。

しかし一番国民が問題にしているのは米軍が日本の空を肝心なところで支配している。これが民航の安全に非常に影響があるといつて。したがつて私は、今度の改定といふものは本当に零石事故のときのあの教訓に全面的にこたえるという事故の方向はとつていいんだと、なるほど言葉だけ見ると、これは最優先権が今度は便直を図るというふうになつた。いかにもこれはよそそうに思う。しかし実質的な問題をついてみると、ほんと何ら変わりはない。これは認めたが、このまま残つておる。たゞいまの質疑の中ではつきりしたと思う。政府は今までの答弁の中でも、軍事優先といふよつたことでなく、民間航空の安全の確保を最大の目として諸般の取り

決めに臨む、日米合意書の改定の問題が零石事故後非常に大きな宿題にされてきたわけです。そのためには、本質的にはほとんど変わった。しかし実質的には、本質的にはほとんど変わった。私は非常に不十分じゃないかと思うのです。これは木村大臣いかがですか、私はこの点で政府の責任というものはもつと明確にしておく必要がある、国民に対する責任を明確にすることを私は要請したいと思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(木村睦男君) 日本の空はたびたび申しあげますように、わが民間航空の空路でもあり、また自衛隊の空路でもあり、同時に安保条約を結んでおりますアメリカ空軍の一部空路でもあるわけでございます。全般にわたって日本側が空の航空管制の責任を運輸省が持つておるわけでございまして、現在ではその空の航空の安全という点で三者二様の目的でこの日本の空を使っておるわけでござりますけれども、いずれも航空の安全が確保できるようについて考えのもとでそれ協定を結ぶなり、あるいは連絡をとりながら空の管制をやつておるわけでございまして、いま事務当局の方で御説明申し上げましたように、便宜を提供するということは決して優先的に取り扱うという意味ではないわけで、日米安保条約に基づいて日本の防衛を守つてくれおるアーリカの空軍が日本の空をその目的を持って飛ぶ場合に便宜を提供するという文字どおりの便宜の提供でござりますので、優先的に扱うとかそういうことではない、そういう考え方で空の管制をしておるわけでございます。

○岩間正男君 やはりかみ合わないです。この前の緊急対策要綱の精神がここで非常にぼけておる、貫かれない。言葉の上では一応改定したような幻覚を与えていますけれども、実質的にいまお伺いしてみると肝心なところでは何も変わっていないことが明らかになつた、そつすると、政府の責任は免れないと私は言つておるんですね。木村大臣はいつでも民間の航空も大切でござります

が、日本の防衛も大切だということをじょつちゅうう言われる。日本の防衛が大切だが米軍がどう使つてもいいというのではなく、私はこのことを要求しております。

次に移りましょう。那覇空港が一体安全かどうかという問題、本年三月ウイーンで行われたI.F.A.L.P.Aにおいて、これは国際定期航空操縦士協会連合というのですが、この国際機関で潜在的危険を有する空港として日本では伊丹の大坂国際空港と那覇空港の二つが挙げられています。そのうに近接して嘉手納、普天間の二つの軍事基地があり、そこに因するところの理由を挙げて、そのためランウェー36よりの離陸時及びランウェー18の着陸時に嘉手納空港のアライバーセクターとの関連で千フィートの高度制限が課せられていることがありますから、必ず出してもらいます。全部出しなさいよ。こういうのがなくて問題を充足することができますが、国会の論議というものが全くなな上げになつてしまつ。この点で出せるか出せないか、外務省からお答え願います。簡単でいいですよ。

○説明員(山下新太郎君) 先般の本委員会におきまして資料要求をいたしましたのでござりますから、私どもの方で米軍の方と話をしたわけでございますが、御承知かと思ひますが、合同委員会合意につきましては、日米間で了解したものを、要するに了解しなければ外へ出せないというたてまえになつておりますし、御要求ございましたので米側と話をしたのでございますが、この範囲にどめてほしいということがございまして、それで先般こういう形で差し上げた次第でござります。

○岩間正男君 後でも論議しますけれども、米側と話をしたのでござりますが、この範囲にどめてほしいということがございまして、それで先般こういう形で差し上げた次第でござります。

○國務大臣(木村睦男君) その中にも多少触れておるようになりますが、私詳細のことを実はよく理解しておりません。

○岩間正男君 詳細を理解しないのと知らないというのは大分違いますからね、言葉のニュアンスがね。局長、どうです、事実があるかないかを理解しておられません。

○國務大臣(木村睦男君) その後、詳説の要望にもこの……

○政府委員(中村大造君) 日本における操縦者の協会からの要望にもこの……

○岩間正男君 いやいや事実があるかないかと聞いてくださいよ、弁解的なのは要らぬ。それが当然米軍に要求するのがあたります。日本が空の主権を持っているのかどうか、こういう点から考えれば当面米軍に要求するのがあたります。日本が空の主権を持つておるのだということになつているでしょう、潜在主権かもしれない。それを知つておるからねかということ。

○政府委員(中村大造君) そういう事実のあることはよく承知いたしております。

が、日本の防衛も大切だということをじょつちゅうう言われる。日本の防衛が大切だが米軍がどう使つてもいいというのではなく、私はこのことを要求しております。

私はこのことを要求しております。

かという問題、本年三月ウイーンで行われたI.F.A.L.P.Aにおいて、これは国際定期航空操縦士協会連合というのですが、この国際機関で潜在的危険を有する空港として日本では伊丹の大坂国際空港と那覇空港の二つが挙げられています。そのうに近接して嘉手納、普天間の二つの軍事基地があることに因するところの理由を挙げて、そのためランウェー36よりの離陸時及びランウェー18の着陸時に嘉手納空港のアライバーセクターとの関連で千フィートの高度制限が課せられていると述べています。運輸大臣はこの事実を御存じだと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(木村睦男君) 私はよく知りません。○岩間正男君 これは知らないというのと大変だと思うのですが、いかがですか。それじゃあなたはこの前、日本定期航空操縦士協会から運輸大臣に対してこの改善要望書というのが出されています。これは御存じですか。そしてこれを検討されましたが、御承知かと思ひますが、合同委員会合意につきましては、日米間で了解したものを、要するに了解しなければ外へ出せないというたてまえになつておりますし、御要求ございましたので三百メートルの近距離では操作ができなくなつてくるでしょう。そういうことを考えますと、この問題について、これは現場にて日に日に命をさられておられる操縦士の皆さんの要望ですから、これがについて、この改善要求を十分に検討して対処するのが当然だと思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(中村大造君) 確かにそのような操縦方法をとらなければならないということは自然ではありません。しかしながら、それが直ちに危険であるからそのような操縦方法をとることに相当な神経を使つということは事実でございますけれども、それがゆえに危険につながるということではないと

○岩間正男君 だからいつも国会論議はそういう

言い方をするんですよ。事故でも起らなければ——事故が起ったときはそんなことを言つたって話にならぬのだ、そのとき責任をどう負うんですか。そうじゃなくて、十分に検討する——神経をすり減らす、それから非常に操作困難な技術をやつしているということが危険につながらないというばかなことがありますか。そういう言い方ができますか。それは全く一片の通り抜け答弁なんかがですか。そこは検討する、少なくとも検討する、そううことは検討する、少なくとも検討する、そうして検討すべきだと思つんですが、これは大臣いかがですか。

○政府委員(中村大造君) この問題についてはわれもいろいろ検討はしたわけでございます。

その結果は操縦上相当なやはり苦労はあるとい

うことば認めますけれども、しかし現在の技術あ

るいは航空機の性能、そういう点から考えた場合に決して危険ではないということをごさいます。

それから、しかばはそういうふうな航法を変え

ることができますかどうかということをございます

けれども、これは現在の那覇、それから嘉手納、

普天間、この三空港のいわゆる置かれた位置ある

いは滑走路の方向、こういう点から考えますと、

現在の航法はこれはやむを得ないというふうに思

うわけでござります。

○岩間正男君 あなたの立場としてはあるいはそ

ういうことになるかもしれません。とにかく縛られ

た一つの枠の中でこれは動いているわけですか

ら、それはまあそれ以上求めるとは無理かもし

れないのですが、少なくとも國務大臣ですからね、

木村大臣は。これはまた別な見解を持つべきだと

思います。いま置かれている安保体制から、こ

れはもう嘉手納に、米軍がでんと沖縄の空に君臨

している体制の中ではもうやむを得ないんだとい

う答弁では情けない、悲しい答弁です。しかし主

権は持っている、空の主権は日本が持っていると

いふことになつていて、しかし暫定的にはこれは

任しているのだということになつていて、そつ

う沖縄内答弁なんですね。私たちは同時にこのよう

な枠内の現状に対しても対処をすると同時に、この根柢を絶えず明らかにしていくという努力をしなければならぬと思うんです。こういう今までい

いのかどうか、幸い事故はまだ起つてない。私も沖縄にたびたび参りました。しかし、やっぱりあの低空飛行というのは非常に異常です、乗つていて。私はつい半月ばかり前にあそこを通りました。そしてあのところは特に注意して乗つてきた

わけですが、やっぱりこれは大変です。そこで運輸大臣にお聞きしますが、このような常に技術上の困難と危険を伴つ高度制限がなぜ課せられているのか、これを課している一体元凶はだれなのか、この根源について改めてお聞きしたいと思うのです。お考えになつたことはござい

ますか。

○國務大臣(木村睦男君) われわれは日本の安全全

を保つために日米安保条約というものを結びまして、そして日本の安全を守つておるわけでございま

す。岩間さんの立場は私たちの立場と全然違つておるわけでござりますから、われわれは日米安保条約に基づいて日本の空もアメリカの空軍が使つておるという中での航空交通の安全の管制行政をやつておりますと、とにかく日本の空からアメリカは出ていてもらいたい、安保条約はもろ

ん廢棄してという立場ですから、そのところはどうしてもかみ合わないのはやむを得ぬと思うのですが、この安保体制のもとで日本の航空の安全

を図りながら航空行政をやつておる、航空管制を全部日本でもつて、あるいは日本の民間航空で思

うままに使って、多少のおこぼれのあるところだけを使つて、その立場ははつきり米空軍がやつております運輸省としましては、日本の空を

○政府委員(松本操君) 嘉手納に米軍があるとか

いないとかということとは別の問題として私どもは理解をしております。つまり那覇の空港の滑走

路の方向と嘉手納の飛行場の滑走路との交差のぐあい、交差の位置、こういう関係から、どう

しても嘉手納におろす方を高目に、那覇におろす方を低目に、この管制上の操作をしないと飛行機がさばけない、こういうふうに私どもは考えております。したがいまして、私どもの手に沖縄が

したがいまして、いま具体的に指摘になつておられます問題につきましても、先ほど事務当局の方で、多少の苦労はあるけれども航空上非常に危険であるということではないということを技術的にも検討いたしました。そういうふうに考えてやつておるわけでござりますので、まあそれをあ

なたの方は非常に危険であるからやめろとい

うとでござりますので、これも見解の違いだと思

いますが、ただわれわれいたしましては、相互の

調整をとりながら、全体の日本の空の航空の安全

を担保する責任を持つておるわれわれとしては、

現状のよくな行政のもとで、事務当局が答弁をい

たしておりますような判断と認識を持つてやつておるということを御理解をいただきたいと思うわ

けでござります。

○岩間正男君 私は、ここで安保論争をやろうと

は思はないので、さつきも申しましたように、空

の安全ということを、これは安保体制で防衛のこ

とも考えなくちやならない、こういうことを言つたんだが、しかしそれは米軍が何をやつてもいいといふことにはならぬ。ところが実際はこれによつて大変なことが起つていてるんですね。單に千フィートだけの問題ではございません。これは、もうさつきはつきり、なぜこういう進入管制をやらなきやならぬか、このような制限が加えられて

いるかといふことについて、これは大臣は答えられないので退席をされたわけですから、これについてははつきり原因言つてください。米軍がいるためでしょ。嘉手納にこれははつきり米空軍がいる、そのためでしょ。どうですか。

○政府委員(松本操君) 嘉手納に米軍があるとか

いないとかということとは別の問題として私ども

は理解をしております。

○岩間正男君 それでいいんです。何もそれ以上

のことは聞いてない。いつもあなたたちは、何

かそれに弁解がましいことを加えるからおかしい

答弁になつてくるんですよ。聞いていてもおかしい

ことだ。いつもあなたたちは、それは支配されないと、これが握つていてるためだ。進入管制権を。

そしてそのためには支配されているのであります。

あんたたちは、それは支配されないと、これ

は管制技術上こうだとかと言つていてるけれども、それができないかどうかというのは、はつきり申

しますよ。もうこれを明らかに説明立てるわれわれはちゃんととした証拠を握つてゐるわけですからね。

○政府委員(松本操君) ここに嘉手納ラブコン・トレーニング・ガイ

ド——沖縄進入管制所の訓練案内——いうのがあります。この文書は一九七四年七月二十三日、そしてこれは変更No.3、それから同年の九月十二日変更No.4、そしてその後に「エメット・J・クック、

アメリカ軍の訓練および規準作成官」というちやんと署名のある文書でござります。この文書を見れば、あなたたちのいまの答弁というのは、全く

技術上の問題じゃないことがこれがはつきりしてくると思うんです。で、これによりますと、この進入管制は四つのセクターに分けられています。このセクターというのは、第一に嘉手納アラバルセクター、第二はノース進入管制セクター、第三はハウス進入管制セクター、第四は那覇アラバルセクター、この四つです。これは御存じでしょう。どうですか、これは御存じでしょう、これが四つあることは。

○政府委員(松本操君) 私どもは十分には承知しております。四つ程度あるというふうには聞いております。

○岩間正男君 専門家が、われわれが指摘するようなことに、聞いておりますといふなこれは答弁、どうも苦しい答弁じゃないですか。ちゃんとこれは証拠があるんだ。これは後で上げますからね、あなたたちに。ちゃんとあるんだ。米軍の文書がちゃんと出でるんだ。この中で、那覇アライバルセクターに関し、ランウェー18について「嘉手納アライバルセクターと重複する区域については、○○○フィートおよびそれ以下に制限される」とはっきり書いてある。どうですか、嘉手納アライバルセクターとの関係でこれは制限されているんだということを明確にしておりまます。この点は全然これは御存じないというのですか。ここに地図がありますからね。この地図に具体的に――これは資料は後で差し上げますけれども、ここにちゃんとセクターがございます。嘉手納のアライバルセクター、そしてそのところに那覇のこれは進入アライバルセクターと重なるところがあるわけですね。この重なるところ、それからこれは普天間と重なります。ここところは非常に危険なので、御承知のように低高度を課せられて、ここのこととははっきりともいふまのようない定限を加えられているのじゃないですか。これはあなたたちは、単に技術上の問題だというので、こういう実態について何もこれは米軍から明らかにしようとなかつたんですね。これは怠慢じやないです。こういうことを明らかにされな

りしてくると思つてます。で、これによりますと、この进入管制は四つのセクターに分けられています。このセクターというのは、第一に嘉手納アラバルセクター、第二はノース进入管制セクター、第三はハウス进入管制セクター、第四は那覇アラバルセクター、この四つです。これは御存じでしょう。どうですか、これは御存じでしょう、これが四つあることは。

○政府委員(松本操君) 私どもは十分には承知しております。四つ程度あるといふなこれは聞いております。

○政府委員(松本操君) いままさに岩間先生がおっしゃいましたように、嘉手納の進入のセクターと那覇の進入セクターの関係において、先生おっしゃいましたが、先ほど私が申し上げましたのは、その関係においてといふ内容を、管制技術上の問題としてとらえて御説明を申し上げようとしたわけですが、つまり、この交互通じにくもおっしゃいましたが、先ほど私が申し上げましたのは、その関係においてといふ内容を、管制技術上の問題としてとらえて御説明を申し上げようとしたわけですが、どういふなことには安全が期せられないわけがござります。しかるところ、嘉手納からは十マイル程度、那覇からは数マイル、こういふことになりますと、飛行機がございます場合には、上下に差をつけまして、両方の飛行場に同時に、あるいは接近しております。しかし、嘉手納からは十マイル程度、那覇からは数マイル、こういふことになりますと、飛行機は御承知のように、大体同じような角度で飛行機がございます場合には、上下に差をつけませんことには安全が期せられないわけがござります。しかるところ、嘉手納からは十マイル程度、那覇からは数マイル、こういふことになりますと、飛行機は御承知のように、大体同じような角度で飛行機がございますので、したがいまして、距離の長い方を高度を上げ、距離の短い方を高度を下げるという措置をとらざるを得ない。ただし、これはまさに先生御指摘のとおり、嘉手納の進入との関連においてござりますから、嘉手納から出発し、または嘉手納に進入しようとする航空機がない場合に、このような制限は一切させておりません。

○岩間正男君 まあ、ない場合というのは、これは例外なんですね。そんなこともあるでしょう。しかし、その例外をこれは常態に考えることはできないのですよ。それから米軍はそれなら何ですか、彼らが空港を出るときにこんな高度制限やりますか。彼らの離陸の場合、着陸の場合ですね、那覇に加えられているような千フィートの低空制限といふものをお出でになります。しかし、その例外をこれは常態に考えることはできないのですよ。そうして日本の場合だけはこれは手納を出でる米軍の場合はそういうことになつていて、それが何のためにこういう事態が行われているのかといふことは明確だと思います。それから同じようなことは、これは出発の場合ここにまたすべての標準的なレーダーによる出発制限と、この文書の中でもそういうところを見ますと、那覇空港のランウェー36出発機としてすべて

限といふものをやつておりますか、米軍は、どうなんです。

○政府委員(松本操君) まず第一点の例外ではないかといふ御指摘でございますが、私どもが承知しておりますところによると、那覇の空港から北向に出発いたしますうち十五マイルを干

フートでかわされるケースは全体の三〇%程度でございます。さらに北向に離陸いたします比率が年間六〇%でございますので、したがって離陸いたします航空機の約一八%、まあ二〇%足らずが先生御指摘のような制限を受けています。こういうことであると私どもは理解しております。それから次に、米軍が那覇空港を出る場合にこのような制限を受けるのかと、こういうことでござりますが、これも先ほど私がお答えしましたように、那覇空港がわれわれに返る前からこの制度は確立されておりますが、当時はそこにはすべて米軍がおつたわけがございますので、当然米軍機が同様の制限を受けて那覇から出でていたといふことであると私どもは理解しております。

○岩間正男君 あなたはわからないと言つてゐるが、大分いまのところは詳しく述べてね、ちょっとおかしいんですよ。統一されませんよ。まあ大分工夫されたかと思つますが、ただごつぱり何が出来ます。それから三〇%だから大丈夫だろうと、そういうことをあなたは言つていますけれども、その三〇%、それが大きな問題じゃないですか。これがちゃんと、しかも米軍の文書に一つのはっきりした基準として残されてゐるんですよ。そうして日本の場合だけはこれは低空、民航の場合には低空を課せられて、何か弁解がましくだけ聞こえておる。米軍優先といふのは具体的にこの文書を見れば明確に出ていますよ、これ。米軍優先のもつこれは文書ですよ、どうなんですか。

○政府委員(中村大造君) 先ほどから松本次長がたびたび申し上げておりますように、嘉手納の滑走路と那覇の滑走路の位置及びその方角からいきまして、米軍機であろうとなかろうと、とにかくその両方から発着する航空機を安全に運航させるためには、その両方の線が交差する位置から言いますと、那覇側を千フィート以下に抑えるを得ないと、こういうことでござります。

○岩間正男君 それは民間優先なら安全の方法をとるべきで、わざわざ米軍に安全な方法をとらせておいて、それで日本は低高度の危険な、技術的

に困難な、神経の疲れる、そういう方向をとつているというのには、何も多くを語る必要はないのじゃないですか。これは米軍優先がいまだに行われている、そして、それは進入管制権をはつきりアメリカが握っているからそういうことが自由にできると、こういうことを具体的に証明しているじやありませんか。この事実は認めなきやなりませんよ。

そこで私は、改めてお聞きしたいのです。四十七年の五月、沖縄の復帰時であります、このときの日米合意では、進入管制を含む航空交通管制の権限は日本側に返される、その中の進入管制の業務については、これは当分の間暫定的に米軍が実施すると、こういうふうになつておるわけです。が、これは間違いございませんか。

○政府委員(中村大造君) そのとおりでござります。

○岩間正男君 暫定的では、三日も暫定的、三年も暫定的、三十年も暫定的、三百年も暫定的かもしまぬのですね。米軍の文書を見ますと――あなたたちのこの前安保国会に出した資料を先ほど外務省からもらいました。この外務省からもらったのを見ますと、日本のこの空の権利、航空権は日本に返す、それから当分の間といふ、これは一七七年に結んだ日米合意書です。あれから二十三年たつてある。それで当分の間ということになりますか。これは日本語の範疇からはるかに逸脱しているのだ、当分の間なんて、同じことだから。暫定的、暫定的に、暫定的に、永久に、こんなばかうことは暫定的でございます――いつあなたの国語学者になつたのです。そんなばかな一体答弁しません。いつまでとはつきり答えてください。

○政府委員(中村大造君) これは日本国政府がこ

れら飛行場のレーダー進入管制業務を行つまでと

いうことでござります。

○岩間正男君 すいぶんこれは答えてまいりましたけれども、その進捗状況は一体どうなんですか。

いままでの国会の両院の答弁、私聞いてきました

が、遅々として進まないぢやないです。米軍が

いる限りは、一体果たして、この進入管制を放す

ものが。これは大きな問題で、あなたたちを責め

るのはあるいは酷かもしれないけれども、しか

し技術的に考へて、それから良心的にこの問題に

対処するなら、こういう問題に対してもはつきり

やつぱり見解を持つ、また見解を持てるような技

術家でなければならぬし、行政のそういう責任と

いうものを感じてもらいたいと思うのです。そう

なつてない、日本の官庁は。だから、そういう意

味じやはつきり行政の民主化ということをしばし

ば私は繰り返してきたのでありますけれども、そ

ういう国民の側に立つか立たないか、そういうこ

とは非常に重要なだと思います。だからこの暫定的

というのがわからない。暫定的なんというのにはい

つでもごまかし、国民を欺瞞する言葉だ。こうい

うものは日米合意書にさらに入つてゐるでしょ

う。

第二に「進入管制を含む航空管制の権限は日本側に返され」とあるから、進入管制権は原則的に

日本側にあり、ただ暫定的に実際の業務だけは米

軍に委託されているものとこれは解釈してよろし

いですか。よろしいかよろしくないか言つてください。

○政府委員(松本操君) 多少先生のお使いになり

ました用語と違う点がござりますので、そういう

単純にお答えできないのが申しわけございません

が、沖縄における航空交通管制組織を運用、管理する権限は日本国政府に帰属いたします。ただし

嘉手納、普天間、那覇空港に関する進入管制につきましては、先ほど局長が申し上げたとおり、日本国政府がこれら飛行場のレーダー進入管制を行つて話になりません。いつまでとはつきり答えてください。

○政府委員(中村大造君) これは日本国政府がこ

れ、だから何で協定書を出さぬので

す、われわれにこんな間違つた、少し字句の変わつたものを使わせて。出しなさいよ、あなたたち素直に出してくれば、われわれはそれで間違えのないなにをやるのですよ。ところがね、ここが違いますと言つて、あなたたちだけが持つていてだな、そしてわれわれに渡さない。こんなばかなことがありますか、国会の場に。これは委員長ね、こう

いうもう答弁そのものがだめなんだ、ごまかしな

んだ。なぜ出さないので。きょうじゅうに出しなさい。持つてきなさい。私は正しいことを一字一画間違いくやれるから。何ですか。

○政府委員(松本操君) 私が申し上げましたのは、先生が進入管制を米軍に委託したとおっしゃいましたので、私どもは委託したとは考えておりませんので言葉が違いますと申し上げただけでございまして、見ておられますものはおそらく同じものを見て申し上げているつもりでございます。

○岩間正男君 これは委託というこの間大臣のがあるんだ。だから私は委託という言葉を使つたのが見ておりません。だから私は委託といつてただけでございまして同じじゃないですか。言葉が何ですか。

○岩間正男君 本当にこれは厳密にやるんですか。これはとにかく米軍に頼んだという形で、米軍が主権を握つているというのが実態でしよう。これは間違

いございません。全部そういうやり方をやつてい

るの、このアメリカの占領政策時代から続いて

いる、いまだに残つてゐる、残ざが残つてゐるや

り方なんですよね。

そこでお聞きするけれども、主権は日本にある

んですね。間違ひありません。あるかないか。

○政府委員(松本操君) 先生の主権とおつしやる意味がちよと……

○政府委員(松本操君) 日本国の領空における管

制権といふものはもちろんわが国に帰属しております。

○岩間正男君 そつすると、これは業務をこちら

左右し制限しているというのが沖縄の進入管制の実態ですよ。これは本末転倒じゃないですか。どうなんですか。この沖縄の空の実態といふものを

本当に冷蔵につまなければなりませんよ。全く

そうでしょう。これはもうお答えがなければない

でいいですけれども、この点が明確になつたと

この文書ははしなくもそういうことを明らかにし

ている、日本の国民の前にこれを明らかにしていいですか。

○説明員(山下新太郎君) いま御指摘のございま

した沖縄における航空交通管制に関する合同委員会合意、これは四十七年五月十五日、これ沖縄の返還時の協定書 日米合意協定書、これをどうです

か、お出しになつたらどうですか。いかがですか、

出せませんか。どうです。

○説明員(山下新太郎君) とにかくひつと米側の了解を得ら

れた沖縄における航空交通管制に関する合同委員会合意、これは四十七年五月十五日、これ沖縄の返

還日の日でございますが、その日に合同委員会で合

意いたしましたものを先ほど御説明申し上げた合

同委員会合意の性格にかんがみまして米側と協議

の上すでに国会にお出ししているとおりでござ

ります。お手元にお持ちではないかと存ります。

○岩間正男君 とにかくひつと米側の了解を得ら

れないでの出せないというのだが、了解得なさいよ。努力しますね。

○説明員(山下新太郎君) 私、四十七年五月の時

点で直接折衝いたしませんのでその経緯は詳細に

は存じませんですが、聞いているところでは、こ

の当時日米間で話をいたしまして、こういう形

にまとめて国会に御報告申し上げた、こういふ

とでござります。

○岩間正男君 じゃお聞きしますが、七四年、昨

年、航空路管制権を返しましたね、日本側にて

クオーバーしましたね。このときまた取り決めを

新しくやつたわけでしょう。この点ではどうなつ

ていますか。この点ではいまのこの管制のやり方

は依然として変わらございませんか、どうですか

○政府委員(松本操君) 昨年五月十五日をもちま

して沖縄における航空路管制をわが方がテークオーバーいたしましたのは、ただいま外務省から

申し上げた沖縄における航空交通管制の取り決めに基づいた結果でございます。結果でございますので、そのとき特に別の取り決めをつくるというふうな性格のものはございません。

○岩間正男君 何もなかったというのですか。何にもなかつた。それじゃ私お聞きしますけれども、嘉手納ラブコーン・トレーニング・ガイド、これ一体、先ほどもなにしましたが、この合意ですね、嘉手納ラブコーン・トレーニング・ガイド、これができるのは、先ほども指摘しておきましたが七四年の七月二十三日です。昨年返されているわけですね。返されてからこうできただんでしよう。全然これは変わっていないわけだな。だから三年前の返還時の協定とは何ら変わりはない。そのものに立つてこれが行われているのだということ、この事実を確認したいと思います。

〔委員長退席、理事前川且君着席〕
ところで、私はもっと重大な事実を指摘しなければならぬ。それはこのような日米の合意によつて暫定的に米軍がこの業務を行つてゐる進入管制権、その管制区域内でそんならそれがどのように使用されているのか、この使用の実態はどうなのか、これを具体的に明らかにすることが非常にもつとこの問題を私は明快にすることだと思う。大体どう使われていますか。御存じだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(松本操君) 嘉手納が行つております進入管制のための空域の中ではどのように使われているかという御質問でございますが、進入管制権、その管制区域内でそんならそれがどのように使用されているのか、この使用の実態はどうなのか、これを具体的に明らかにすることが非常にもつとこの問題を私は明快にすることだと思う。大体どう使われていますか。御存じだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(松本操君) 嘉手納が行つております進入管制のための空域の中ではどのように使われているかといふことでござりますので、わが方のACCでいるかの空域でござりますので、わが方の那覇あるいは嘉手納その他の飛行場へおろすための高度を下げる操作、逆に那覇その他の飛行場からおこなつた航空機をわが方のACCに渡しますために高度を上げさせるための操作、こういったことが主として行われておると、こういうふうに理解しております。

○岩間正男君 それは機械のいじり方ですよ、技術の問題で、あなたに私が聞いているのは、どんな一体軍事訓練に使われているかということをお聞きしているのですよ。だから、それはお答えに

ならない、知つていてもお答えになれないのかどうかわかりませんが、お答えになれない。しかし知らないでは済まされないですよ、そうでしょう。

とにかく仮で、暫定的に行つといつてある。いわば委託だつて同じですよ、委託してある。その委託しているその空域で、向こうに任かしている空域で何が行われているかということを知らないということは一体あり得るだろうか、そういうことがあつていいだらうか。

それじや、重ねてお聞きしますが、この空域では米軍の特別作戦が行われておりますか。

○政府委員(松本操君) 進入管制空域の中で特別作戦が行われているというふうには私たちも聞いておりません。

○岩間正男君 何も知らない。答えるに都合のいいところだけは知つてゐるということになつてゐるだけですけれども、それじゃ話にならぬと思ふんですね。これを見てください。先ほどのトレーニング・ガイド、これを見ますと、この第七章に「スペシャル・ミッション」というところがはつきりあるわけです。そこには特別作戦の管理方式が明らかにされている。この特別作戦といふ方式はどういうことか。これは三つに大体分かれている。一つはロー・レベル・ルート方式、低高度ルート方式。第二はVFR・オン・トップ・ルート方式、雲上有視界飛行ルート方式。第三はSR71やKC-135などの特別作戦の方式。この三つ、ちゃんと、こういう先ほどの米軍資料の中にはつきり出でています。この三つ、ちゃんと、こういうことなんですか。これじやまるで手放しですよ。これは、どうなんですか。

○説明員(山下新太郎君) 私ども、いまお示しいただきましたことを承知いたしておりません。

○岩間正男君 何かはつきりしないな。明確に答えてください。知らないのですか。

○説明員(山下新太郎君) 承知いたしておりません。

○岩間正男君 知らないのですね。

○説明員(山下新太郎君) はい。

○岩間正男君 どうですか、運輸省は。

○政府委員(松本操君) いま先生のおっしゃいましたようなことについては、私ども承知しております。

○岩間正男君 皆これだ。大変なことですよ。

それで、このよつとロード・レベル・ルートがどうな作戦に使われているかを米軍資料によつてます。この空域を米軍に貸し与えてあるわけでもございませんが、この空域を米軍に貸し与えてあるわけでもございません。

はございません。ただこの中で米軍が進入管制してもいい、する空域はこれだけであるというだけのことでござりますので、貸し与えたわけではございませんが、その中で行われてゐる作業のうち、あります、これがそうです。このセクションK進入管制ということに関係のあることにつきましては、私ども管制の必要上報告も求めることもあります。

○岩間正男君 いま技術的なことを聞いているんじゃない。具体的に何が行われているか、向こうにいわば委託しているんだと。それなのにあなた、その中身は何も知らないのです。そんなこと答弁になります。

○説明員(山下新太郎君) このロード・レベル・ルート、この問題からこれに明記されています。この資料によりますと、特別作戦の管理方式といふところがござります。そのa項に、ロー・レベル・ルートとして第一にヨミタンNo1及びNo2ルート、第二にはイエジマNo1及びNo2、第三にはクライマールート、第四はアルフアールート、第五はラボールート、この五つが明記されています。このよつと特別作戦のルートを日本政府の関係者はだれも知らない。これは外務省知らぬのです。これじやまるで手放しですよ。これは、どうなんですか。

○説明員(山下新太郎君) 私ども、いまお示しいただきましたことを承知いたしておりません。

○岩間正男君 何かはつきりしないな。明確に答えてください。知らないのですか。

○説明員(山下新太郎君) 承知いたしておりません。

○岩間正男君 それでは、私は次に伊江島においてどのような核投下訓練を行つてゐるかを調べてみました。

私は、ここに第十八戦術戦闘航空団のフライトプランといふのを持つてゐる。これによると一九七四年十月二十一日、昨年の十月二十一日から二十七日までの一週間に合計六十六回の核投下訓練を行つてゐることが明らかなんです。また去年の十二月三十日から本年の一月五日まで、まあ正月を加えた一週間ですが、この中で四十回の核投下訓練が行われてゐることはつきりこれは明細になつております。さらにフライトプランをよく見ますといふと、この核投下訓練にはSUU21投射機に装てんしたBDU33、MK106のミニチニア模擬弾を使用すること、これが明確に記載されています。これは非常に重大な問題だと思つたのですが、いかがですか。

○説明員(山下新太郎君) 伊江島の補助飛行場、これが米軍に施設区域として提供されている次第でございますが、ここで核爆弾の投下訓練を行つてゐるわけです。これは非常に重大な問題だと思つたのですが、いかがですか。

米軍が行っていることは私ども承知いたしております。それで、かかる核爆発の投下訓練を米軍は伊江島で行えるのか、あるいはまた安保条約上できるのかというような問題がございますが、それにつきましては從前來政府が御説明申し上げますとおり、別に安全保障条約上あるいは関連取り決め上これに違反するものではない、そう考えており決まりました。ただし政府といたしまして、核にかかる問題だということから、國民の感情がござりますので、訓練に当たつては一体どうするんだと、安全対策上十分な配慮をしてくれと、いうことは言つておりますと、米側はこれに対しまして米軍の任務の遂行上必要最小限度においてこれを行うと、ということを約束してきているわけござります。

○岩間正男君 ここは外務委員会、防衛委員会でもございませんから、その可否を論議することは時間の関係もあって差し控えておきますけれども、私は少なくとも運輸省が空の安全を守るといふことを第一義にするなら、自分で潜在かもしれないけれども、空の管理権をはつきり持つていながら、しかも暫定的に向こうに業務をやらしている。そこで何が行われているか、核投下訓練、これが行われているということは非常に重大です。わが黨の不破書記局長は衆議院の予算委員会で何回も質問して、それらの事実を今まで明らかにしてきました。日本政府に対しても事実を徹底的に糾明し、その即時中止を要求してきましたが、政府はこの重大な警告に対してもこれは何らの回答も行っていない、せいぜいいまのお話になつたような答弁しか返つてこないわけです。こんなこといいのかどうか、こんなことは國民の名において許されると思つていいのかどうか、沖縄の核抜き本土並みはこれは全くの空文に終わつてくるのが現状です。

そこで私は、要水するんですけれども、この証拠としてのフライトプラン、これはあるわけでしよう。運輸省あるわけでしょう。少なくともいろいろな点で通報を受けているわけです。これは

出してもらいたいと思いますが、いかがですか。○政府委員(松本操君) 私、なおよくわからない点が残っておりますが、いま岩間先生のおっしゃいましたフライトプランというのも、そこに何を書いてとか、かにを使えとかいうことが書いてあるというお話をございましたが、そういうフライトプランというのも管制の上では使いませんのでよくわかりません。ただし、ここで考えますと、これは恐らく有視界飛行で飛んでいるのではないだろうか、有視界飛行で飛んでおるといったしますと、私たちの管制とは全く関係がございません。したがつて、そのようなフライトプランも恐らく出てきていません、こういうふうに私は思います。

○岩間正男君 この問題は運輸省の管制部に、有視界飛行だけじゃないのですから、この点についてもはもつと検討してもらいたい。

○政府委員(中村大造君) 海洋博期間中、伊江島の真謝の米軍の射撃場を観察してきた。全くこの惨状は目に余るものがある。赤土の露出した一地帯ですが、そこには大きな弾痕が地中深くうがたれている。ところどころにはドランカンを半切りにしたもの、それに油を満たしてそれに火をつけて夜間爆撃の目標に備えている事実も明らかになりました。射撃訓練は日米の合意のよつて朝六時から夜十一時までと決られておる。特に夜間の八時から十時までが猛訓練が行われる。そのため付近の農家ではもう家畜が育たない、テレビやラジオの視聴もむろんこれはできなくなる。生活に非常に苦しんでおる現状をつぶさに見てまいりました。こうした中で米兵が草刈り中の山城青年

○岩間正男君 空港の計画について述べられたんだ

○政府委員(中村大造君) 先ほど来た岩間先生の

は全部伊江島に寄せられているんだ。現地の人々は憤りの声を上げていたんです。政府はこうした事実を本当に知つておるのでしょうか。こうした中で沖縄の海洋博に備えて伊江島にも民間飛行場がつくられ、そつして観覧者の便に供することになりましたが、この使用時間は午前十時半から午後一時まで、わずかに二時間半と、これは米軍によって制限されている。これは米軍の休憩時間ですよ。この時間はいいだろうということです。これでは何のための飛行場設置か、また海洋博後にこの飛行場をどう使つかと、この計画も運輸省にお聞きしましたけれども、十分に答えられない現状じやないです。こういう現状を一体どう考えるんですか。

○岩間正男君 海洋博期間中、伊江空港のいわゆる運用時間といいますか、そういうものが二時間半ということは現状ではやむを得ないと思います。海洋博後につきましては、海洋博後の跡地がどのように利用されるかということとの関連におきまして伊江空港の活用方法もおのずから決まつてこようと思ひます。

○岩間正男君 空港の計画について述べられたんだ

○政府委員(中村大造君) ただ、全くあなたの皮膚感覚でこれを感じ取つてきた者と、遠くの方でこの問題を考えておるのとはこれは違うので、こういう現状から言えばあなたたちが委管しておるというそのような進入管制権の空域ではこういうことが行われている。

○岩間正男君 その前に、先ほど有視界飛行だからこれは運輸省の那覇ラブコンには入つてないというようなことを言わされました。この資料を見ますとこれ

○政府委員(松本操君) は有視界飛行だけじゃないですよ、混合飛行だ、

○岩間正男君 次に、雲上飛行の問題についてお聞きしたいと思います。

VFRオン・トップ・ルート——雲上有視界飛行

は全部伊江島に寄せられているんだ。現地の人々は憤りの声を上げていたんです。政府はこうした事実を本当に知つておるのでしょうか。こうした中で沖縄の海洋博に備えて伊江島にも民間飛行場がつくられ、そつして観覧者の便に供することになりましたが、この使用時間は午前十時半から午後一時まで、わずかに二時間半と、これは米軍によつて制限されている。これは米軍の休憩時間ですよ。この時間はいいだろうということです。これでは何のための飛行場設置か、また海洋博後にこの飛行場をどう使つかと、この計画も運輸省にお聞きしましたけれども、十分に答えられない現状じやないです。こういう現状を一体どう考えるんですか。

○岩間正男君 海洋博期間中、伊江空港のいわゆる運用時間といいますか、そういうものが二時間半ということは現状ではやむを得ないと思います。海洋博後につきましては、海洋博後の跡地がどのように利用されるかということとの関連におきまして伊江空港の活用方法もおのずから決まつてこようと思ひます。

○岩間正男君 空港の計画について述べられたんだ

○政府委員(中村大造君) ただ、全くあなたの皮膚感覚でこれを感じ取つてきた者と、遠くの方でこの問題を考えておるのとはこれは違うので、こういう現状から言えばあなたたちが委管しておるというそのような進入管制権の空域ではこういうことが行われている。

○岩間正男君 その前に、先ほど有視界飛行だからこれは運輸省の那覇ラブコンには入つてないというようなことを言わされました。この資料を見ますとこれ

○政府委員(松本操君) は有視界飛行だけじゃないですよ、混合飛行だ、

VFRオン・トップ・ルート——雲上有視界飛行

は全部伊江島に寄せられているんだ。現地の人々は憤りの声を上げていたんです。政府はこうした事実を本当に知つておるのでしょうか。こうした中で沖縄の海洋博に備えて伊江島にも民間飛行場がつくられ、そつして観覧者の便に供することになりましたが、この使用時間は午前十時半から午後一時まで、わずかに二時間半と、これは米軍によつて制限されている。これは米軍の休憩時間ですよ。この時間はいいだろうということです。これでは何のための飛行場設置か、また海洋博後にこの飛行場をどう使つかと、この計画も運輸省にお聞きしましたけれども、十分に答えられない現状じやないです。こういう現状を一体どう考えるんですか。

○岩間正男君 海洋博期間中、伊江空港のいわゆる運用時間といいますか、そういうものが二時間半ということは現状ではやむを得ないと思います。海洋博後につきましては、海洋博後の跡地がどのように利用されるかということとの関連におきまして伊江空港の活用方法もおのずから決まつてこようと思ひます。

○岩間正男君 空港の計画について述べられたんだ

○政府委員(中村大造君) ただ、全くあなたの皮膚感覚でこれを感じ取つてきた者と、遠くの方でこの問題を考えておるのとはこれは違うので、こういう現状から言えばあなたたちが委管しておるというそのような進入管制権の空域ではこういうことが行われている。

○岩間正男君 その前に、先ほど有視界飛行だからこれは運輸省の那覇ラブコンには入つてないというようなことを言わされました。この資料を見ますとこれ

○政府委員(松本操君) は有視界飛行だけじゃないですよ、混合飛行だ、

VFRオン・トップ・ルート——雲上有視界飛行

行の問題ですが、まず政府は東石事件後の緊急対策要綱、先ほども触れましたが、この第四項で「訓練空域を除き、国際民間航空機関（ICAO）の勧告に従い、雲上有視界飛行を禁止するもの」としているわけですが、雲上有視界飛行とはどのような飛行方式なのか、またなぜ禁止したのか、その理由を明らかにされたいと思います。

○政府委員（松本操君） 雲上有視界飛行と呼ばれておりますものは、計器飛行方式の「ライト」プランを出しまして、計器飛行方式によって離陸上昇を行った後、雲の上に出てしまつ——雲上でござります。雲の上に出ましてからは定まった高度を用いないで有視界飛行と同じ高度を使って飛行するという飛び方でございます。また、これが危険ではないかという理由は、ただいま申し上げましたように、計器飛行方式で出発をするような状態下でありながら、それが飛行いたしますときには有視界気象状態と同じような飛び方をするということに問題があるのでないかということから、これを禁止するようになしたものでございます。

○岩間正男君 とにかく雲の上ですと非常に高度を誤るということがありますね。それから雲の間から突然別な飛行機が急上昇する、そういうような点から非常に危険でこれがICAOによつて禁止されていることなんでしょう。先ほどの嘉手納ラブコン・トレーニング・ガイドによると、特別作戦の管理方式、こういうところがございます。これはこの中のb項というところを見ますといふと、雲上有視界飛行ルートということを明記して、そのルートの中には、第一にウイスキールート、第二にケベックルート、第三にネイダールート、この三つを挙げてある、その管制の仕方が具体的に述べられているわけですが、ICAOの勧告によつて自衛隊は訓練空域以外は禁止されている、この飛行方式が米軍には訓練空域以外でも許可されているのは何のためですか。

○政府委員（松本操君） 米軍に対しましても、私ども原則として雲上有視界飛行はそういう許可を出しておりませんが、いま先生のおっしゃいました

たのは、嘉手納の進入管制空域の中でそのような飛び方をするということが從来から行われておりてあります。これはきわめて例外的な特殊なものである、回数もきわめてまれであるというふうなことにして、これはきわめて例外的な特殊なものであらそいう飛行がわれわれテークオーバーいたしました後にも続いて行われておりますというふうに私どもは承知しております。

○岩間正男君 そういうことを言つてありますけれども、ここにはつきり書いていますよ。ウイスキー・ルートの管制承認限界点は、ナンシーDME フィックス、那覇から二十DME、二十海里、二百七十度方向、初期進入高度一万六千フィート、航空機はレーダー誘導によりオントップまで上昇する。それからケベックルートの場合の管制承認限界点は、キヤシーDME フィックス、嘉手納より二十五DME、二十五海里、それから三百二十度方向、初期進入高度一万六千フィート、航空機はレーダー誘導によりオントップまで上昇する。このようにウイスキールート、それからケベックルート、ネーダールート、こういうものが、実は米軍の訓練空域だけじゃない、そういうところでは、たとえばナンシーDME フィックス。それからケベックルートの場合にはキヤシーDME フィックス。こういうようななどころはこれは何も米軍の訓練空域じやないでしよう。こういうところでないところで、これは雲上有視界飛行をやつておるのじやないですか。そういうこととの何よりも証拠、はつきりこの文書の中にあるんです。どうなんですか。

○政府委員（松本操君） 先ほどもお答え申し上げましたように、きわめてまれなケースとしてそのような飛行が行われているということは承知しております。

○岩間正男君 まれなケースなどと言つて、もうICAOの国際機構でも禁止している、しかも先ほど申しました二十三年前の二十七年の合意書の中にも、ICAOのこの条項に従つて運航するのだということが協定書の中にさそつたわれている。これが沖縄では全く違反されて現在このようないくつかの問題が生じています。それは嘉手納から半径二百海里、とてももなく広く飛び出でている。これを包囲した、そういう進入管制の中にこれが行われている。そういうことは、これはちゃんと默認しているんですね。どうなんですね。

○政府委員（松本操君） ただいま先生が仰せられましたフィックスは嘉手納が進入管制を行つております空域の中の点ではないかというふうに思ひます。

○岩間正男君 見てくださいよ、ここにあるけれどもね、ちゃんと。そしてそこのこところでこのようないくつかの問題が生じています。それから雲上有視界飛行がなくなつた場合には、今度はレーダーに移るのだと、その旨をはつきり通告する、

○政府委員（松本操君） ます第一に、雲上有視界飛行を禁止しておりますICAOの規定は、御案

飛行をこのようにやつてはいるじゃないですか、どうなんですか。しかも重大なことは、運輸省が、私どもはこれを広く軍民を問わず広げるといふ考え方をえて対策要綱においてとつたわけでもございまして、その結論といたしまして、これもまた、これはきわめて例外的な特殊なものである、回数もきわめてまれであるというふうなことからそいう飛行がわれわれテークオーバーいたしました後にも続いて行われておりますというふうに私どもは承知しております。

○岩間正男君 そういうことを言つてありますけれども、ここにはつきり書いていますよ。ウイスキー・ルートの管制承認限界点は、ナンシーDME フィックス、那覇から二十DME、二十海里、二百七十度方向、初期進入高度一万六千フィート、航空機はレーダー誘導によりオントップまで上昇する。それからケベックルートの場合の管制承認限界点は、キヤシーDME フィックス、嘉手納より二十五DME、二十五海里、それから三百二十度方向、初期進入高度一万六千フィート、航空機はレーダー誘導によりオントップまで上昇する。このようにウイスキールート、それからケベックルート、ネーダールート、こういうものが、実際空域じやないでしよう。こういうところでないところで、これは雲上有視界飛行をやつておるのじやないですか。そういうこととの何よりも証拠、はつきりこの文書の中にあるんです。どうなんですか。

○政府委員（松本操君） 先ほどもお答え申し上げましたように、きわめてまれなケースとしてそのような飛行が行われているということは承知しております。

○岩間正男君 まれなケースなどと言つて、もうICAOの国際機構でも禁止している、しかも先ほど申しました二十三年前の二十七年の合意書の中にも、ICAOのこの条項に従つて運航するのだということが協定書の中にさそつたわれている。これが沖縄では全く違反されて現在このようないくつかの問題が生じています。それは嘉手納から半径二百海里、とてもなく広く飛び出でている。これを包囲した、そういう進入管制の中にこれが行われている。そういうことは、これはちゃんと默認しているんですね。どうなんですね。

○岩間正男君 見てくださいよ、ここにあるけれどもね、ちゃんと。そしてそこのこところでこのようないくつかの問題が生じています。それから雲上有視界飛行がなくなつた場合には、今度はレーダーに移るのだと、その旨をはつきり通告する、

○政府委員（松本操君） ます第一に、雲上有視界飛行を禁止しておりますICAOの規定は、御案

というものはやむを得ず委託しておるんだということがあります。日本の航空行政に誤りはないのですか。この点はどうしても私は明らかにされなきやならぬ。これは政府の無論責任であります。しかし、これに対して、現地の沖縄県民は言うまでもないことです。日本のやはり主権の問題なんだから、どうしたってこういう問題について、これは世論も喚起して、このようなやり方に対しではつきり対決をしていかなければならない。しかもどうですか、このSR71と、これの給油の問題

何に使われているか。非常にこれは重大な問題を含めていますよ。とにかくあなたたちのつかさどつていて、監視をしている、そういうことから考えましても、このようないかん重大な沖縄の上空が依然として米空軍の跳梁するままに任せられています。こういうことがはつきりしたんです。

したがつて当然この協定書を当委員会に提出すべきじやないです。こういうことを勝手に一体協定していいのかどうか。この協定書がなければあなたたちがやむを得ず、かううじて、それから部分的にそんなことをやつておるんだなどということはわからないです。そういうことは非常に当委員会の権威を失墜するもの、私はどうしたつてこの協定書の提出を要求しなければならぬのですが、大臣いかがですか。協定書をお出しになって、そつしてこの問題と明確にやつぱり対決をしていく、こういう姿勢を打ち立てなければ、これは本当に、何のために一休国会論議が行われているかわがらないということになりますよ。どうなりますか。

○政府委員(中村大造君) その協定書につきましては、いざれもこれは日米合同委員会に関連する事項でございます。したがいまして、そういうものを国会に御提出することにつきましては、先ほど来からお話をありましたように、米軍の意向もございまして、從來からこれは国会にお出しすることには差し控えさせていただきたい、こういう態勢

度をとつておるわけでございます。

○岩間正男君 いまのよつた答弁を同じことを、どんなに事態を明らかにして、この重大さを指摘しても、同じことを、ばかの一つ覚えみたいな答弁をして、こんなことでいいですか。私は、こういうよつたものが出来なければ、審議しても無意味だと思つ。審議できないじやないですか。どうなんですか。委員会としてこれは委員長、要求してほしいですけれどもね。

○理事(前川旦君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○理事(前川旦君) 速記を起こして。

○岩間正男君 それ伝えてくださいね。協定書はあるんですね、協定書は、あるかないか言えないんですか。

〔理事前川旦君退席、委員長着席〕

○政府委員(松本操君) 恐れ入りますが、先生のおつしやつております協定書というのはどれを指して——いろいろお示しいただきましたので、どちらかといふことをひとつおつしやつてください。

○岩間正男君 さつき言いました米軍、この嘉手納にいる三つの——さつき言つたでしよう、第九戦略偵察航空団、第三七六戦略航空団、第一八戦術戦闘航空団及び那覇航空交通管制部の間で結ばれた一九七四年の五月十五日発効したこの協定書、あるでしよう。

○政府委員(松本操君) ただいまお読み上げになりました協定書はござります。

○岩間正男君 委員長、さつき要求したんですが、この協定書なしには、とにかく政府の答弁が非常に不十分なところがあるのです。私はこれだけ事態を明らかにしているんですから、当然これは出すべきだ、こういうふうに思つんです。それは日米合同委員会に関するものだからといふようなことを国に御提出することにつきましては、先ほど来からお話をありましたように、米軍を説得したらしいですよ。これだけ大きな問題になつて、これだけ深刻な、重大な、本当にこれは国民のもう命や権利に関する問題だけじやない。日本

の独立とも深い関係のある、主権とも深い関係のあるこのよつた要求がなされているのに、いつで

もさつきも言つたよつた紋切り型で一体当委員会を無視するというよつたことは、国会の審議を無視するというよつたことは許されると思いますが、どうなんですか。だから当委員会としてぜひ私はこれを要求していただきたいと思うんです。これは先ほど委員長がお戻りになつたら相談されたということですから、ちょっと委員長の方からまた政府に交渉してください。どうなんですか。

○委員長(輪正義君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(宮崎正義君) 速記を起こしてください。

岩間委員の方からの資料の請求の件につきましては、後刻理事会で話し合いをいたしまして、また、その結果も報告申し上げて決めたいと思いますから、御了承を願いたいと思います。

○岩間正男君 国会の論議ももつと前進をする必要がありますね。今までの旧態依然で、あなたたち、出さなければやあいがいいなんて、そういうことじやだめなんです。あなたたちは自分の立場を考えているけれども、眞に航空のもつと権利を確立するために必要なことなんですね。われわれはむだなことを言つてゐるわけじやないんです。そうでしょう。そういう立場に立つてはつきり考へてごらんなさい。これはどうしたつてやつぱりこの協定書を——まあ理事会でも検討されるそつてありますからこれ以上續けませんけれども、出します。

○國務大臣(木村睦男君) SR71の問題は予算委員会でも、衆議院、参議院でいろいろ御質問を受けたわけでございますが、これは非常に高速でもございますし、また上空に向かって上がるもの非常に速い特殊な性能の飛行機でもあるわけでござりますので、普通の飛行機と同じよつた状況のもとで管制に従わして処理するということはかえつて航空の安全を害するという見地から、これについては特別の扱いをしておるということでございまして、これは何も優先的に扱うとかそういうことではなくて、航空の安全上、そういう機能を持つ航空機でござりますので別の扱いをしておるといますので、普通の飛行機と同じよつた状況のもとで管制に従わして処理するということはかえつて航空の安全を害するという見地から、これについては特別の扱いをしておるということでございまして、これは何も優先的に扱うとかそういうことではありません。あなたたちは自分の立場を考えておるけれども、眞に航空のもつと権利を確立するために必要なことなんですね。われわれはむだなことを言つてゐるわけじやないんです。そうでしょう。そういう立場に立つてはつきり考へてごらんなさい。これはどうしたつてやつぱりこの協定書を——まあ理事会でも検討されるそつてありますからこれ以上續けませんけれども、出します。

○岩間正男君 まあよく実態を聞いてください。

○岩間正男君 まあよく実態を聞いてください。事務局のそういう話だけ聞いておつて、そういうよつた答弁ではいままでの事態、私は詳しく

説明したものに対応できないと思つんです。こういう点で、もつとやはりどうしても実態を明らかにする努力をあなたたちも、これは協力しないやならない。しかもいまの日本の置かれている情勢、最近のアジアの情勢から考えて、いまのような態度をとつておるのはおかしいんじゃないですか。ペトナム人民を初め、カンボジア、ラオス

など民族解放の戦いはいまや大きな前進を始めている、大きな成功をおさめている。そしていまや全世界、全アジアを振り動かしているのは御存じのとおりです。

これに反してアメリカは、アメリカ帝国主義者は非常な敗退を深めている、そうしてその苦惱の度をますます深めているんです。それならアメリカは、こういう彼らの失敗に、誤りに学んでいたかというと、そうじやない。韓国や日本を踏み台にして新たに侵略の体制を強化している。とりわけ沖縄の基地を強化して緊急対処の発進基地としていることは、最近のあのマヤガス号事件のときに海兵隊が沖縄嘉手納から発進したこの事実一つを見ても証明済みのことであると思います。これを沖縄現地の声に聞いたらいいと思うんです。二周年記念日の今年の五月十五日に沖縄におりました。あのとき一齊に沖縄の新聞も報道を伝えておられます。保守的な立場に立つ人々は沖縄は返還されかえって悪くなつたと、こう言つていてるんですね。しかも核基地の様相を深めている。こういう中で、このような声が起つて現実、こいつらから考えますと、いま日本は何をなさねばならないか、このような侵略に手をかすことじやないんです。国民生活の安定とその民主化、行政の民主化、こういうもののために、ことに運輸省は、運輸大臣はやっぱり努力をすべきだといふうに私は思つんです。こういう現状の把握の上に立つて、ここでやはり航空行政の中に横たわっているこのよしやな一つの暗黒の問題と対決する必要があるんだというふうに考えますよ。この沖縄の空の問題を私はいささか論議をしたわけありますが、そういう問題に付随して運輸大臣は一体どう考えておられるのか、決意を交えたそういう答弁を願いたいと思います。

○國務大臣(木村睦男君) しばしば岩間委員から沖縄の空の問題いろいろな御意見を承つておるわけでございますが、もうわれわれといたしまして

は、やはり日本の防衛、また日本の安全、平和という立場に立つて日米の安全保障条約を結び、そのもとで安全、防衛を図つておるわけであります。そういうことからして米軍の空軍も駐留をいたしております。そういうことが任務であるわけであります。そういう前提に立つて日本の空の航空管制をやつておる。飛び立つた飛行機がどういう目的でどこに行つて何をしにいったかというふうなことを、運輸省はタッチすべきことでもございませんし、またタッチしていない。運輸省の任務はあくまでも航空管制ということにあるわけでございまして、その点はその任務を御理解をいただきたいと思います。

なお沖縄におきましては、特に日本の他の地域よりもこういった空軍の駐留その他、あるいは米軍の飛行といつものが頻繁に行われておることは事実でござります。この問題は運輸省として云々すべき立場にございませんので、これはひとつ別に機会にまた総理等に御質問いただきたいと思うのでございます。

さらに沖縄の返還につきましては、これは私の率直な個人の見解でございますが、とにかくああいう状況で返還されてよかつたと、かように思つておるわけでござります。昨日の佐藤総理の国民葬におきましても、屋良知事御夫妻で御参列をいただいておりましたのも、屋良知事も県民を代表して佐藤内閣の沖縄返還についての感謝の気持ちも恐らくおありになつて参列されたのであろうと、かように私は受け取つておるわけでございまして、ただ返還後も、復帰後も、航空につきましては他の地域よりも米軍機の往来が激しいということがあります。それはおののの何時間になつてます。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま航空局長からお話をございましたように、気象室におきましては航空気象が非常に重要でございますので、全国に航空気象関係の官署並びに人員を配置いたしまして航空機へのサービスに努力しているところでござります。

○政府委員(毛利圭太郎君) 申上げます。羽田におきまして行つております第一種飛行場の立場に立つておることと御理解をいただきたいと思つます。第四種は九時間でござります。

たりヨジウムチンキをつけたつて治らないですね。国民の生命の安全、航空の安全を守る、そういうときには、何が一體源になつてゐるか、このものとやつぱり対決しなければまことにこれは技術的な官僚答弁と言われても仕方がないと思うのです。あなたは國務大臣ですから、もう少し、もう少しありますので、飛び立つた飛行機がどういう目的で述べほしかつたと思うのです。いまのようないだけじゃ非常に残念に思います。

私は協定書を出してもらつて、この協定書が出た段階でもう一度これは論議したいと思うのですが、これは理事会で十分御論議をいただいて、この問題については保留をしておきます。ただくことと、もう一つは、このSR71のフライトプランについて、四十九年の七月十日、十月十二日、十月十八日、十一月二十八日、五十年一月二日、十一月一日、十八、三十一日、これは二回ありますけれども、こういう問題について、これはわざとプランについて、四十九年の七月十日、十月十二日、十月十八日、十一月二十八日、五十年一月二日、十一月一日、十八、三十一日、これは二回あります。このとき木村運輸大臣は、調べればあが党の金子議員が三月の衆議院予算委員会で要求しました。このとき木村運輸大臣は、調べればあがると思ひます。外相とよく相談して善処をするつもりになりました。このことになつておりますから、これはぜひ出してもらいたい。それから星野参議院議員が、この前参議院予算委員会で、四月一日でありますが、ヤングタイガーのKC-135給油訓練の協定書、詳しいことは外務省に聞いてくれということでありますが、運輸省も責任を持ち、外務省もこれは出していただきたい。私は先ほどからまたフライトプラン、さらに協定書について要求をしているわけですが、こういう問題についてはつきり責任ある対処をしていただきたいと思います。

○委員長(宮崎正義君) いまの岩間議員の資料の点につきまして、SR71フライトプラン云々の件と、それから星野議員のヤングタイガーですか、の資料の件につきましてはいかがですか、提出。

○政府委員(中村大造君) 岩間委員の御指摘のものは、いずれも米軍の個々の行動に関するもの、あるいは協定につきましては、先ほど申し上げましたように日米合同委員会関連のものでございまして、いずれも米軍の同意なしにはこれを御提出するということは差し控えさせていただきます。なつておりますので、われわれといたしましては御提出はできないというふうにお答えせざるを得ないわけでござります。

○岩間正男君 これは理事会で検討いただきたいと思います。次に、時間も余りありませんが、航空気象の問題について入りたいと思います。航空交通における気象情報の重要性については、これはいまさら多くを言つ必要はないと思うのです。気象学の専門家は、航空気象は応用気象学上、最高度のものを要求されていると言つておると思いますが、どんな努力を払つてこられたか、お聞きしたい。

○政府委員(中村大造君) 航空の安全を確保する上におきまして、航空気象がきわめて重要な要素であるということは先生御指摘のとおりでござります。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま航空局長からお話をございましたように、気象室におきましては航空気象が非常に重要でございますので、全国に航空気象関係の官署並びに人員を配置いたしまして航空機へのサービスに努力しているところでござります。

○岩間正男君 では具体的に、羽田空港における航空気象予報の現状についてお聞きしたい。まずその前に、WMOの国際気象機構によるところ、航空予報には第一種から第四種までの種類があると聞いております。その予報有効時間、これはおののの何時間になつてます。

○政府委員(毛利圭太郎君) 申上げます。

○岩間正男君 そのうちトレンド予報ですか、これは飛行場着陸予報ですね、これを出しているのはわが国ではどこですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 羽田だけでございま

す。

○岩間正男君 羽田ではトレンド情報は一日何回、何時間置きに出されていますか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 三十分置きでござい

ます。

○岩間正男君 そうすると四十八回ということですね。現在羽田ではこのトレンド予報を出すために各地の気象通報を受けてそれを総合的に分析し予報を作成していると聞いていますが、気象通報提供先はどこですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 航空局並びに関係いたします航空会社でございます。

○岩間正男君 データを受けてそれで分析しているのですが、データをどこから受けていますか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 気象のデータといったしまして、国内的に国内官署、関係官署から資料を受けております。また国外からも必要な資料を受けてこれを利用しております。

○岩間正男君 羽田では具体的にどうなんですか。気象庁関係では前橋、東京、鎌倉、大島、富士山ですが、米軍関係では横田、横須賀。自衛隊関係では厚木、木更津、下総、これでいいですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 先生の御指摘のとおりでございます。

○岩間正男君 この十カ所のうち二十四回観測しているのはどこですか。また八回観測しているのはどこですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 銚子と大島が二十四回観測でござります。前橋は現在八回観測をやつておりますね。その前橋、なぜ八回になつたのですか、

○岩間正男君 これは一応八回観測というのは前橋だけじゃないですか。前橋だけで、あとはもう二十四回これちゃんと観測しているということ出でますね。その前橋、なぜ八回になつたのですか、

時間の関係からはしょってお聞きします。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま先生御指摘の二十四回観測をなぜ八回にしたかという点でございますが、これは気象庁におきまして昨年度末さまであります。いろいろ気象庁の中で気象観測の資料の使い方その他に検討を加えました。また同時に、昨年秋に地上気象観測網という全国に約一千カ所ばかりの観測施設ができてまいりました状況におきまして新しく設置利用状況ができるまいりました状況におけるようになります。また同時に、昨年秋に観測施設ができてまいりました。また同時に、昨年秋に観測施設ができてまいりました状況におきまして、レーダーとか衛星の資料とかいろいろ新しい機器がございました。また同時に、昨年秋に観測施設ができてまいりました状況におきまして、レーダーとか衛星の資料とかいろいろ新しい機器がございました。

○岩間正男君 他のデータが毎時間東京に集まっているようになりました。またいろいろ気象の利用状況から、レーダーとか衛星の資料とかいろいろ新しい機器がございました。また同時に、昨年秋に観測施設ができてまいりました状況におきまして、レーダーとか衛星の資料とかいろいろ新しい機器がございました。

○岩間正男君 長い御説明ありがとうございましたが、これはこの前の当委員会でお聞きしましたが、なぜかと言つたら、四月から定員削減のためにこのところを八回にしたのでしよう。そつおつしやればいりで気象庁長官を追及しました。そのとき気象庁長官は地元の自治体や農業団体、漁業団体なんかの、さらには労組、市民などの反対を押し切つて強引にこれを実施しましたね。そうしてここで八回といふことになつた。で、この八回といふのはそれなりに気象通報にどういう一休欠陥もたらしたか。現在羽田では予報有効時間が二時間であるのに三時間おきのデータしか入つてこない。すなわち羽田ではこの予報スケールが完全に満たすことのできない、そういうものを持ってきている。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて氣象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行わないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきましてこの事態について、どうですか、今度の削減のときには予想されていなかつたのじやないですか。

だから三月二十五日、ここで長官のおいでを願つて私は質問したわけですが、そのときの質疑では、この事態について、どうですか、今度の削減のときには予想されていなかつたのじやないですか。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて氣象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行かないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきまして

た。しかし気象予報は各地の予報を総合しなければならないわけでしょう。こういうことは当時意

識していられなかつたのじやないか。いま羽田で非常にこれは欠陥が起つていています。この点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 二十四回観測を八回にいたしました時点におきまして、八回というものは気象庁において長い間の仕事の関係、またこれは世界的な了解もございまして、一日八回観測を置きかえることができるという判断をいたしまして実行したものでございます。

○岩間正男君 長い御説明ありがとうございましたが、これはこの前の当委員会でお聞きしましたが、なぜかと言つたら、四月から定員削減のためにこのところを八回にしたのでしよう。そつおつしやればいりで気象庁長官を追及しました。そのとき気象庁長官は地元の自治体や農業団体、漁業団体なんかの、さらには労組、市民などの反対を押し切つて強引にこれを実施しましたね。そうしてここで八回といふことになつた。で、この八回といふのはそれなりに気象通報にどういう一休欠陥もたらしたか。現在羽田では予報有効時間が二時間であるのに三時間おきのデータしか入つてこない。すなわち羽田ではこの予報スケールが完全に満たすことのできない、そういうものを持ってきている。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて氣象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行わないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきまして

が、これははつきりしているじゃないですか。組合員が自主管理をやつてあるからじゃないですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま先生御指摘の二十四回観測をなぜ八回にしたかという点でございますが、これは「二十四回の観測が入つている組合は機構整備、人員削減の結果、都民生活に悪影響を及ぼすこと非常に心配して自主観測を実施した。その結果は都民生活に関係するデータとなりでたとえば病院の手術に關係する気圧の状況と非常に広い範囲の天気図を作成いたしまして、基準となる予報、警報、その他の資料をこれに基づいて作成する状況になつておりまして、八回の個所におきまして、二十四回観測通報を八回観測通報に置きかえることができるという判断をいたしまして実行したものでございます。

○岩間正男君 長い御説明ありがとうございましたが、これはこの前の当委員会でお聞きしましたが、なぜかと言つたら、四月から定員削減のためにこのところを八回にしたのでしよう。そつおつしやればいりで気象庁長官を追及しました。そのとき気象庁長官は地元の自治体や農業団体、漁業団体なんかの、さらには労組、市民などの反対を押し切つて強引にこれを実施しましたね。それは気象庁の第三次業務整理の結果でござりますが、現在の状況ではこういう羽田で行います予報に対しまして予報情報の交換のためのデータは少なくなつていないと判断しております。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて気象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行かないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきまして

合員が自主管理をやつてあるからじゃないですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま先生御指摘の二十四回観測をなぜ八回にしたかという点でございますが、これは「二十四回の観測が入つている組合は機構整備、人員削減の結果、都民生活に悪影響を及ぼすこと非常に心配して自主観測を実施した。その結果は都民生活に関係するデータとなりでたとえば病院の手術に關係する気圧の状況と非常に広い範囲の天気図を作成いたしまして、基準となる予報、警報、その他の資料をこれに基づいて作成する状況になつておりまして、八回の個所におきまして、二十四回観測通報を八回観測通報に置きかえることができるという判断をいたしまして実行したものでございます。

○岩間正男君 長い御説明ありがとうございましたが、これはこの前の当委員会でお聞きしましたが、なぜかと言つたら、四月から定員削減のためにこのところを八回にしたのでしよう。そつおつしやればいりで気象庁長官を追及しました。そのとき気象庁長官は地元の自治体や農業団体、漁業団体なんかの、さらには労組、市民などの反対を押し切つて強引にこれを実施しましたね。それは気象庁の第三次業務整理の結果でござりますが、現在の状況ではこういう羽田で行います予報に対しまして予報情報の交換のためのデータは少なくなつていないと判断しております。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて気象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行かないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきまして

が、これははつきりしているじゃないですか。組合員が自主管理をやつてあるからじゃないですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま先生御指摘の二十四回観測をなぜ八回にしたかという点でございますが、これは「二十四回の観測が入つている組合は機構整備、人員削減の結果、都民生活に悪影響を及ぼすこと非常に心配して自主観測を実施した。その結果は都民生活に関係するデータとなりでたとえば病院の手術に關係する気圧の状況と非常に広い範囲の天気図を作成いたしまして、基準となる予報、警報、その他の資料をこれに基づいて作成する状況になつておりまして、八回の個所におきまして、二十四回観測通報を八回観測通報に置きかえることができるという判断をいたしまして実行したものでございます。

○岩間正男君 長い御説明ありがとうございましたが、これはこの前の当委員会でお聞きしましたが、なぜかと言つたら、四月から定員削減のためにこのところを八回にしたのでしよう。そつおつしやればいりで気象庁長官を追及しました。そのとき気象庁長官は地元の自治体や農業団体、漁業団体なんかの、さらには労組、市民などの反対を押し切つて強引にこれを実施しましたね。それは気象庁の第三次業務整理の結果でござりますが、現在の状況ではこういう羽田で行います予報に対しまして予報情報の交換のためのデータは少なくなつていないと判断しております。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて気象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行かないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきまして

が、これははつきりしているんじゃないですか。組合員が自主管理をやつてあるからじゃないですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま先生御指摘の二十四回観測をなぜ八回にしたかという点でございますが、これは「二十四回の観測が入つている組合は機構整備、人員削減の結果、都民生活に悪影響を及ぼすこと非常に心配して自主観測を実施した。その結果は都民生活に関係するデータとなりでたとえば病院の手術に關係する気圧の状況と非常に広い範囲の天気図を作成いたしまして、基準となる予報、警報、その他の資料をこれに基づいて作成する状況になつておりまして、八回の個所におきまして、二十四回観測通報を八回観測通報に置きかえることができるという判断をいたしまして実行したものでございます。

○岩間正男君 長い御説明ありがとうございましたが、これはこの前の当委員会でお聞きしましたが、なぜかと言つたら、四月から定員削減のためにこのところを八回にしたのでしよう。そつおつしやればいりで気象庁長官を追及しました。そのとき気象庁長官は地元の自治体や農業団体、漁業団体なんかの、さらには労組、市民などの反対を押し切つて強引にこれを実施しましたね。それは気象庁の第三次業務整理の結果でござりますが、現在の状況ではこういう羽田で行います予報に対しまして予報情報の交換のためのデータは少なくなつていないと判断しております。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて気象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行かないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきまして

が、これははつきりしているんじゃないですか。組合員が自主管理をやつてあるからじゃないですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま先生御指摘の二十四回観測をなぜ八回にしたかという点でございますが、これは「二十四回の観測が入つている組合は機構整備、人員削減の結果、都民生活に悪影響を及ぼすこと非常に心配して自主観測を実施した。その結果は都民生活に関係するデータとなりでたとえば病院の手術に關係する気圧の状況と非常に広い範囲の天気図を作成いたしまして、基準となる予報、警報、その他の資料をこれに基づいて作成する状況になつておりまして、八回の個所におきまして、二十四回観測通報を八回観測通報に置きかえることができるという判断をいたしまして実行したものでございます。

○岩間正男君 長い御説明ありがとうございましたが、これはこの前の当委員会でお聞きしましたが、なぜかと言つたら、四月から定員削減のためにこのところを八回にしたのでしよう。そつおつしやればいりで気象庁長官を追及しました。そのとき気象庁長官は地元の自治体や農業団体、漁業団体なんかの、さらには労組、市民などの反対を押し切つて強引にこれを実施しましたね。それは気象庁の第三次業務整理の結果でござりますが、現在の状況ではこういう羽田で行います予報に対しまして予報情報の交換のためのデータは少なくなつていないと判断しております。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて気象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行かないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきまして

が、これははつきりしているんじゃないですか。組合員が自主管理をやつてあるからじゃないですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま先生御指摘の二十四回観測をなぜ八回にしたかという点でございますが、これは「二十四回の観測が入つている組合は機構整備、人員削減の結果、都民生活に悪影響を及ぼすこと非常に心配して自主観測を実施した。その結果は都民生活に関係するデータとなりでたとえば病院の手術に關係する気圧の状況と非常に広い範囲の天気図を作成いたしまして、基準となる予報、警報、その他の資料をこれに基づいて作成する状況になつておりまして、八回の個所におきまして、二十四回観測通報を八回観測通報に置きかえることができるという判断をいたしまして実行したものでございます。

○岩間正男君 長い御説明ありがとうございましたが、これはこの前の当委員会でお聞きしましたが、なぜかと言つたら、四月から定員削減のためにこのところを八回にしたのでしよう。そつおつしやればいりで気象庁長官を追及しました。そのとき気象庁長官は地元の自治体や農業団体、漁業団体なんかの、さらには労組、市民などの反対を押し切つて強引にこれを実施しましたね。それは気象庁の第三次業務整理の結果でござりますが、現在の状況ではこういう羽田で行います予報に対しまして予報情報の交換のためのデータは少なくなつていないと判断しております。

○岩間正男君 これはあなたそつ言われるけれども、後で述べますが、前橋が八回、東京も八回となることになつてゐるはずですね。ところが実際はこれを見ますと二十四回出されている。三時間おきてなくて一時間ごとに観測のデータが入つて気象分析に利用されている。これはおかしいじゃないですか。東京は八回に削減したのじやなかつたですか。第二次で。なぜこれは行かないのか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 東京におきまして

ました。このような時点におきまして、いろいろの問い合わせ、サービスに対しまして気象庁としては必要な措置ができると考えております。

○岩間正男君 アメダス、アメダスと、また言われるわけですが、レーダー観測と言うが、中に入つてないじゃないですか、これ。入つてないでしょうのは来年から八回観測しようとしているので

すね。すでに前橋を八回観測したために関東北部の気象データは著しく不備になり、羽田のトレンド情報はかたわらにしている。上州は御承知のように非常に気象変化の多いところ、寒冷の発生地です。それなのにまた銚子、大島、こういうところを八回観測しようとしている。これが航空気象上どんな影響をもたらすかということについて考えられたことがあるのか。

また銚子では、北東気流の場合は、銚子のデータが少なければ気象判定ができないと言われている。これは成田の国際空港開港の場合さらに困難を加えることになるでしょう。さらに羽田を寒冷気象が通過する場合、離着陸の進入のランウェーを変えなければならぬ、方向を変えなければならぬ。このように風一つとっても航空交通の安全上重大な影響を持つ。さらには、羽田空港を通したかを刻々確かめることができること、羽田空港の安全のためには不可欠の要件であることは、私が少くとも言つていいと思う。これを来年は削減しようというのですか、どうなんですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま御指摘になりましたが、成田の国際空港開港の場合さらに困難を加えることになるでしょう。さらに羽田を寒冷気象が通過する場合、離着陸の進入のランウェーを変えなければならぬ、方向を変えなければならぬ。このように風一つとっても航空交通の安全上重大な影響を持つ。さらには、羽田空港を通したかを刻々確かめることができること、羽田空港の安全のためには不可欠の要件であることは、私が少くとも言つていいと思う。これを来年は削減しようというのですか、どうなんですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま御指摘になりましたが、成田の国際空港開港の場合さらに困難を加えることになるでしょう。さらに羽田を寒冷気象が通過する場合、離着陸の進入のランウェーを変えなければならぬ、方向を変えなければならぬ。このように風一つとっても航空交通の安全上重大な影響を持つ。さらには、羽田空港を通したかを刻々確かめることができること、羽田空港の安全のためには不可欠の要件であることは、私が少くとも言つていいと思う。これを来年は削減しようというのですか、どうなんですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま御指摘になりましたが、成田の国際空港開港の場合さらに困難を加えることになるでしょう。さらに羽田を寒冷気象が通過する場合、離着陸の進入のランウェーを変えなければならぬ、方向を変えなければならぬ。このように風一つとっても航空交通の安全上重大な影響を持つ。さらには、羽田空港を通したかを刻々確かめることができること、羽田空港の安全のためには不可欠の要件であることは、私が少くとも言つていいと思う。これを来年は削減しようというのですか、どうなんですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま御指摘になりましたが、成田の国際空港開港の場合さらに困難を加えることになるでしょう。さらに羽田を寒冷気象が通過する場合、離着陸の進入のランウェーを変えなければならぬ、方向を変えなければならぬ。このように風一つとっても航空交通の安全上重大な影響を持つ。さらには、羽田空港を通したかを刻々確かめることができること、羽田空港の安全のためには不可欠の要件であることは、私が少くとも言つていいと思う。これを来年は削減しようというのですか、どうなんですか。

○政府委員(毛利圭太郎君) ただいま御指摘になりましたが、成田の国際空港開港の場合さらに困難を加えることになるでしょう。さらに羽田を寒冷気象が通過する場合、離着陸の進入のランウェーを変えなければならぬ、方向を変えなければならぬ。このように風一つとっても航空交通の安全上重大な影響を持つ。さらには、羽田空港を通したかを刻々確かめことができること、羽田空港の安全のためには不可欠の要件であることは、私が少くとも言つていいと思う。これを来年は削減しようといいます。しかし今後、このような二十四回観測資料がどのように航空機に利用されておるか、使われておるかなどを調査いたしまして検討する予定でございます。

○岩間正男君 検討する予定ですけれども、これは運輸大臣ども、この前から論議したこと、が、いまじや実際こういう形であらわれてきたん

だが、銚子を削減するということになれば、これは明らかに出でますよ。これは現地でも大変な問題になつていて。単に気象だけじゃなくて、漁業者の中でも大変これは大きな問題になつておるわけですよね。さらに大島の場合には航空路の運営上最も重要な地点だと思いますよ。羽田空港では南風が吹くか吹かないかの判定は決定的にこれ

は大切だと、南風が強い場合の羽田はまさに半身不随の状態を呈すると、こう考えますと、大島の気象削減というものは羽田一つを取つてもこの気象情報上大変な欠陥を持つ。銚子、大島がいまだ面、来年の削減の対象にされているんであります。この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 大島、銚子の件、先生御指摘になりましたが、二十四回観測を航空機に利用いたします大きな利点といいましては、羽田におきまして航空機に対しまして悪天情報といたしましてチエックするという意味が非常に大きいたしまして、そのままお見えの悪天情報を出しておきましたものを、二十四回観測などを参考にいたしまして、そのままお見えの悪天情報を出します。わかれどいたしましても、

銚子、大島は航空幹線路上にありますし、どのようこれが影響を持つか、あるいはどのよう代償措置ができるかななどは慎重に検討したいと存じております。ただいま申し上げましたように、いま検討を始めたわけではございません。これから検討する予定でございます。

○國務大臣(木村睦男君) 気象庁関係の定員の削減等につきましては、これは前々からいろいろ問題があるわけでございます。ことに気象観測は長い経験と非常に高い学術、学問的な知識も要るわけでござりますので、他の役所のよう軒並みに定員を減らすとかいうようなことはなじまない機

では、各官庁一律に定員を減すというふうな行政機構の縮小等の問題のときには、その特性を生かすような運輸省といたしましても努力をいたしておるわけでございますが、しかし、気象庁とて、いろんな部門をしさいに検討いたしますときに、

そういうある程度の人員の削減ということに協力をしながらこれに応じていかなければならないことも、また私はやらなければならないことだと思います。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

○政府委員(毛利圭太郎君) 大島、銚子の件、先生御指摘になりましたが、二十四回観測を航空機に利用いたします大きな利点といいましては、羽田におきまして航空機に対しまして悪天情報といたしましてチエックするという意味が非常に大きいたしまして、そのままお見えの悪天情報を出しておきましたものを、二十四回観測などを参考にいたしまして、そのままお見えの悪天情報を出します。わかれどいたしましても、

銚子、大島は航空幹線路上にありますし、どのようこれが影響を持つか、あるいはどのよう代償措置ができるかななどは慎重に検討したいと存じております。ただいま申し上げましたように、いま検討を始めたわけではございません。これから検討する予定でございます。

○國務大臣(木村睦男君) 気象庁関係の定員の削減等につきましては、これは前々からいろいろ問題があるわけでございます。ことに気象観測は長い経験と非常に高い学術、学問的な知識も要るわけでござりますので、他の役所のよう軒並みに定員を減らすとかいうようなことはなじまない機

では、この四カ所を縮小して一体情報源を何に頼るかという問題が起ります。米軍があるからいいじゃないか、自衛隊があるからいいじゃないかといふうに考えられるかもしれません、確実にこれは気象情報を提供していないんですよ。こういう実績がはつきりしているんですね。ここに気象のデータがあります。これによるというと、やはり局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

ただそつていう場合に、気象観測なり、あるいは予報なりについて、精度といいますか、確度といいますか、そういうものが下がるような結果になりますが、この点については、気象局としても航空局も十分に検討して、これに対してもつきりやつぱり態度を私はとる——はつきり態度といいましても、これは当然削減をやめるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。運輸大臣にお答え願えますか。

さらにこの期にこれが入れられたという形に対しで、かなりの不安を持っているわけです。その点で、今後の運用等においてこれはよほど慎重にして、取り去つても安全については別に差し支えがないし、むしろそういう不安というものを取り除く面でいいのではないかというふうにも考えるわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(中村大造君) 先生御指摘のように見張りの義務といつものは、これはもう当然の義務であつて、法律に書く書かないにかかわらず当然の義務であると、こういうふうにおっしゃつたわけでござりますが、まさにそのとおりで、したがつて、われわれとしては当然の義務で、普通の陸上にしても海上にしても、交通のルールの規制においてはやはり前方注意とか見張りといいますか、そういうことは大体明文をもつて規定しておるよう私どもは承知しておるわけでござります。

したがつて航空の法規のみに、いかに日進月歩の時代とは言え、見張り義務といつものとことさらここで規定しないということは、逆に見張りというものを全く見る、軽視するということになりはしないかという心配もあるわけでござります。

この規定には、もう御承知のように罰則についてないわけでございまして、したがつて、この運用は、私どもといたしましては、当然ほかのいろいろなルールの徹底、それから航空保安施設の整備というふうな、そういうふうなものを確実に実施いたしまして、それとこの見張り義務といつものと両々相まって実効を上げていくといふことがやはり一番いいのではないかと思つておる次第でございます。

○和田春生君 この点につきましては、仮に法律の改正が通過したとしても、かりそめにもこの規定の存在でもつて操縦者に責任転嫁が行われるといふことのないようにくぎを刺しておきたいと思います。

さらに、それと直接関連するわけではございませんが、最近のようく計器飛行といつものがどん

どん進歩してまいりますと、航空機の操縦者、これは無線に関する資格といつものは一体のものであつて、両方別々に考へることはできないと思うのです。有視界飛行に限られるごく小型の自家用飛行機であるとか、あるいは旧型の航空機の場合には別だと思います。しかし一般的な事業用の航空機の場合には、その資格といつものは、これはもう両方ともが切り離すことができない。さらにまた航空機の位置を確認するという場合におきましても、昔のように古い手法で、航空機に乗つている者が位置を確認するというよりも、計器飛行の場合、特に電波によって位置等も確認をしていく、こういう形になつておるので、この点について、運航に從事する者の資格は、この法律で書いてありますように、操縦者のほかに航空士あり、無線通信士あり大変複雑ですね。これもっと現在の実態に適合して、整理をして、たとえばパイロットは無線通信の資格も、パイロットの受験のとき同時にとれてしまつ、当然もうそつてなければならぬのだ、そういうふうにしていく必要があるようになります。

それから無線通信に関しては、これは船の方もそうですけれども、電波法の適用を受けているわけであります。しかし今日の状況になつてまいりまことに陸地と陸地の間の通信、こういうものについてはもちろん必要でございますが、航空機とか、これらに進歩してきた船舶通信の場合に、やはりそれはもう運航そのものと不可分のものだ、こういふ考え方に立つて、いろいろな仕組みを考えいく必要があるように私は思つておるわけです。いよいよ運航従事者の資格の制度について、航空士あり通信士ありと、もちろんそういう資格も必要かと思ひますが、もつとこれを整理するといつお考えはないでしょうか。

○政府委員(中村大造君) 御承知のように航空通信士といつのは、これは一等から三等まで分かれていますが、最もとこれを整理するといつお考えはないですか。

まず操縦者は、普通その操縦士の資格のほかに、たとえば航空士とか、あるいは通信士の、特に三等航空通信士の資格をあわせ持つておるという例が非常に多いわけでござります。現実に操縦士の試験をいたしますときに、その試験で、一緒にたしか通信士の試験もあわせて行いまして、同時に二つの資格を与えると、こういうことができるようになります。したがつて受験しておるはずでござります。したがつて受験等の繁雜といつものは、それでできる限り避けれるわけでござります。

しかばら操縦士の資格の中に通信士も全部含めてしまつて、通信士といつものとなくしたらどうかという意見もあるいはあると思いますけれども、現実には定期航空運送事業については、それによる実害といつものは比較的少ないと思ひます。が、それ以外の不定期とか、あるいは各種事業、自家用、そつういろいろなものにつきましても、やはり航空機の性能、飛行の実態等から見て、そのような特種な特定の通信士なり航空士といつものをやり直さなければならぬ場合がございます。そんなに多くないわけでござりますけれども、あるわけでございます。したがつて、そういう資格といつものはやはり現在の段階ではこれを存続せしめる必要があるのではないか。ただ、たびたび申し上げましたように、試験の方法等につきましては、これを合理化するといつますが、そういうことは今後ともいろいろ考えてみたいと思います。

○和田春生君 私が申し上げているのは試験の方法だけじやないのですね。本質的な問題として言つておるわけです。特に船舶なんかで遠洋航行に従事していると、一般公衆無線を扱つたために非常に大きな設備を持つておる、そつういう場合と違つて航空機の場合には通信といつとみんな電話でしよう、無線電話ですね。そつして電波透導といつものが当然行われておりますし、今日、無線コントロール、一切考えられないわけです。もつ

うに、現在定期航空運送事業に従事いたしております操縦者は、普通その操縦士の資格のほかに、たとえば航空士とか、あるいは通信士の、特に三等航空通信士の資格をあわせ持つておるという例の資格が要るぞよ、片や航空機の操縦の資格だと、試験のときに両方やつて資格を合わせ持たすなんとういうことを言わずに、一つのものに考え方つたらしいじやないか。その方が合理的じやないか。当然そつなくてはならぬことなんで、昔のよつに、もうそついう耳を持たずに盲飛行をしていくと。それに無線の機械を載つけるというわけじやないわけですね。帆船に無線機械がくついてきたときから、そしてそんなめんどうなことを余り言わなくとも、機械といつものは相当進歩しているし、無線電話の操作といつものはそんなにめんどうなものじやないわけですね。

非常に気象条件の悪いところで、日本の長崎無線をインド洋かどこかで、悪い空中状態の中で必死になつてつかむという努力をしなければ公衆無線でつなぐことができないといつものじやないわけです。航空機の場合はですね。だから、どうしでもそついう特殊な資格を要する人を乗せなければならぬときにはそういう資格の人を乗せるといつ形にすればいいわけで、一般的には一本にしちやつた方が、いわゆる監督行政の面でも、本人の資格の面でも、また今後の航空機の発展の方向から見てもいいんじゃないかと、こういう意味で言つておるわけなんです。この法律の改正にすぐ間に合わぬかもわからぬけれども、そういうことを整理していくくといつお考えはないのですか、試験の手続だけじやありません。

○政府委員(中村大造君) 今度の航空法の改正につきましては、そのような従業員の資格の問題とかもそういうことは一応触れていないわけでございません。これは今後の検討にまたなければならないわけでござりますけれども、先生御指摘のようないわゆる監督行政の面でも、本人の資格の面でも、また今後の航空機の発展の方向から見てもいいんじゃないかと、こういう意味で言つておるわけなんです。この法律の改正にすぐ間に合わぬかもわからぬけれども、そういうことを整理していくくといつお考えはないのですか、試験の手続だけじやありません。

わけじゃございません。したがって、そういう意味では先ほど申し上げましたように、その試験で同時に二つの資格が取れるようすれば実害はなくなるのではないか。やはり無線通信士という資格を置いておかなければならぬということは、それだけで乗る場合といつものがやはりケースとしては余り多くございませんけれども、定期運送事業以外についてはあり得るということで、そういう資格は資格として、そしてまたその資格だけを、操縦士じやなくして、そういう無線通信士としての資格だけを取れば足りるという人もあるわけございますので、さらに今後の問題として検討をさしていただきたいと思います。

○和田春生君 どうもびんとこないんですけどね。

資格を合わせ持つんじやなくて、事業用、たとえば操縦士の資格を持てば、当然それは無線通信が扱えるという形にしからいいんじやないかと、そういうことで現在の制度できているわけでございますので、さらに今後の問題として検討をさしていただきたいと思います。

○和田春生君 いまの問題は、一つには電波法が郵政省の管理下にありますし、航空機の方は運輸省の管理下です。多分にお役所のなわ張りみたいなもののがほくはあるよう思ひますけれども、さらに私も、ひとつ検討課題にしておいていただきたいと思います。

○和田春生君 いまの問題は、一つには電波法が航空機の進歩の方向といつのはそういう形で別々の資格と考え、合わせ持つということを言つてゐるわけですよ。そして、もし通信士の資格をそれのみで乗せる必要がある人はそれを持っている人を乗せればいいんじやないですか。これから航空機の進歩の方向といつのはそういう形で別々の資格と考へ、合わせ持つといつ考えじやないか。

このことを私は船舶の航海士、通信士についても同じようなことを提言しているんです。もうこれまでの時代において航海士と通信士と別建ての資格にする必要はない。特殊の無線設備を載せるために、やはりそれに精通した専門家を乗せなくともいいのではないか。それがすべての運航の安全にながつてある。つまり公衆無線通信を、電報を山ほど扱つてどんどんとんどんやるとかいうことないわけですから、そういうようなもじ公衆無線通信をして扱う、そういう業務をやらせ

るという場合には、電波法に基づく通信士の資格を持つた者を乗せることにしたらいいんじやないか、そういう方向に改正したらどうだということを言つておるわけです。

○政府委員(中村大造君) これは今後の検討課題にまつ必要があると思ひますけれども、先生の御趣旨もよく理解できるわけでございます。現在の段階では、大部分がそういう種の試験をするときには受かることによって無線通信士の資格が得られます。すると、こういうことにまつておるわけござりますので、実態的には余り変わらないんじやないかと、こういうふうに思ひますけれども、さらに今後の問題としてよく勉強さしていただきたいと思います。

○和田春生君 いまの問題は、一つには電波法が郵政省の管理下にありますし、航空機の方は運輸省の管理下です。多分にお役所のなわ張りみたいなもののがほくはあるよう思ひますけれども、さらに私も、ひとつ検討課題にしておいていただきたいと思います。

○和田春生君 いまの問題は、一つには電波法が航空機の進歩の方向といつのは非常に重要なわけです。この点については、この前参考人の方においで願つたときにも私から参考人の方に一言お伺いしたわけですけれども、いまの整備従事者の資格といふものは個人の総合的な能力。こういうものにはそういうものを持つておられます。したがつて、それぞれの資格によつて範囲は違いますけれども、も言つなれば航空機全般に対する整備点検、たわけですかれども、いまの整備従事者の資格といふものは個人の総合的な能力。こういうものにははなはだ不十分だと思うのです。この点についてひとつ御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(中村大造君) まことに御指摘のとおりの面があると思います。ただ整備点検につきましては現実の問題として航空会社でいわゆる組織の整備といいますか、そういうものが実態として行われるようになつてきておることは事実でございりますが、たびたび私もいろんな機会で申上げておりますが、航空法の中には、航空に関するすべてを括しておりますので、いろんな面で実情に合わない点、またいまの御意見のような問題、今後積極的に改善していきたいというふうなところもあります。したがつて、そういうものも含めまして全面的に航空法の改正のための見直しをさせていただきたいと、かよつて考えておりますので、せつかくの貴重な御意見でござりますので、十分考慮をさせていただきたいと思います。

○和田春生君 それと関連して、たとえば整備点検する場合に、エンジンの場合に使用時間でしばつておりますですね。それに似たことは、たとえば航空士を乗り込ませなくちゃいかぬときに、

かれてはいる。それを一人で全部カバーするということはできないわけです。

航空会社ではそれぞれ整備の専門家というものを養成しているわけです。その人は何も航空機全

体について十分、どこに行つても全部、点検整備できるだけの知識は持つていなかもしらぬが、自分の割り当てられたところについては十分専門的なる高度の技術知識を持つてゐる。そういう人たちが集まって一つのシステム、いわゆる組織として、オーガニゼーションとして点検整備をやっていく、こういう形になつてきて思ひます。

したがつて、これは関係者からもそういう要請がなされておりますけれども、認定ですね、整備工場といいますか、そういうよつたブルーバードですね、認定された一つのオーガニゼーション、こういうものを認めしていくということをもつと積極的に航空法の改正の中に取り入れる。そつしてそういう近代的なシステムといつもの発展を促進していく。そういう組織そのものにひとつ責任を持つてもらう。もちろん組織は人間がつくるものですから、ひとつ御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(中村大造君) まことに御指摘のとおりの面があると思います。ただ整備点検につきましては現実の問題として航空会社でいわゆる組織の整備といいますか、そういうものが実態として行

われるようになつてきておることは事実でございりますが、たびたび私もいろんな機会で申上げておりますが、航空法の中には、航空に関するすべてを括しておりますので、いろんな面で実情に合わない点、またいまの御意見のような問題、今後積極的に改善していきたいというふうなところもあります。したがつて、そういうものも含めまして全面的に航空法の改正のための見直しをさせていただきたいと、かよつて考えておりますので、せつかくの貴重な御意見でござりますので、十分考慮をさせていただきたいと思います。

○和田春生君 それと関連して、たとえば整備点検する場合に、エンジンの場合に使用時間でしばつておりますですね。それに似たことは、たとえば航空士を乗り込ませなくちゃいかぬときに、

かどかどかといつことにつきましては、このような御意見もあろうと思ひますので、これは今後のひとつ検討課題として検討をしていただきたいと存じます。

○和田春生君 これは運輸大臣に要望なんですけれども、いま直ちにそれをこの改正案に入れると御意見もあろうと思ひますので、これは今後のひとつ検討課題として検討をしていただきたいと存じます。

○和田春生君 これは運輸大臣に要望なんですけれども、いま直ちにそれをこの改正案に入れると御意見もあろうと思ひますので、これは今後のひとつ検討課題として検討をしていただきたいと存じます。

五百五十キロメートル以上ですか、こういうような規定も残っているわけですから、これはやつぱり古い時代の考え方で、現在の特に発達したジェットエンジンの場合には、エンジン全体の使用時間でこれはだめになつたというんではなくて、もっと細分化されたいろんな点検、それから整備ですね、そういう方法がとられているわけですね。したがつて、こういうような使用の限界時間を設定するとか、そういうことを法律で、あるいは法律の中には何時間というふうには決めておりませんけれども、そこにあるのは使用的限界時間でいくという考え方ですね。私はこれは完全にいまの大型ジェットエンジンには時代おくれじゃないか、プロペラ機も残つておりますから、この場合にはいいんですけれども、したがつて、そういうものはむしろこの際、本文から全部外してしまつて、そして省令なら省令で定める基準に基づいてやらなくちゃいけない、こういうふうに決めた方がいいんではないか、そういうふうに思ふんですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(中村大進君) 御指摘の点はきわめて専門的な面もござりますので、事務当局から御答弁させていただきたいと思います。
それから先ほどの整備のシステム化の問題でございますが、よく今後の問題として検討されていだきたいと思いますが、ただ現行法におきましても、修理改造につきましては認定工場制度といふものがござります。ただ全般的な整備といふとにつきましては修理改造、オーバーホール等とは若干違つた面がござります。したがつて、これを組織体としての機能を發揮することについては、これは当然今後の進むべき道として妥当であると思ひますけれども、それを扱う人の資格という点につきましては、現在、法律で決めておりまつてこの整備士という、この資格といふものと全く切り離してしまつのがいいのかどうか、この点につけば改正して、いろんな新しい方法がとれると、度のよつないわゆる法定による個人の資格といふものと切り離してこれができるかどうかは、まだ

やはり慎重に検討しなければならない問題もあると思いますので、その点とあわせてよく検討させていただくというふうにいたしたいと思います。

○政府委員(官川晋君) 先生の方から御指摘いた

だきました、主としてエンジンあるいは装備品のオーバーホール方式でございますけれども、確かに初期のジェットエンジンを含めまして、すべて限界使用時間というものを決めまして全部オーバーホールしていと、ところが現行ではそれは施行規則の改正によりましてすでにボーイング用の747のJT9D、あるいはボーイング727用のJT8D、あるいはロールスロイスのすべてのエンジンにつきまして、いわゆるコンテニアス・サーベイといいますか、モジュールごとにボアス・コード検査その他で時間と見る場合と、どういう装置で見るかということを決めてオーバーホールせずに現在見ております。ただ、この方式はまだ一部のそういった主として大型ジェットエンジンでございますが、小型エンジンの場合、依然としてオーバーホールの、全体の運用限界時間決めましてオーバーホールしておりますけれども、先生のおっしゃつた点は、現在すでに定期アラインにつきましてはほぼ実施されております。

○和田春生君 それでは、いまの御説明である程度理解したんですけども、この前も羽田空港にて、修理改造につきましては認定工場制度といふものがござります。ただ全般的な整備といふとにつきましては修理改造、オーバーホール等とございましたが、この点は、現在すでに定期アライン、いま言つたモジュールごとに処理している方法を見てきたわけですね。あれはもうオーソライズされているわけですか、省令で。

○政府委員(官川晋君) はい、オーソライズされております。

○和田春生君 そういうことでしたら、実際上は差し支ええないようですが、条文を読んでみますと、これはもうやはり限界時間ということが条文の主体になつてゐるわけですから、むしろ機会があれば改正して、いろんな新しい方法がとれると、そういうのを進歩発展に応じてやれるようにした

ばかりどうも昔の観念の総使用時間の限界が来れないんじゃないかという感じがする。
それから、これは後でまた認定整備組織の問題について重ねてお伺いしようと思つたんですが、航空局長がいまはしなくも発言されたのでお尋ね

をしたいんですけども、私の方でICAOの標準その他について認定整備組織に関して事前に航

空局に質問したわけです。その中に、なおICAOにおける認定整備組織とは、わが国における修

理改造認定工場、これは第十六条の規定ですが、

に当たるものと考えられるというふうに答弁書をもらつているんです。そのように考えておられる

わけですか、これは一組のものなんだよ。

○政府委員(官川晋君) お答え申し上げます。

ICAOの付属書第一及び第六にライセンス及

び免許の運航に関する規定がござりますけれども、ICAOの規定そのものは、大体個人に対し

ますライセンスの付与ということで貰かれており

ますけれども、ただその中にアブルード・メイ

ンテナンス・オルガニゼーションという項目がございまして、そういういわゆる先生のおっしゃつた一つの組織でサーベイする。ただし、この場合

でも、そのサーベイの責任者は個人のライセン

シーと同じ程度の資格及びキャリアを持たなければならぬという規定がござりますけれども、大

体これに当たりますのが日本の航空法の修理改造認定を受けた工場に該当するものと思われております。これにつきましては、もうすでに私どもの

方は修理改造認定はエンジン、機体及び装備品、これはJAL、ANA、TDA三社を含めてすべて

て認可しております。実際に問題といたしまして

は、すでにこの組織確認は行われておると、ICAOの規定に大体合つておると、そういうふうに了承しております。

○政府委員(官川晋君) お答え申し上げます。

確かに先生のおっしゃつた点真理でござりますけれども、また事実現在のICAOのアネックス

1及びアネックス6のアブルード・メインテナ

ンス・オルガニゼーションというものに対する解

釈というものはまだICAOではつきりはしておらない面が多い。現在ICAOはこのためアブルード・メインテナанс・オルガニゼーション

というものに対する各国の実情及びその調査を

定工場に当たるというのは、これは逆立ちしていわんじでしまうか。もう少しアブルード・メインテナанс・オルガニゼーションとか、そういうのはやっぱり広い概念を含んでいるんじゃないんですか。

○政府委員(官川晋君) お答え申し上げます。
和田先生のおっしゃつた点はある程度事実でございまして、確かに当航空法はICAOの標準をすべて満足しておりますけれども、逆にICAOの標準がすべて日本の航空法の修理改造認定あるのは個人に対する免許がすべてであるかと、そういうふうにはちよつと見解が違うのは先生がおっしゃつたとおりでございます。

○和田春生君 いまの御答弁なら私は大体了解で

きるんですが、文書でもらつたやつにはそうでなくて、ICAOにおける認定組織がわが国の修理改造認定工場に当たるものと考えられるというふうに答弁書をもらつているんです。そのように考えておられる

わけですか、これは一組のものなんだよ。

○政府委員(官川晋君) お答え申し上げます。

ICAOの付属書第一及び第六にライセンス及

び免許の運航に関する規定がござりますけれども、ICAOの規定そのものは、大体個人に対し

ますライセンスの付与ということで貰かれており

ますけれども、ただその中にアブルード・メイ

ンテナンス・オルガニゼーションという項目がございまして、そういういわゆる先生のおっしゃつた一つの組織でサーベイする。ただし、この場合

でも、そのサーベイの責任者は個人のライセン

シーと同じ程度の資格及びキャリアを持たなければならぬという規定がござりますけれども、大

体これに当たりますのが日本の航空法の修理改造認定を受けた工場に該当するものと思われております。これにつきましては、もうすでに私どもの

方は修理改造認定はエンジン、機体及び装備品、これはJAL、ANA、TDA三社を含めてすべて

て認可しております。実際に問題といたしまして

は、すでにこの組織確認は行われておると、ICAOの規定に大体合つておると、そういうふうに了承しております。

○政府委員(官川晋君) お答え申し上げます。

確かに先生のおっしゃつた点真理でござります

けれども、また事実現在のICAOのアネックス

1及びアネックス6のアブルード・メインテナ

ンス・オルガニゼーションというものに対する解

釈というものはまだICAOではつきりはしてお

らない面が多い。現在ICAOはこのためアブルード・メインテナ

行つて ICAOにおいて調査、討議しようということになつておりますので、大体現行の見る範囲では ICAOの基準は日本の航空法に大体合つてゐる、その逆も合つてゐるというふうにはおよそ言えるかもしません。まだはつきり、アブルーブド・メインテナンス・オルガニゼーションがどういうことでやつていいこうということについてははつきりしております。

○和田春生君 この点についてはぜひ今後も検討を続けてもらいたいと思いますし、時間の関係もありまして、すでに書いたもので説明も受け取っておりますからこの程度にいたしておきたいと思います。

なお安全という面からいきまして、先ほども見張りの義務化の問題について言つたわけですがけれども、日本の空は非常に狭いわけですから、そこの中でもう一ついふことは非常にむずかしいかもわかりませんけれども、たとえば自衛隊が訓練をする、こういう場合に自衛隊の航空機というのは安全を無視していると言つては悪いけれども、戦争になれば落つこちることがたてまえで相当危ないことを見るのは本来の任務なんですね。もちろん人命は大事にしなければいけませんから万全をするにしても、目的がですよ、旅客や貨物を安全に確実に輸送するということとはまるつきり違つ。やっぱり戦闘をするといふことが目的なんですから、そういう訓練の空域というものを分離してしまおやりになる考へ方はないでしようか。

○政府委員(中村大造君) これは自衛隊の飛行機がいわゆる訓練をいたします場合、これは緊急対策要綱に基づきまして、いわゆる訓練空域、こういうものを設定いたしましてそこで訓練をする方をして航空路を飛ぶ場合もあり、また安全圏を飛ぶ場合もあるといふことでござります。ただ自衛隊の航空機といえども通常の飛び方をして航空路を飛ぶ場合もあり、また安全圏を飛ぶ場合についても、たとえば自衛隊の訓練といふ場合には、いま行政措置でやつてある訓練空域の中にもこれを取り入れると、こういうことに対する

必要はあるんではないか。今回の改正も一方において行政措置として訓練空域を設定いたしましたと同時に、このよろづルールを定めまして自衛隊に従来適用除外になつておりますので、このようないふなルール面からの規制を行うということでおふうなルール面からは規制を行つておきます。

○和田春生君 確かに今回、自衛隊に適用除外しておったたとえば管制区、管制圏における飛行の禁止というようなものは適用されると、これは前進だと思います。思いますが、多分に日本の狭い国土で、私もそういう点には専門的知識がわざりあに乏しいわけですから、果たしてできるかどうかという点については確信を持つてゐるわけじゃないんですけども、やはり自衛隊が訓練をする空域といふものと、そして一般の事業用の航空機が航行する空域といふものとを分けると、そこまで積極的に行った方が安全という面ではより望ましいのではないか。いまの場合にはそれを分けるんじやなくて一般の規制を自衛隊機にも適用する場合にはやつてもよろしいと、こうなつているわけですね。そういうのを空域の分離といふことをもっと積極的に図るという考へはないかと聞いているわけです。

○政府委員(中村大造君) この点につきましては、もうすでに零石事故の後緊急対策要綱で訓練空域と一般的の航空路等とは完全に分離するようになりますので、行政措置をいたしましてすでに自衛隊用の試験訓練空域というものを二十カ所設定いたしております。で、訓練はもっぱらその中でやつていただくといふことで、そつういう意味で飛ぶ場合につきましては、やはり一定のルールを定めます。たとえば完全に雲の中に入つてしまつた場合に飛ぶ場合は、計器飛行のみ依存して行なう飛行でございます。だから、たとえば完全に雲の中に入つてしまつたがいまして、自分の操縦しておる航空機の姿勢が平らか傾いているかどうか、高さが幾らか、

でやるのであって、一般的の航空路ではもつたまえとしてやらさないと。改正案では運輸大臣が認めた場合にはどれでもやつていいことになつておられますよね。それはもうやらさないたてまえなんだと、そつはなつてあるけれども、法律では、自衛隊機も一般用のところを飛ぶ場合もあり得るから、そういうことになつてあるけれどももう訓練はやらさないと、そういうたてまえでいくんだといふうに理解していいわけですか。

○政府委員(松本操君) 原則的には先ほど局長がお答えし、いま先生が念を押されたよな方針でございますが、どういふことになつてあるのかと「委員長退席、理事黒住忠行君着席」。ただ法律上の扱いといたしましては、管制区と、こういうふうに書きますと、たとえば高度二万四千フィート以上の日本国上空の空は全部管制区になつてしまします。その中に今度は訓練空域を設定するという、つまり航空路あるいはシエットルートの合間を縫つてそこに訓練空域を設定する、あるいは航空路を飛んでいくといふような場合に、運輸大臣の行います指示に従つて、常時その運輸大臣の与えます指示に従つて飛んでおると、こういう状態がまず一つの計器飛行方式でございます。それから次に、それ以外の航空交通管制区の中でかくかくしてはならないといふ禁止の解除をしておきませんと、その場合にじつまが合なつてしまします。その中に今度は訓練空域を設定するといふと、こういう行政措置をとりました場合には、その訓練空域で適法に訓練をするためには、今度は管制区の中ではやつてもよろしいと、こうなつてゐりますが、基本的な考へは局長の申し上げたとおりです。

○和田春生君 その点は了解をいたしました。後の質問に関連するので、これちょっと質問の内容変わりますけれども、使われている用語の定義の問題ですが、計器飛行といふのはどういうことを意味するのでしょうか。ひとつ端的に説明していただきたいのです。

○政府委員(松本操君) 計器飛行と申しますのは、飛行機を飛ばしている状態だけに着目をしておりますので、たとえば雲の中で周りが何も見えない、計器だけに頼つて飛んでおると、その場合には当然のことながら周りが何も見えないわけですから、有視界飛行方式では飛べるはずがございませんので、もしそういう状態で飛んでおるとすれば計器飛行方式に従つて飛んでおる、こういう

ことになります。今度は逆に、計器飛行方式で雲一つない空を飛んでおると、こういうことになりますと、この場合に計器飛行で飛ばねばならないということはないわけでございまして、計器飛行方式に従つてルートを定め、高さを定め、経由すべき位置を定められて飛んでおりますが、たゞえば自分の飛行機の姿勢というものは目で見て正すことができる。自分の飛行機の位置というのも、下を見ればよく地面が見えると、こういう場合にこれは計器飛行をしているわけではない、計器飛行方式では飛んでいるかもしれないけれども、計器飛行ではない、こういうことでござります。

○和田春生君 そつすると、この場合の計器飛行というのは、人間がもつ手を加えずに計器のみによつて飛行機が運航されていると、そういう状態を計器飛行といつうわけですか。計器飛行方式といふのは、高度とか飛行機の姿勢とか速度とかルートとか、そういうものを計器飛行による場合と同じ方法で飛んでいる場合に、これは計器によらずに人間が操縦していると、そういうのをいふんですか。

○政府委員(松本操君) 非常にややこしい言葉使いでござりますので、あるいは御説明が舌足らずだったかと思いますが、計器飛行と申しますのは、先ほど申し上げましたように航空機の姿勢、高度、位置、針路の測定を計器に頼らないということですございまして、飛行機を飛ばすためにパイロットがみずから操縦をしている、これは当然のことで、仮にそのときにオートパイロットを入れてあるうとなからうと、それとは関係ございません。基本的には、ですからパイロットがみずから手で操縦をしておりましても、飛行機の姿勢なり位置なり高度なりというものを計器だけに頼つて飛んでおる、そういう状態をいうんだ……。

○和田春生君 それを計器飛行方式による飛行……

真っ暗やみで何も見えないというふうなときには、計器だけを見ながら飛んでおるというのが計器飛行でござりますから、仮に有視界飛行の場合でありましても、前後ろはよく見えておる、前後ろはよく見えておるんだけれども、下の方がどうもよくわからぬ、たとえば海の上を飛んでおるためには自分の位置がよくわからないというふうな場合に、これは計器飛行をせざるを得なくなりますね、自分の位置がわからないわけですから。しかし位置がわかりさえすればそれは計器飛行ではなくて、目で見て自分の位置なり姿勢なりが判断できるわけでございまして、その場合には有視界飛行をしていると、こういうことになる。で、計器飛行方式というのは、先ほど申し上げましたように、運輸大臣の指示、具体的には管制官の指示、つまりもつとくだいて言いますれば管制を受けながら飛んでおる、一番くだいて申しますならば管制を受けながら飛んでおる状態、これが計器飛行方式によって飛んでおるというふうに御理解いただければいいと思います。

○和田春生君 ある程度わかつてきただんですが、そうすると、計器飛行方式による飛行というのはすべて管制を受けて飛んでおる、そういうことに理解したらいいわけですね。計器飛行という場合には管制を受けていない場合もあるわけですね。

いまのあなたの説明を聞けば——いや、ほくの頭が悪いかどうかわからぬけれども、その区別というのは、これが後の質問に關係があるので念を押しているんです。

○政府委員(松本操君) 実務的には先生のおつしやるとおりだと思います。計器飛行をするような状態、つまり周りを見ても何も見えない状態、そこを有視界飛行で飛べるはずがございませんから、有視界飛行方式で。そこを飛ぶためには管制を受けなければ飛びようがないわけなんです。したがいまして、当然計器飛行で飛んでおります場合には管制を受けていると、実務的には管制を受けているつまり計器飛行方式で飛んでいるといふふうに御理解いただいても間違いないと思いま

○和田春生君 そうすると、そこにもう一つ計器航法による飛行というのがありますな。これはどういうことになりますか。

○政府委員(松本操君) 計器航法と申しますのは、航空機の姿勢と高度と位置、これを計器によって測定をしておりますので……

○和田春生君 そうしたら、あんたのさつき言った計器飛行と同じになっちゃうよ。

○政府委員(松本操君) したがいまして、もう一度言い直しますと、先ほど申し上げましたように、計器飛行というのは、姿勢、高度、位置、針路、この四つのエレメントを全部計器に頼つておる、これが計器飛行でございます。計器航法と申しますのは、このうちのいずれか三つを計器で測定をしておる、こういう状態で飛んでおる、そういう飛び方というふうになつております。

○和田春生君 そういたしますと、この改正案の新しい九十三条に、「航空機は、地上物標を利用してその位置及び針路を知ることができるときは、計器飛行又は計器航法による飛行を行なつてはならない。」こういう規定が入つてきましたですね。前の九十四条では、「航空機は、有視界気象状態においては、計器飛行を行つてはならない。」となつておつたんですが、今度は「地上物標を利用してその位置及び針路を知ることができるときは、計器飛行又は計器航法による飛行を行なつてはならない。」という禁止規定なんですが、これは具体的にどういうことを意味するなんですが。

○政府委員(松本操君) これは現行の九十四条に「(有視界気象状態における飛行)」という条文がございまして、「航空機は、有視界気象状態においては、計器飛行を行つてはならない。」、こういうことになります。この趣旨はどういうことであつたかといいますと、有視界気象状態における飛行では地上物件が視認し得ることが多く、かつ地上施設を含めて余り計器の精度が悪い場合に、有視界気象状態においては、自己の位置、針路の測定を計器のみに依存しないで地上物

標を十分に利用して正確に飛べと、こういうふうな趣旨であつたわけです。したがつて計器飛行を行つてはならない、つまり先ほど申し上げた四要素を全部計器だけに頼つてはだめだと、こういう趣旨があつたわけです。

ところが最近におきましては、そういうことではなくなりまつて、かつ從来——注意義務のことでお答え申し上げました、従来不十分な形で裏側規定のような形であつた注意、見張り義務、これも実は九十四条で読める、こういう理解に立つておつたわけでございますが、注意義務につきましては七十一条の二をもつて特記をいたしまして、この部分を外してしまいました。したがつて現行九十四条の中から、そういうふうなことを入れる必要がなくなつてまいりましたので、その部分を外してしまつて、そうして内容の趣旨を正確にすると、こういうふうな意味でこの規定を入れたわけでございます。

○和田春生君 私は航空の専門家ではないので、その点どうもびんと理解できないんですけど、むしろ安全という見地からいけば、先ほど來用語の定義をしつこく聞いたのはそれがあるのですけれども、九十三条は、計器飛行を行つてはならないといふのは意味がわかるのですが、地上物標を利用してその位置及び針路を知ることができる場合でも計器航法による飛行はやつた方がいいんじやないのでしょうか。それまで禁止しなくてはならぬというのははどういう意味なんでしょうか。

○政府委員(松本操君) 個々の用語の理解の仕方でございますが、「計器飛行又は計器航法による飛行を行なつてはならない。」といふ書き方の意味は、私どもが理解しておりますのは、どう申し上げたらよろしいのでしょうか、たとえば先ほどの四要素を計器だけに頼ると計器飛行になる。あるいは三要素を計器によつて測定すれば計器航法になる。それだけで飛んでしまう、ということではなくて、地上物標を利用してその位置、針路を知ることができる状態であるのでそれをも積極的に使いたいなさい、それはそれらの地上物標を利用する

とによりまして、さらに正確かつ安全に飛行できるのではないかという積極的な意味においてこの規定が入つておる、こう解していただくとよろしいかと思います。

○和田春生君 ばくは法律条文としてはそう解釈できないと思いますね、これをまともに読めば。

「航空機は、地上物標を利用してその位置及び針路を知ることができるとときは、計器飛行又は計器航法による飛行を行なつてはならない。」両方やつちやいけない。そつなるでしょ、この九十三条。

むしろ安全のために人間が目で見て確かめるよりも計器航法による飛行をやつた方が安全なんじやないでしょか。それプラスよく見ておけと。

○政府委員(松本操君) 計器飛行とか、あるいは計器航法とか申しますのは、先ほどの定義のことでも申し上げましたように、たとえば計器飛行と申しますのは、四要素の測定を計器にのみ依存するのが計器飛行でございます。外を見ないわけ

で、せつかく地上の物標が見えておるわけであるから、計器にのみ頼つて飛ぶという飛び方ではなく、見えておる物標も使つて飛びなさい、こういう趣旨であるわけなんです。

○和田春生君 そういう趣旨のふつうにこれが理解をされるならいいんですけど、何か事故が起きたときに必ずしもそれは解されないという形になると、これは一つの禁止規定になつてゐるわけですから重要な問題が生ずるおそれがあるんですね。絶対その心配がないと、これで航空の専門家はよくわかるんだということならそれはいいんですけどもどう考へてもこの規定といふのは計器航法による飛行を行つてはならないということなんですから、計器航法による飛行と目で確認するものと両方やりなさいと、積極的な意味といふにはどうしても理解できないんですがね。大丈夫ですか。

○政府委員(松本操君) 計器航法と申しますの

は、三要素を計器にのみ頼る、そういうことをやつ

てはいけないとこういうことでござりますね。計器にのみ頼るという飛び方で飛んではいけない、一番

碎きますとそつういう趣旨にならうかと思います。地上物標が見えるときは計器にのみ頼つて飛んではいけない、骨のところだけ申しますとそつういう考え方にならうかと思います。その計器にだけ頼るやつ方が、四つ頼るか三つか、そのうちの三つ

のいづれかを頼るかという違いがありますもので

すから、したがつて用語上も二つ「又は」でつながつて出てきておる、こう御理解いただけばよろしいのではないかと思います。

○和田春生君 そうすると、先ほど質問しておつたところに戻るわけですけれども、三十四条のと

ころで「計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行なう飛行（以下「計器航法による飛行」といふ。）と書いてあるから、

そういうよつないわゆる位置及び針路の測定を、計器に依存して飛行をしておつても、目で見ておればそれは計器航法による飛行とは言わない、こ

ういうことですか。

○政府委員(松本操君) 定義上からいままさに先生おつしやいましたように、それだけに頼つていなければ計器飛行ではない、こういうことになります。

○和田春生君 そうすると、この規定は九十四条の二がその次にあるわけですが、航空機は航空交

通管制区または航空交通管制圏のうち運輸大臣が告示で指定する空域においては計器飛行方式によらなければ飛行してはならない。こういうことに

なつておりますね、規定が。この九十三条の規定

といふものは、この九十四条の二の場合には当然排除されている、こういうふうに解釈していいわけですか。

○政府委員(松本操君) 九十三条の規定は、「計器飛行又は計器航法による飛行」でございまして、ただいま御質問のごつきました九十四条の二は計器飛行方式によるというわけでござりますので、排除は別にしていい。計器飛行方式によれとい

うのは、先ほど私申し上げましたように、管制を受けて飛びなさい、こういうことでござりますか

受けて飛びなさい、こういうことでござりますから、おれは管制を受けているんだから何も見えないで飛んでいるんだというのはだめなんであつて、

当然計器も見ましようし、見える限り地上物標も見ましようし、相手機も見ましよう、こういう考

え方でござりますので、別に相反する思想である

ということではございません。

○和田春生君 この辺は、やはりふだんのときには当然あたりまえのことにやられておると思うのですが、何か事故が起きたときに、私自身が素人のせいかもわかりませんよ。読んでいるうちに大

分混乱をしてきて、操縦者等について不当な扱いを受けるおそれはないかなという感じがしたので確かめているわけですが、大体いまの質疑応答の範囲内でわかつたよう思います。この点につい

ては、しかと解釈、運用という面については留意をしていただきたいというふうに思います。

それでは大分時間もたちましたので……。航空法の問題について、先ほど来幾つかの点を取り上げて質問いたしました。まだまだ問題点はありますし、用意をしてきたわけでござりますけれども、運輸大臣に重ねてお伺いいたしたいと思うのです。先ほども少しお伺いいたしましたが、やはりいまの日進月歩の状況から考えてみて、この航空法の改正は、現在の航空法から見れば大きく前進しているということは認めます。そうした意味では、私も今度の改正には肯定的である、原則的に賛成をする立場に立つておる。しかし、かなり見直さなければならぬ点がある。そこで事故が起きてから調査委員会をつくつていろいろ調べたり勧告を受けたり答申を求めてやるというのではなく、私は考えております。したがつて、それらも含めまして、今後再び事故が起きたから見直すという後追いでなしに、全面的に現状に合つもうに、あらゆる角度から検討をして、いわゆる全面改正に持つていただきたい、こういう意図は十分に持つてゐるわけございまして、幸いに今国会でこの法案の一部改正が成立をさせていただきますれば、部分的にはすでに全面改正についてのデータ等もあるわけござりますから、直ちに全面改正に向かって全体的な取り組みをしていただきたい、かよう

に考へておるわけござります。

ういう積極的な役割りを運輸省としては果たしてもらいたい、こういうふうに考えているわけですが、その点の大臣の所見を伺つておきたい。

○国務大臣(木村勝男君) 実はこの一部改正は、三年前に、あの事故にかんがみまして、取り上げて着手をして、二年かかつて初めて今国会で御審議をいただいておるということでおざいます。

もしも当時、三年先の国会で御審議をいただくのだということであれば、そのときには全面改正に着手しておられたし、またそれができたと思つてござりますが、当時はあの事故にかんがみまして、特に航空安全の面に重点を置いて早急にひとでござりますが、當時はあの事故にかんがみまして、改訂をやるということで、一部改正に着手しましたので、それが伸び延びになりました今日御審議をいただいておるわけござります。

したがつて、いま和田さんの御指摘のように、航空事情は日進月歩いたしております。あるいはこの法律の中には、運航方法のみならず、機材等も三年前と今日とはだいぶ変わっております。航空事業そのものについての規制もござりますし、いろいろたくさんの要素も含んでおるわけ

でござります。これはすべて現時点の航空事情、航空の実態、そういうものに沿つていらない点、すでに改正しなければならない点等も出てきておると私は考えております。したがつて、それらも含めまして、今後再び事故が起きたから見直すという後追いでなしに、全面的に現状に合つもうに、あらゆる角度から検討をして、いわゆる全面改正に持つていただきたい、こういう意図は十分に持つてゐるわけございまして、幸いに今国会でこの法案の一部改正が成立をさせていただきますれば、部分的にはすでに全面改正についてのデータ等もあるわけござりますから、直ちに全面改正に向かって全体的な取り組みをしていただきたい、かよう

(理事黒住洋君退席、委員長着席)

○和田春生君 ぜひそういう方向で積極的に取り組んでいただきたい、こういうふうに思います。今度の航空法の改正の条文と直接関連はないの

ですが、次の問題についてお伺いをしたいと思うのですが、それは沖縄の離島間の航空についてなんです。このことについて、しばしば現地からも私のところに要請が来ておりますし、私自身も向こうに行つていろいろ聞いているわけですが、その中で聞き捨てならぬというと言葉は適当ではないかもわかりませんけれども、現地の関係者は沖縄が日本に復帰をして、そして日本の航空法の適用下に置かれた。そして本土並みに万事持つていただけたということが今日の経営危機を招いた一番大きな原因の一つである、それは何とかならないのか。聞きょうによつてはアメリカのときの方がよかつた、こういうことが言われるわけあります。

しかし、こちらの方ではもちろん航空機も今日では重要な輸送手段でございますが、沖縄の場合には船と飛行機——しかし今日の時代のテンポからいえば船というものは非常にスピードも遅いわけでありますし、どうしてもああいう島によって成り立っている地域では航空機が中心にならなくちゃいかぬ。言つなれば、本土とはもっと大きなか意味で航空機というのは離島の人々の生活の足である、こういうふうに言つていいと思うのです。その南西航空が最近非常に経営難に陥っている。ことしの春の貨上げは一般的に不況を反映して貨上げ率は低かったわけですけれども、南西航空でもそのことで非常にこじれている。しかし、あそこの組合というのが大変建設的な組合なものですから、単にこれは闘争によつて解決をするといふことだけではできない、航空行政そのものにもメスを入れる、そういう形で離島の足を確保する、こういう見地に立つて運動をする必要があるのでないか。こういう形で、私のところにもいろいろ要請も寄せられているわけです。現在の南西航空の状況は運輸省でも御存じだと思いますが、何かこの苦境を救つという意味で特別の対策を考えをおられるかどうか、まずその点をお伺いしたいと思います。

の決算を見ますと、御指摘のように約三億の赤字を計上いたしておるということで、これは南西航空の規模から申し上げますと、やはり相当な負担になつておることは事実でござります。南西航空は大部分がいわゆる離島航空路でござります。島民の重要な足になつておるわけでござりますので、われわれとしては、この路線の確保をどのようにして図るかという重心に重点を置いて南西航空の経営を考えていかなければならぬというふうに考えておるわけで、具体的にどのような方策を講ずるかということが、これはまあ五十年度の大きな問題の一つになつておるわけで、現在具体的にどういう手を打つとかいうことはまだ申し上げられない段階でございますが、いろいろな方法を考えまして、何とかやはりこの路線が安全に運航できるように、そして経営の基盤が回復してまいりますようにできる限り努力したいと思っておるわけござります。

も、大体利用率が八〇%、そこをボーダーにして決められておりますが、八〇%の利用率という形になると、もしそのとおりに経営しようとするれば、乗りたいときに乗れない飛行機にせざるを得なくなってくると思うのですね。もうそれだけのことでもし成績を上げていこうとすれば、しょっちゅう満席に近いという状況あるいはもうほとんど満席が続いているという状況でなければ確保できない。そつすると、あの運賃改定に従つて何とかやつていくようにしてようとすれば、利用者にとってははなはだ利用しにくい状況にならぬかいけない。利用者が気軽に利用できる、空席がぱつと行つても乗れるという状況にすれば全然採算に合わない、こういう形になると思うのです。

もちろん航空会社自身の努力による合理化も必要だらうと思いますが、S.T.O.Lなどもこれは政府の干涉もあって購入したわけですけれども、むしろこれが経営を悪化さしている。そういう中で従業員のモラルが低下をする、あるいはだんだん離れていく、航空会社が経営にやる気をなくしてサービスも悪くなる。これはせつからくの沖縄の離島の諸君の生活の面で、またいろいろな面における文化水準の向上といふ面で私は問題になるのではないか。日本に返つたために悪くなつたというような恨みつらみがだんだん大きくなつてくるというのは望ましくない。そこで個別の対策よりも、たとえば昔は定期航路に対しまして補助がありました。あるいは国内の旅客船等については航路補助等も一部地方自治体に残つてゐるわけですがれども、この離島に対して何らかの助成措置といいますか、補助をやる、それは会社を助けるとのじやなくて、離島の住民の足を確保する、それに対するいいサービスができるということのためにそういう措置が私は必要だと思う。この点について、ひとつ運輸大臣からそういうことをお考えいただけるかどうか、御答弁をお願いしたい。

いましたが、現在では同じような扱いになつてきている。おっしゃるとおりに復帰になつて非常に条件が悪くなつたという点は確かにあります。その中で離島間の、あるいは本土と沖縄の各離島との間、そういう交通の便益を保証するということがわれわれの仕事であるわけでございまして、いまは先ほどのよう機材の購入につきましては一部政府も助成措置をとつておりますが、たとえば海上の離島航路に対する補助とか、あるいは過疎地帯のバスの補助であるとか、そういうものに類する路線についての補助ができるものであろうかということがどうしても頭に浮かぶわけでございます。

これは同じことが沖縄だけではなくて、本土におきましても離島間は船よりも飛行機を使つた方が便利であるというところも、同じような条件のところがあるわけでございます。一応こういう面は同じような観点で考えなければならないわけでございます。そうしますと、そういう離島間の交通の便益を政府がいろんな助成で保証するというときに、いま海上航路は航路の補助をいたしております。それにも条件がありまして、AとBとの島をつなぐ航路で一社だけの場合にしか助成をやつていない。二社競争ということになつておりますと、そこはもう補助の対象にならない。なぜかというと、一社やれるということは、二社が競争できるだけの輸送要請があるからこそは補助が必要ないんだという、単純と言えば単純かもしませんが、そういう理屈でやつておる。

したがつて海上においてすらそういう条件を持つて助成をやつておりますその海上の航路がある、それに加えて空の交通に対しても補助を与えなければいけないかというような問題がございまして、実は来年度予算要求がこれから始まるわけでございますが、御指摘のよくな、ことに南西航空とはいま頭にはあるんでございますが、予算要求

等の面でそれをどういうふうに具現していくか、これは研究問題として目下考へておるわけでございまして、いまここでそういう点について、私がこう決意をしておりますと、ることは、まだちょっと言いにくい段階でございますので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○和田春生君 確かに本土の方でも航空機によつた方が便利であるという離島がないわけではございませんけれども、大臣、向こうに行かれて実際に飛んでみられたかどうか知りませんが、これはもう全然条件が違つんですね。離島で構成されているよつなものですから、わずかに沖縄本島が多少大きいというだけで、船といつてもよつとしなれば欠航いたしますし、しかも県民所得全体も低いわけですが、離島はやはり開発がおくれておりますから、住んでおる人たちの所得も非常に低い。そういう中で運賃に全部転嫁をして、いつて採算に合つような形にしたら、今度は住民の負担といふものが極度に高くなつてきて気軽に利用できない。ですから、ちょうど本土における国鉄ぐらに考えていいんじゃないかと思うのですよ、沖縄の場合の飛行機といふものは、その中心になつてゐるのが從来のエアアメリカを引き継いだ南西航空で、これが一番大きい航路網を持つてゐるわけですね。

ですから本土のことも同じように考えなくちゃいけないからというのは、私から言わせると多少これは官僚的な逃げ口上で、沖縄の特殊性にマッチしてやる、こういふことがまず先に立たないと、やめたということになつたり、このままでいけば、幾ら従業員がある程度良識的に考へておるといつても限度がありますから、じやストライキなどいふような形でストップしてしまつて、いつ形になる。しかも会社と現地だけでは解決不可能になる、政治問題が持ち上がりてくる可能性もはらんでいると思つのです。いまのところはそこまでいって、ストライキも實際やるところまでいったわけですけれども、ここだけストライキをやつて

おつたのでは解決しないし、地域住民にも迷惑をかけるから、ひとつ政治的な解決をやろう。そつ

いう形について努力すると、こういうことを条件にして一時休戦しているというかつこうですか

山なんです。安定しているわけじゃない。そつ

いつまでもほつておけば、背に腹はかえられぬ

という形で深刻なストライキに転化をしていく、やめたという形にならぬとも限らない。いま休火

山なんです。安定しているわけじゃない。そつ

したがつて運輸大臣は、もつと積極的に、これ

はやはり沖縄の特殊事情として、航空機が本土に

おけるバスあるいは国鉄というものに匹敵する日

常の足なんだ。またそういう状況をつくつていかなくちやいけないのだ、これから。向こうの方の

地域的な文化の水準あるいは地域の開発というこ

とを考えた場合にやつていかなくちやいけないの

だという面で、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい、重ねて要求をし、運輸大臣の所信をお伺いしたいと思うんです。

○國務大臣(木村睦男君) 私はさつき日本全体のことと申しあげたんですが、だからそれによって一律に律するという意味で言つておるわけではございません。もちろん沖縄の特殊事情ということとも十分心得ておりますので、一般的なそういった状況の中で、沖縄の特殊性といふものを重視して、沖縄だけは別の異なる措置を講じなきやいかぬなという点で実は考へつつあるということを御理解いただきたいと思います。

○和田春生君 質問を終ります。

○委員長(宮崎正義君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時七分散会

請願(第五七五一号)(第五七五二号)(第五七五三号)

昭和五十年五月二十六日受理

請願者 新潟市石山八七三ノ四 木村きよ外四百四十九名

紹介議員 杉山善太郎君

氣象庁の定員削減、業務整理反対等に関する請願

請願者 新潟市石山八七三ノ四 木村きよ外四百四十九名

紹介議員 宮崎正雄君

氣象庁の定員削減、業務整理反対等に関する請願

請願者 渡辺憲雄外四百五十五名

氣象庁の定員削減、業務整理反対等に関する請願

請願者 鳥取県境港市森岡町一、〇三八

紹介議員 宮崎正雄君

氣象庁の定員削減、業務整理反対等に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町一ノ三ノ四

紹介議員 青木薪次君

氣象台、測候所に予報官を増員、配置して常時監視態勢を確立すること。

五、地上気象、レーダー、地震、津波などの常時監視態勢の確立と農業気象、航空気象、公害観測、海洋観測強化のための要員、調査研究要員を確保すること。

六、離島、山岳、山間へき地、観測船の勤務者はもちろん、すべての気象業務に従事している者の労働条件、生活条件、待遇の改善をはかること。

この請願の趣旨は、第五六二〇号と同じである。

○和田春生君 質問を終ります。

○委員長(宮崎正義君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時七分散会

請願(第五七五二号)

昭和五十年五月二十六日受理

請願者 埼玉県戸田市新曾一六一新幹線戸田通過反対市民同盟会内 細野芳

請願(第五七五三号)

昭和五十年五月二十六日受理

請願者 埼玉県戸田市新曾一六一新幹線戸

田通過反対市民同盟会内 細野芳

請願(第五七五四号)

昭和五十年五月二十六日受理

請願者 埼玉県戸田市新曾一六一新幹線戸

田通過反対市民同盟会内 細野芳

請願(第五七五五号)

昭和五十年五月二十六日受理

請願者 埼玉県戸田市新曾一六一新幹線戸

田通過反対市民同盟会内 細野芳

請願(第五七五六号)

昭和五十年五月二十六日受理

請願者 埼玉県戸田市新曾一六一新幹線戸

田通過反対市民同盟会内 細野芳

請願(第五七五七号)

昭和五十年五月二十六日受理

請願者 埼玉県戸田市新曾一六一新幹線戸

田通過反対市民同盟会内 細野芳

請願(第五七五八号)

昭和五十年五月二十六日受理

請願者 埼玉県戸田市新曾一六一新幹線戸

田通過反対市民同盟会内 細野芳

請願(第五七五九号)

昭和五十年五月二十九日受理

請願者 埼玉県米子市東福原六〇五ノ一

紹介議員 石破一朗君

氣象庁の定員削減、業務整理反対等に関する請願

(八十一通)

請願者 埼玉県米子市東福原六〇五ノ一

紹介議員 青木薪次君

この請願の趣旨は、第五六二〇号と同じである。

○和田春生君 質問を終ります。

○委員長(宮崎正義君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時七分散会

紹介議員 潤谷 英行君 太郎外七千二百六十三名

東北・上越新幹線計画について、日本国有鉄道は、次の事項の実施を図られたい。

一、埼玉県戸田市・浦和市・与野市を通過する計画を白紙撤回すること。

二、既設沿線住民の被害を解決するまで全計画案を中止すること。

理由

新幹線鉄道の既設沿線住民は開通以来十年余もの間、騒音・振動・電波障害・日照妨害その他家屋の損傷から健康被害まで、さまざまな公害に悩まされている。しかるに当局はこれらの問題の抜本的解決を放棄したまま新幹線の建設を強行している。特に埼玉県南地域は地盤軟弱、住宅密集地である関係上、このような建設計画は絶対認めるることはできない。

(二通) 第五七五二号 昭和五十年五月二十九日受理 東北・上越新幹線計画の白紙撤回に関する請願

請願者

埼玉県浦和市鹿手袋七八五浦和新幹線対策住民連絡協議会会員 斎藤 健三外一万四百四十二名

この請願の趣旨は、第五七五一号と同じである。

第五七九〇号 昭和五十年五月二十九日受理 東北・上越新幹線計画の白紙撤回に関する請願

請願者

埼玉県浦和市西堀二、一四一ノ九 未藤郡四郎外五千六百一十五名

この請願の趣旨は、第五七五一号と同じである。

(二通) 請願者 埼玉県浦和市西堀二、一四一ノ九 未藤郡四郎外五千六百一十五名 東北・上越新幹線計画の白紙撤回に関する請願

紹介議員

田渕 哲也君 第五七九二号 昭和五十年七月一日印刷

この請願の趣旨は、第五七五一号と同じである。

一、東北・上越新幹線計画の白紙撤回に関する請願 第五八三八号(第五八三八号)(第五八七四号)

請願 第五八三八号(第五八三八号)(第五八七四号)

一、宮崎空港拡張反対等に関する請願(第五九五一号)

一、東北・上越新幹線現在計画の白紙撤回に関する請願 第五九五二号(第五九五二号)

一、宮崎空港拡張反対等に関する請願(第五九五一号)

気象庁の定員削減、業務整理反対等に関する請願 第五七九三号 昭和五十年五月三十日受理

請願者 埼玉県熊谷市佐谷田一四八 小谷 野兵次郎外三百七十八名

紹介議員 潤谷 英行君

この請願の趣旨は、第五六二〇号と同じである。

二、東北・上越新幹線計画の白紙撤回に関する請願 第五八三八号 昭和五十年五月三十一日受理

請願者 小原正明外五千九百三十名

この請願の趣旨は、第五七五一号と同じである。

三、東北・上越新幹線計画の白紙撤回に関する請願 第五九五一号 昭和五十年六月四日受理

請願者 東京都北区栄町三八ノ一〇 吉川 進外千七百九十八名

この請願の趣旨は、第五七五一号と同じである。

四、東北・上越新幹線計画の白紙撤回に関する請願 第五九五二号 昭和五十年六月四日受理

請願者 舟木知恵子外三万六千五百一名 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五七五一号と同じである。

五、東北・上越新幹線計画の白紙撤回に関する請願 第五九五三号 昭和五十年六月四日受理

請願者 東京都北区栄町二ノ九水三島紙工株式会社内 伊藤祐彦外千五百五名

この請願の趣旨は、第五九五一号と同じである。

三、テレビ受信料の减免、電話料の補助を行つこと。
四、航空運用時間の短縮と発着便数の規制を行うこと。

五、漁場を埋め立てる空港拡張をやめること。
六、住民代表や学術専門家を含む空港対策委員会を作り、民間機の空域を優先して移転対策を進めるること。

理由

一、宮崎空港は、宮崎市の市街化区域の中に位置し、住居専用地域内にあり、空港周辺の直接被害世帯は、約二千三百戸に及び、騒音に悩まされ、鼻血・ぜんそく・へんとうせん肥大・不眠・イライラ等の健康障害に侵されている。

二、現在の海側延長の拡張計画が実行されると、漁民は、日向灘沿岸漁場を奪われ、経営と生活を脅かされ、年間七億円以上にも及ぶ被害が予想される。

六月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水先法の一部を改正する法律案(衆)

水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

水先法の一部を改正する法律案(衆)

水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を改正する法律案(衆)

水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を改正する法律案(衆)